

平成 18 年

塩竈市議会会議録

(第117巻)

第3回定例会 9月11日 開 会
9月28日 閉 会

塩竈市議会事務局

平成 1 8 年 9 月 定 例 会 日 程 表

会期 1 8 日 間 (9 月 1 1 日 ~ 9 月 2 8 日)

月 日	曜 日	区 分	会 議 内 容	会 期
9 . 11	月	本 会 議	会期の決定、諸般の報告、請願第 2 7 号及び第 2 8 号、認定第 1 号及び第 2 号、議案第 7 6 号ないし第 8 5 号、議案第 8 6 号及び第 8 7 号	1
12	火	休 会		2
13	水	"	総務教育常任委員会 (北側委員会室) 10 : 00 ~	3
14	木	"	産業建設常任委員会 (北側委員会室) 10 : 00 ~	4
15	金	"	民生常任委員会 (北側委員会室) 10 : 00 ~	5
16	土	"		6
17	日	"		7
18	月	"	敬老の日	8
19	火	"	平成 1 7 年度決算特別委員会 10 : 00 ~	9
20	水	"	平成 1 7 年度決算特別委員会 10 : 00 ~	1 0
21	木	"	平成 1 7 年度決算特別委員会 10 : 00 ~	1 1
22	金	"	平成 1 7 年度決算特別委員会 10 : 00 ~	1 2
23	土	"	秋分の日	1 3
24	日	"		1 4
25	月	"		1 5

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
26	火	本会議	議案第76号ないし第85号（各常任委員会委員長議案審査報告）請願第23号、第25号ないし第28号（各常任委員会委員長請願審査報告）認定第1号及び第2号（平成17年度決算特別委員会委員長審査報告）議員提出議案第7号、議員派遣の件	16
27	水	本会議	一般質問 田中 徳寿 議員 吉川 弘 議員 浅野 敏江 議員 中川 邦彦 議員	17
28	木	本会議	一般質問 伊藤 博章 議員 曾我 ミヨ 議員 福島 紀勝 議員 伊藤 栄一 議員（閉会）	18

塩竈市議会平成18年9月定例会会議録目次

(9月定例会)

第1日目 平成18年9月11日(月曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
請願第27号及び第28号	6
認定第1号及び第2号	6
総括質疑	12
伊 勢 由 典 君	12
議案第76号ないし第85号	16
提案理由説明	16
総括質疑	20
小 野 絹 子 君	20
議案第86号及び第87号	24
提案理由説明	24
採 決	24
散 会	25

第2日目 平成18年9月26日(火曜日)

議事日程第2号	27
開 議	29
会議録署名議員の指名	29
議案第76号ないし第85号(各常任委員会委員長議案審査報告)	29
採 決	32

請願第23号、第25号ないし第28号（各常任委員会委員長請願審査報告）	33
討 論	35
中川邦彦君	35
志子田吉晃君	37
採 決	39
認定第1号及び第2号（平成17年度決算審査特別委員会委員長審査報告）	40
討 論	44
伊勢由典君	44
佐藤貞夫君	48
採 決	53
議員提出議案第7号	53
趣旨説明	53
採 決	54
議員派遣の件	54
採 決	55
散 会	55

第3日目 平成18年9月27日（水曜日）

議事日程第3号	57
開 議	59
会議録署名議員の指名	59
一般質問	59
田中徳寿君	
財政政策について	60
塩竈市の財政に対する現状と展望	
・一時借入金について	
・一般会計における資本費平準化債と退職手当債の活用について	
・駐車場特別会計と魚市場特別会計について	
・市立病院事業会計について	

- ・塩竈市土地開発公社について
- ・市税収入の増加策について
- ・今後の予算編成の仕組みについて

吉川 弘君

市長の政治姿勢について	73
行政運営に当たっての市長の考え方について	
「第2回市民満足度調査」の結果をどう分析しているのか	
水産・商業の活性化とまちづくりについて	75
地場産業の実態と水産・商業・まちづくりをどう進めるのか	
貨物ヤード跡地への大型店進出の対応について	
障害者自立支援法について	76
障害者自立支援法による影響をどのように把握しているのか	
応益負担の撤回を国に求めるとともに市独自の軽減策を行うべきでは	
市民への交通政策について	77
西部地域をはじめ、バスが走っていない地域への住民アンケート実施の考えは	
バスが走っていない地域への市の交通政策は	

浅野 敏江君

障害者福祉について	89
障害者福祉サービス利用者の負担の軽減を	
公園事業について	90
公園の環境利用のあり方	
公園内の防犯対策	
産業の振興と環境について	91
「アカモク」の利活用	
障害者対策	92
保育所・学校での取り組み	
放課後の過ごし方	

中 川 邦 彦 君	
まちづくりについて	103
非核都市宣言をしているまちとして実効性のある取り組みについて	
場外馬券売り場設置について	
防犯対策について	107
新潟県中越地震からの教訓と本市の地震対策について	
環境整備について	108
北浜二丁目の高台における防災道路の整備について	
市道塩竈新駅上の原線の今宮町側と一森山側の側溝の整備について	
散 会	120

第 4 日 目 平 成 1 8 年 9 月 2 8 日 (木 曜 日)

議事日程第 4 号	121
開 議	123
会議録署名議員の指名	123
一般質問	123
伊 藤 博 章 君	
医療保険制度の改革及び宮城県第 5 次地域保健医療計画の見直しに	
ついて	123
障害者自立支援法施行並びに改正児童福祉法について	127
男女共同参画の取り組みについて	130
路線バスの廃止問題について	132
職員定数の管理について	132
仙台塩釜港港湾計画の改定について	138
曾 我 ミ ヨ 君	
男女共同参画の推進について	140
これまでの取り組みの到達は	
条例制定のために検討する課題は何か	
推進に当たっての具体的な取り組みは	

藻塩の里について	141
藻塩の里の暫定施設と恒久的施設の建替えについて	
介護保険事業について	141
4月から新予防給付の取り組みがどのようにすすめられているのか	
予防給付対象者となる方への対応は整っているのか	
要支援1・2及び要介護1の方が利用していた福祉用具貸与及び	
ホームヘルパーの派遣を機械的に制限しない対応を	
介護認定者の負担軽減策となる障害者控除の徹底について	
救急医療体制について	143
休日・夜間の救急医療体制のその後の取り組みについて	
奨学金制度について	143
県内の自治体の奨学金制度の実施状況について	
塩竈市の奨学金制度の早期実施について	
福 島 紀 勝 君	
海辺の賑わいゾーンと街づくりについて	156
全体の進捗状況は	
土地等の賃貸及び条件は	
地盤沈下に対する考慮は	
桜並木の植栽計画は	
下水道の処理方法はどうなるのか	
学校教育と今後の動向について	157
ゆとり教育での学力への影響は	
2学期制と3学期制での問題点は	
県立高の学区撤廃をどう考えるべきか	
塩竈への集客とPRについて	158
路線バスと100円バスについて	158
保険料及び各種税金等の滞納実態について	159
伊 藤 栄 一 君	
市長の政治姿勢について	172

市長の公約で「日本で一番住みたいまち塩竈」と述べているが、
今期、特に力を入れたと思うことについて
当選以来、市には財政の危機感があったが、どのように改善したのか
隣接市町の合併で地域を元気にする政策はないのか
過去・現在・未来、昭和30年、50年、平成10年代等を思い浮かべ
今後の塩竈の未来像について

学校教育について 174

自分自身、家族、先生、警察官等、取り巻く環境を理解できるような
教育方法について
思いやり、マナー、ルール等、とっさに判断、行動できる教育方法に
ついて

閉 会 185

平成18年9月定例会 9月11日 開 会
 9月28日 閉 会

議案審議一覽表
請願審議一覽表
請願文書表
議員提出議案

塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覽表

付託委員会名	議案番号	件 名	議案結果	議決年月日
平成17年度決算特別委員会	認定第1号	平成17年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について	認 定	18.9.26
	認定第2号	平成 17 年度塩竈市立病院事業会計及び塩竈市水道事業会計決算の認定について	認 定	18.9.26
総務教育	議案第78号	消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決	18.9.26
	議案第79号	平成18年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	18.9.26
	議案第84号	浦戸地区辺地総合整備計画の変更について	原案可決	18.9.26
民 生	議案第76号	塩竈市社会福祉事務所設置に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	18.9.26
	議案第77号	塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決	18.9.26
	議案第79号	平成18年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	18.9.26
	議案第80号	平成18年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決	18.9.26
	議案第81号	平成18年度塩竈市老人保健医療事業特別会計補正予算	原案可決	18.9.26
	議案第82号	平成18年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	18.9.26
産業建設	議案第79号	平成18年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	18.9.26
	議案第83号	平成18年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算	原案可決	18.9.26
	議案第85号	市道路線の変更及び廃止について	原案可決	18.9.26
	議案第86号	公平委員会の委員の選任について	同 意	18.9.11
	議案第87号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	同 意	18.9.11
	議員提出議案第7号	道路網の整備促進と道路特定財源の堅持に関する意見書	原案可決	18.9.26

塩竈市議会 9 月定例会 請願審議一覽表

受理番号	件 名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第 2 3 号	患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める意見書提出についての請願	18. 2. 20	民 生	継続審査	18. 9. 26
第 2 5 号	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出に関する請願	18. 6. 6	総務教育	継続審査	18. 9. 26
第 2 6 号	国に最低賃金制度の改正を求める意見書採択に関する請願	18. 6. 6	産業建設	不採択	18. 9. 26
第 2 7 号	塩釜駅にエレベーターの設置を求める請願	18. 9. 5	総務教育	継続審査	18. 9. 26
第 2 8 号	「学区の撤廃に反対し、学区制問題での公聴会開催を求める」意見書採択に関する請願	18. 9. 5	総務教育	継続審査	18. 9. 26

平成18年9月11日 塩釜市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 27 号
受理年月日	平成18年9月5日
件 名	塩釜駅にエレベーターの設置を求める請願
要 旨	<p>【請願の主旨】</p> <p>高齢者や身障者のためにＪＲ東日本仙台支社に積極的に働きかけて、東北本線塩釜駅にエレベーターを設置されるよう要望します。</p> <p>【請願の理由】</p> <p>高齢化社会の中、塩釜市では現在65歳以上の高齢者率は23%を超え、2年後には4人に1人が高齢者となると予測されています。</p> <p>この間、2001年に仙石線の本塩釜駅にエレベーターが設置され、さらに2003年には下馬駅にエレベーターが設置されました。また、仙台駅の各ホームもエレベーターが設置されて、高齢者や身障者にやさしい駅になってきており、多くの市民から大変喜ばれています。</p> <p>ＪＲ東日本仙台支社は「東北本線の塩釜駅と仙石線の東塩釜駅にエレベーターを設置をしたい。財源として国とＪＲで3分の2をもち、残りを自治体にお願したい」と考えを明らかにしています。</p> <p>高齢者、身障者の方などが東北本線をさらに利用しやすいようにするために、ＪＲ東日本仙台支社に積極的な働きかけを行い、塩釜駅にエレベーターを設置されるように要望いたします。</p>
提出者 住所・氏名	塩釜市玉川1丁目2-6 塩釜駅にエレベーターの設置を求める会 佐藤 利子
紹介議員 氏 名	小 野 絹 子 吉 川 弘 東海林 京 子 福 島 紀 勝 伊 藤 博 章
付託委員会	総務教育 常任委員会

番 号	第 28 号
受 理 年 月 日	平成 18 年 9 月 5 日
件 名	「学区の撤廃に反対し、学区制問題での公聴会開催を求める」意見書採択に関する請願
要 旨	<p>【請願の趣旨】</p> <p>学区の撤廃は、高校の序列化と競争を激化させ、公教育を破壊し、地域にも大きな影響を及ぼすものです。そしてまた、今日の子どもと教育の危機打開という父母・国民の切実な要求に応えるものではなく、より一層子どもたちを苦しめるものであり、通学区の撤廃に反対します。</p> <p>また、学区制問題で県民合意をすすめるため、県教委主催での意見交換のできる公聴会を県内各地で開催されますよう求めるものです。</p> <p>このことについて貴議会が意見書を採択し、宮城県知事および関係機関に送付していただくことを求めます。</p> <p>【請願の理由】</p> <p>宮城県教育委員会は、高等学校入学者選抜審議会からの「通学区域（学区制）の今後の在り方について」の最終答申を 10 月に受け、早ければ、現在の中学 2 年生が対象となる 2008 年度からの新制度の導入を意図しています。</p> <p>7 月に発表された「答申素案」では、「特定の地区・学校への志願者の集中や学校間格差の助長などの懸念はあるものの、現在の通学区域については、撤廃し、全県一学区が望ましいと判断した」として、通学区の撤廃の方針を打ち出しています。その根拠として、平成 17 年 11 月～平成 18 年 2 月に県教委が実施した「県立高等学校の通学区域（学区）に関する意識調査」のデータですが、学区拡大と学区撤廃の回答者数を合計し、あたかも学区撤廃が多数であるように描くなど、「学区撤廃を希望する県民が少数」だったという結果とは違った恣意的な分析を行っています。</p> <p>現在でも学校間格差は存在し、学区が撤廃されれば、次のようなことが心配されます。</p> <p>第一に、希望者が仙台圏に集中し、現在でも 1.5 倍の高受験倍率である仙台圏の受験競争はますます深刻になります。そのため、仙台圏に居住しながら仙台圏の高校へ入学できない生徒が増えていくことが予想されます。そしてまた、不本意入学、遠距離通学が強いられる生徒の増加で、不登校や中退者が増えることが心配されます。</p> <p>第二に、仙台圏以外の高校では、志願者が今まで以上に減少することが予想されます。定員にほど遠い人数の入学しかない状態が続いた場合は、廃校とすることが県教委の方針ですので、もしそうなれば、地域の文化・教育・青少年育成の拠点が奪われるとともに、その地域の維持・発展を担う青年層の流出も</p>

	<p>すすみ、地域壊しを加速することになります。</p> <p>第三に、多くの子どもが、遠距離通学を強いられることになれば、親と子どもとの負担が増え、通学費が払えず高校進学を断念せざるを得ない場合も生じます。一方で、通学に利用できるバスの廃止路線が増えるなど、通学に困難な生徒が増える状況が予想されます。</p> <p>第四に、学区撤廃は中学校以下の義務教育における競争の激化と学校間格差の拡大をすすめ、宮城の教育全体に大きな影響をもたらす事態になります。</p> <p>これらから、学区の撤廃に反対するとともに、子どもたちの進路や地域のあり方などに切実な影響を及ぼす決定を拙速に下すことなく、県教委主催での意見交換のできる公聴会を県内各地で開催されますよう求めます。</p> <p>地方自治法 124 条の規定によりお願いいたします。</p>
提出者 住所・氏名	<p>塩竈市小松崎 9 - 43 - 14</p> <p>宮城県教職員組合中央支部 塩竈地区会</p> <p>議長 清水 仁</p> <p>塩竈市桜ヶ丘 9 - 11</p> <p>塩竈母親連絡会</p> <p>会長 小澤 かつ</p>
紹介議員 氏名	<p>中川 邦彦 吉川 弘</p> <p>東海林 京子 福島 紀勝</p>
付託委員会	<p>総務教育 常任委員会</p>

議員派遣の件

平成18年9月26日

地方自治法第100条第12項及び塩竈市議会会議規則第153条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 宮城県市議会議長会秋季定期総会

- (1) 派遣目的 各種議案等の審査
- (2) 派遣場所 石巻市「石巻グランドホテル」
- (3) 派遣期間 平成18年10月26日から27日まで
- (4) 派遣議員 志賀直哉 副議長

2. 第40回宮城県市議会議長会議員研修会

- (1) 派遣目的 講演会等出席
- (2) 派遣場所 角田市「ジュネス我妻」
- (3) 派遣期間 平成18年11月10日
- (4) 派遣議員 議員23名以内

平成18年9月定例会 9月11日 開 会
 9月28日 閉 会

塩竈市議会会議録

平成18年9月11日（月曜日）

塩竈市議会9月定例会会議録

（第1日目）第13号

議事日程 第1号

平成18年9月11日(月曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 請願第27号及び第28号
 - 第5 認定第1号及び第2号
 - 第6 議案第76号ないし第85号
 - 第7 議案第86号ないし第87号
-

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第7

出席議員(23名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 菊地進君 | 2番 | 田中徳寿君 |
| 3番 | 武田悦一君 | 4番 | 伊藤栄一君 |
| 5番 | 志子田吉晃君 | 6番 | 鈴木昭一君 |
| 7番 | 今野恭一君 | 8番 | 嶺岸淳一君 |
| 9番 | 浅野敏江君 | 10番 | 吉田住男君 |
| 11番 | 佐藤貞夫君 | 12番 | 木村吉雄君 |
| 13番 | 鹿野司君 | 14番 | 志賀直哉君 |
| 15番 | 香取嗣雄君 | 16番 | 曾我三三君 |
| 17番 | 中川邦彦君 | 18番 | 小野絹子君 |
| 19番 | 吉川弘君 | 20番 | 伊勢由典君 |
| 21番 | 東海林京子君 | 22番 | 福島紀勝君 |
| 23番 | 伊藤博章君 | | |
-

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	助 役	加藤 慶教 君
収入役	田中 一夫 君	総務部長	山本 進 君
市民生活部長	棟形 均 君	産業部長	三浦 一泰 君
建設部長	内形 繁夫 君	総務部政策調整監	小山田 幸雄 君
総務部次長兼行財政改革 推進専門監兼政策課長	田中 たえ子 君	総務部次長 兼危機管理監	大浦 満 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君
産業部次長 兼商工観光課長	荒川 和浩 君	建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀久 君
総務部 総務課長	郷古 正夫 君	総務部 財政課長	菅原 靖彦 君
健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ 君	健康福祉部 介護福祉課長	高橋 敏也 君
総務部総務課長 補佐兼総務係長	佐藤 信彦 君	市立病院長	伊藤 喜和 君
市立病院事務部長	佐藤 雄一 君	市立病院事務部 次長兼業務課長	伊藤 喜昭 君
水道部長	佐々木 栄一 君	水道部次長	大和田 功次 君
水道部総務課長 兼経営企画室長	尾形 則雄 君	教育委員会 教育委員長	東海林 良雲 君
教育委員会教育長	小倉 和憲 君	教育委員会 教育部長	伊賀 光男 君
教育委員会 教育部次長 兼生涯学習センター館長	渡辺 誠一郎 君	選挙管理委員会 委員長	高木 英助 君
選挙管理委員会 事務局長	星 清輝 君	監査委員	高橋 洋一 君
監査事務局長	丹野 文雄 君		

事務局出席職員氏名

事務局次長兼 議事調査係長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係主査	安藤 英治 君
議事調査係主査	戸枝 幹雄 君	議事調査係主査	斉藤 隆 君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） 去る 9 月 4 日告示招集になりました平成18年塩竈市議会 9 月定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、21番東海林京子君、22番福島紀勝君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（菊地 進君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は18日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は18日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

議長（菊地 進君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様にご配付しておりますとおり、地方自治法第180条第 1 項の規定により、市長に指定しておりました専決処分の報告であります。

専決第25号平成18年（ワ）第412号塩竈市営住宅の明渡し等請求事件の和解については平成18年 6 月26日、専決第26号渡船衝突事故による損害賠償の額の決定については平成18年 7 月28日にそれぞれ専決処分がなされ、地方自治法第180条第 2 項の規定により、9 月 4 日付で議長あてに報告がなされたものであります。

さらに、監査委員より議長あてに提出されました例月出納検査の結果報告 2 件並びに企業会

計例月出納検査の結果報告の2件であります。

これより質疑に入ります。16番曾我ミヨ君。

16番（曾我ミヨ君） 私の方からは、専決第26号渡船衝突事故による損害賠償の額について専決処分がされたわけでありますが、これについて伺いたいというふうに思います。

この事故は、平成17年3月5日に、渡船「すずかぜ」が石浜港へ向け航行中、松島へ向かう松島島めぐりの観光汽船「第3仁王丸」と衝突した事故として報告され、既に平成17年の6月議会で負傷し、事故の損害賠償額についての専決処分も報告されてきたわけであります。今回は、衝突した船の損害賠償額となっておりますが、私は今後の再発防止策が大変重要だと考えて伺うものであります。

今回の事故について、なぜそういう事故になったのか伺いたいと思います。考えてみますと相手方の船は非常に大きいわけで、安全運航の点から言えば相手側にも一定の責任があるのではないかと考えますが、その点でどうだったのか、まずお伺いしたいというふうに思います。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 専決第26号渡船衝突事故に係る損害賠償の額の決定についてご説明をさせていただきます。

ただいま議員の方からご質問がございましたとおり、本市渡船「すずかぜ」が野々島から石浜港へ向け運航中、左舷方向から航行してまいりました松島へ向けた島めぐりの観光船と衝突をいたしましたものでございます。

事故発生日、平成17年3月4日金曜日、午後1時30分ごろでございましたが、当日は雪が降っておったということの天候条件でありました。運航しておりました職員からは不注意と、それから若干見通しが悪かったというようなことを報告を受けております。

我々といしましては、こういった事故が再発されることを防止するため、なお一層、運航管理規程等の強化に現在努めているところでございます。以上でございます。

議長（菊地 進君） 16番曾我ミヨ君。

16番（曾我ミヨ君） ただいま市長から、条件としては雪の中での運航、そしてこちら側の「すずかぜ」の船長さんの不注意があったというふうに説明されたわけですが、それで相手方の船の責任はどうだったのかということでお答えにならなかったわけですが、もしそのことの関係があればお答え願いたいと思いますし、特に再発防止の関係では、渡船というのはその都度気軽に運んでいただけるから非常に便利でありますし、そういう役割があると思いますが、

ただ、やっぱりそういうふうに気軽に運んでいただけるだけに、逆に今度悪天候のときにはだれが一体運航の判断をするのか。悪天候だけでなくいろいろな点が考えられますけれども、その点での判断はどうされているのか。

そして、先ほども一通りの今後の安全対策については考えていくというふうに簡単に述べられておりますが、この事故から学ぶ教訓として今後の対策が考えられているのであれば、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 相手の過失云々ということにつきましては、後ほど担当部長からご説明をさせていただきたいと思います。

私からは、事故発生後の安全運航等について、どういった措置が講じられたかというご質問にお答えをさせていただきます。

渡船の運航につきましては、運航管理規程というものがございまして、その中に運航基準というものが定められております。これは渡船が運航を管理する前に、例えば風速が秒速10メートル未満であること。あるいは波高が0.8メートル未満でありますとか、視距、見通しが500メートル以上とれるというようなことを確認した上で、運航管理者と現地の状況を確認の上、判断して運航開始するということになっております。

再発防止策といたしましては、この事故があった後に、なお一層渡船の運航管理を厳重に行いますため、旧来、市営汽船の運航管理者が、この渡船につきましても運航管理者ということで兼務をいたしておりましたが、より現場に立脚した指導あるいは安全確認、さらには指示ができますように、浦戸ブルーセンターの方に専任の運航管理者を設置させていただいたところでございます。

また、こういった事故を契機に、改めまして渡船従事者の運航マニュアルの再確認でありますとか教育訓練、さらには安全運航のための研修会等に積極的に参加することにより事故の再発防止、あるいは安全運航に努めるよう万全を期してまいる所存でございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

私からは以上でございます。

議長（菊地 進君） 棟形市民生活部長。

市民生活部長（棟形 均君） それでは私の方から、責任の割合の関係につきましてご質問がありましたので、お答えをいたします。

基本的に、責任の割合につきましては、事故が発生しておりますので、海難審判というものがなされております。その中で具体的な事実の確認でありますとか、あるいはそういった状況を含めて判断されているところでございます。基本的には当市の方の過失が約68%、相手方が約32%ということで、割合は異なりますけれども、双方の責任の割合がそういう状況になっているということで、双方にあるということをご理解いただきたいと思います。

議長（菊地 進君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終了いたします。

日程第4 請願第27号及び第28号

議長（菊地 進君） 日程第4、請願第27号及び第28号を議題といたします。

本定例会において所定の期日までに受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第5 認定第1号及び第2号

議長（菊地 進君） 日程第5、認定第1号及び第2号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程いただきました認定第1号及び認定第2号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、認定第1号でございますが、一般会計と10の特別会計を合わせまして、歳入は412億367万8,031円、歳出は412億7,319万2,912円となっております。歳入歳出差し引き額は6,951万4,881円のマイナスとなり、これから翌年度に繰り越すべき財源3,816万5,713円を除きますと、実質収支は1億768万594円のマイナスとなっております。

それでは、各会計ごとに概略を説明申し上げます。

まず、一般会計でございますが、歳入が202億4,804万3,270円、歳出が199億6,917万6,154円、差し引き額が2億7,886万7,116円となっております。このうち、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は2億7,578万6,116円となりましたので、1億3,878万6,116円を財政調整

基金に繰り入れ、残る1億3,700万円を翌年度に繰り越しいたしております。

しかしながら、実質収支から前年度実質収支及び財政調整基金による調整を除いた実質単年度収支では、マイナス3億3,687万168円となる大変厳しい決算となっております。

次に、特別会計でございますが、交通事業・老人保健医療事業・漁業集落排水事業・公共用地先行取得事業につきましては、いずれも歳入歳出同額の決算となっております。

国民健康保険事業につきましては、歳入歳出差し引き額4,386万308円を基金に繰り入れいたしております。

魚市場事業につきましては、歳入歳出差し引きで3億6,810万3,836円歳入不足が生じたので、平成18年度の歳入をもって補てんいたしております。

下水道事業につきましては、事業の未了により生じた3,314万600円を翌年度に繰り越しいたしております。

公共駐車場事業につきましては、5,934万9,982円の歳入不足が生じたので、平成18年度の歳入をもって補てんをいたしております。

介護保険事業につきましては、歳入歳出差し引き額12万6,800円を基金に繰り入れいたしております。

土地区画整理事業につきましては、事業の未了により生じた194万4,113円を翌年度に繰り越しいたしております。

次に、認定第2号、市立病院事業会計、水道事業会計につきまして説明を申し上げます。

まず、市立病院事業会計でございますが、収益的収支では、収入総額が19億3,771万6,876円、支出総額が26億6,108万8,809円となり、税抜きの損益計算による収支差し引きでは7億2,337万1,933円の純損失が生じ、この結果、累積欠損額は53億2,851万5,776円となっております。一方、資本的収支では、収入総額が1億7,221万486円、支出総額が1億7,220万9,095円となり、収支差し引きで1,391円の残額が生じております。

本年度は、再生緊急プランの実行を最重要課題として人件費の縮減、医師の確保などに努めてまいりました。しかしながら、実施に一定の時間を要したことや医師の着任も年度途中となったことなどから効果が限定的なものとなったため、6億3,609万5,415円の不良債務が生じております。

平成18年度は、宮城県のドクターバンク制度による医師派遣を受けて13名の常勤医師体制でスタートしており、加えて、新たな収支改善策として期末勤勉手当や事務部門職員の削減、看

護支援業務に向けた他部門職員の効率的配置を行うなど、引き続き経営改善に向け総力を結集して取り組んでまいります。

次に、水道事業会計でございますが、収益的収支では、収入総額が18億7,191万7,316円、支出総額が17億3,622万5,688円となり、税抜きの損益計算による収支差し引きでは1億1,986万4,195円の純利益が生じ、その結果、当年度末処分利益剰余金は2億5,273万208円となっております。

一方、資本的収支では、収入総額が3億3,904万500円、支出総額が7億7,543万5,525円となり、収支差し引きで4億3,639万5,025円の不足が生じております。これにつきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,566万9,632円、過年度分損益勘定留保資金4億2,072万5,393円で補てんしております。今後も経費の節減と経営の効率化になお一層努め、経営健全化を図ってまいります。

以上、各決算の概要につきましてご説明を申し上げましたが、ご配付をいたしております決算書及び参考資料などを参照の上、ご審議いただき、ご認定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議長（菊地 進君） 高橋監査委員。

監査委員（高橋洋一君） ただいま上程されました認定第1号「平成17年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算」並びに認定第2号「平成17年度塩竈市立病院事業会計、同じく水道事業会計の決算」につきまして、その審査概要を申し上げます。

本審査に当たりましては、市長より審査に付されました一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、資金運用状況報告書について並びに地方公営企業の各会計決算報告書、財務諸表、事業報告書及び政令で定めるその他の書類、明細書などについて、計数の正確性を検証するとともに、財務状況が明瞭かつ適正に表示されているかどうか、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどして審査いたしました。

なお、別に法の定めるところにより実施しております例月出納検査並びに定期監査での結果を総括し、あわせて決算審査を行ったものであります。

その結果、一般会計及び特別会計にあっては、決算書等がいずれも法令に準拠して作成され

ており、その内容については、収入役及び各部が所管する諸帳簿並びにそれにかわる電算財務会計と照合した結果、適正に表示され、計数もまた正確でありました。また、各会計における予算執行も適正に行われており、執行状況も良好なものと認められました。

地方公営企業会計におきましても、各事業の決算諸表等は、法令に準拠して作成されており、事業の経営成績及び財政状況は適正に表示され、計数は正確なものと認められました。

各会計の決算状況については、ただいま市当局から説明がありましたので、私の方からは概要を申し上げさせていただきます。

初めに、一般会計並びに特別会計の決算の概要を申し上げます。

市長から提出されております「決算審査意見書」、資料 3 ですけども、その 3 ページをごらんいただきたいと思います。

3 ページの財政規模の推移の表中、実質収支額の行をごらんください。一般会計と各特別会計を合わせた全体の実質収支では 1 億 768 万 1,000 円の赤字決算となっております。

次に、一般会計の決算でございますが、5 ページの表 1 に示しておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

歳入は 202 億 4,804 万 3,000 円で、収入率が 99.01%、歳出は 199 億 6,917 万 6,000 円で、執行率は 97.65% となっております。

収入の状況につきましては、6 ページの 2 表をごらんください。

3 行目の C 及び 5 行目の E にあります形式収支及び実質収支はともに黒字となっております。11 行目、下から 4 行目になります、K にあります単年度実質収支では 3 億 3,687 万円の赤字決算となり、前年度より 658 万 6,000 円悪化しております。

また、普通会計における財政状況を見ますと、7 ページの 3 表に示しておりますように財政力指数は悪化しておりますが、経常収支比率、実質収支比率、公債費比率のいずれもの数値が前年度よりよくなっております。

また、前年度は経常収支比率と実質収支比率が大きく落ち込んだ年であり、今年度は、前年度よりはよくなっているものの、平成 15 年度のレベルまでは回復していない状況にあります。

公債費比率については、事業抑制の効果が出、過去 5 年間では最も低い数値になっております。

歳入の根幹をなす市税収入ですが、12 ページの上にある表をごらんいただきたいと思っております。

表中の収入済みの欄をごらんください。前年度に比べ9,100万円減収の60億1,600万円となっております。調定と収入済が落ち込んでいる中、不納欠損額と収入未済額が増加しています。この結果、下の表の合計欄に示しておりますように、収入率が89.59%となり、前年度より1.5ポイント落ち込んでおります。市税の前年度に対する落ち込みが平成16年度より少なくはなっておりますが、依然として本市の経済の状況は厳しく、減収はこれからも続くものと考えられます。

歳出では、多くの部門で費用削減の努力が行われておりますが、依然として民生費の伸びが高い状況が続いております。平成16年度に策定した新行財政改革推進計画の実現に向け、行政の効率化、財政の健全化に向けた努力をさらに行っていくことを望むものであります。

次に、特別会計の決算状況を申し上げます。

資料の前の方に戻りますが、4ページ目の一般会計、特別会計、歳入歳出決算の状況の表をごらんください。

10事業会計の実質収支額の総額で見ますと、3億8,346万7,000円の赤字決算となっております。

主な会計について申し上げますと、まず交通事業会計は、歳入歳出同額で決算されております。年間の輸送人員は前年より約5%減少し、初めて20万人を割り込み、18万9,887人となりました。平成16年度を初年とする交通会計経営健全化計画が策定され、それに基づく経営が始められているところですが、第1段階の目標と比較すると、事業費の削減は前年度よりも進んでいるものの、他の項目は悪化している状況にあります。経営環境が厳しい中で、目標達成には大きな困難があるかと考えられますが、さらなる努力を期待するものであります。

国民健康保険事業会計につきましては、歳入歳出差し引きでは4,386万円の黒字決算となっております。実質単年度収支では基金積み立ても行えたことから、1億7,080万4,000円の黒字決算となっており、前年度決算に比べ大幅に改善されております。本年度の保険税収入は、収入率が前年度より1.01ポイント下がり、不納欠損額も収入未済額もふえている状況にあります。歳出においては、保険給付額が依然として大幅に伸びていることから、安定した事業運営を行うためには、これまで以上の収納率の向上に向けた努力を望むものであります。

魚市場事業会計につきましては、歳入歳出差し引きで3億6,810万4,000円の歳入不足が生じ、前年度に引き続き繰上充用金をもって補てんし、決算されております。本年度は、水揚げ数量が前年度より増加したものの、金額は下回り、使用料及び手数料全体では前年度より

1,216万3,000円減収の6,663万2,000円となっております。これに伴い、一般会計からの繰入金
が909万6,000円増加し、前年度より決算内容は悪化しております。水産業を取り巻く環境は厳
しい状態が続いており、今後の事業運営に当たっては、関係諸団体と十分協議を重ねられ、水
揚高の増加に向けてさらに努力されるよう望むものであります。

下水道事業会計は、翌年度へ繰り越すべき財源3,314万1,000円を控除して、歳入歳出同額で
決算されております。汚水事業の面積普及率は88.6%、人口普及率は98.5%に達し、事業は順
調に進捗しているところであります。一般会計の負担を軽減していくためにも収入未済額や不
納欠損額の減少に努めるとともに、費用削減に努力されるよう望むものであります。

公共駐車場事業会計は、歳入歳出差し引きで5,935万円の歳入不足を生じ、繰上充用金をも
って補てんし、決算されております。決算内容を見ると、営業収支では20万2,000円の赤字と
なっております。これは新しく自動料金精算機を設置したことに伴うものであります。また、
種々の営業努力の結果、窓口利用台数と料金収入が前年度よりも増加しております。今後は累
積欠損金の早期解消に向けた一層の経営努力を望むものであります。

介護保険事業につきましては、歳入歳出差し引きでは12万7,000円の黒字となって決算して
おりますが、介護保険財政調整基金から5,352万1,000円の取り崩しを行っており、本年度の実
質単年度収支は5,394万9,000円の赤字決算となっております。歳入では、収入率が前年度より
0.18ポイント下がる一方、不納欠損額、収入未済額が大幅にふえております。認定者数は依然
としてふえ続けており、これに伴い歳出では介護給付費が4.5%と大きく伸びています。今
後、事業の健全な運営に向けてなお一層の努力を期待するものであります。

次に、二つの公営企業会計の決算概況を申し上げます。

まず、病院事業会計についてですが、同じく資料3の85ページ以降に改めて1番から番号が
振り直しておりますけれども、後半の方の5ページの表をごらんいただきたいと思います。

総収益と総費用の収支差し引きでは7億2,337万1,000円の赤字決算となっております。入
院、外来患者数が前年度より2割ほど減少し、さらに診療単価も下がっていることから、収支
差し引きでは前年度より2億1,250万9,000円純損失が増加しております。年度末の未処理欠損
金は53億2,851万6,000円、不良債務は24億3,145万3,000円となり、非常に厳しい財政状況とな
っております。平成17年度では、市立病院再生緊急プランに基づき早期退職者の募集や手当の
見直しと経費の削減に努めるとともに、常勤医師確保の努力を行い、平成18年度当初では3名
増の体制になっています。今後さらに医師の確保に努め、住民の健康を守り、良質で安定した

医療を提供し続けていくための一層の努力を期待するものであります。

次に、水道事業ですが、16ページの表をごらんいただきたいと思います。

総収益と総費用の収支差し引きでは1億1,986万4,000円の黒字決算となっております。本年度の給水原価は、供給単価を3円74銭下回っており、昨年度に引き続き2年連続で極めてよい決算内容となっております。しかし今後の事業見通しは、給水人口の減少、景気回復のおくれ等により水需要の伸びは期待できないと思われまますので、引き続き一層の経営の効率化を進め、安全で安心な水を低価格で供給できるよう期待するものであります。

以上が決算審査の概要であります。なお、詳細につきましては、ただいまの資料3「決算審査意見書」に会計ごとに記載しておりますので、ご参照くださるようお願い申し上げます。以上です。

議長（菊地 進君） これより総括質疑に入ります。20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君）（登壇） 平成17年度決算に当たって、日本共産党市議団を代表して総括質疑を行います。

平成17年度一般会計決算は、歳入202億8,043万円、歳出199億6,917万円で、差し引き2億7,886万円の黒字決算と報告されました。

平成17年度当初予算は180億8,960万円、平成16年度比マイナス26億9,080万円で、マイナス12.9%の超緊縮予算が生まれ、減税補てん債の借入債を差し引いた実質予算の前年度比較では15億7,320万円減、8.0%のマイナスでスタートしました。

平成17年度は、三位一体改革で国庫補助金の削減が進められ、本市における国庫補助金削減額1億9,500万円が見込まれていました。一方、予算枠配分方式で、経常経費マイナス10%を本格的に進めた年であります。

平成17年度当初予算は、暮らしにかかわる教育費、民生費などで、例えば市内の小中学校の修理修繕費2,630万円、あるいは民生費108万円、衛生費128万円が削減され、一方イオン進出を前提とした土地区画整理事業特別会計に一般会計から1億5,153万円の繰出金が予算化されたことに対し、本市議団として当初予算に反対いたしました。

以上の点を踏まえ、私は3点の総括的な質疑を行います。

第1は、平成17年度当初予算は180億8,960万円。先ほどの歳入決算は202億8,043万円で、比較しますと21億9,000万円増加し、平成17年度の収支差し引きでは2億7,886万円の黒字となっております。厳しい財政運営と言いつつ、歳入増加と先ほどの黒字決算に至った経過と、削減

された予算がどのような内容だったのかお聞きいたします。

平成17年度から開始された市民満足度調査が、平成17年度成果品の中に示されております。2,000人の市民を無作為に抽出し、アンケートに答えた結果、607件が回答を寄せました。市民のニーズを的確に把握し、市政運営に反映させる指標、基礎資料として実施計画に反映する性格を持つものであります。

市政に対する総合的満足度は、平成17年度の成果品で「満足」「やや満足」が43.7%でした。今回の第2回目の市民満足度調査では38.3%と、前年度比で5.4%後退いたしました。一方、平成17年度「やや不満」や「不満」が47.3%から平成18年度第2回目の満足度調査では53.4%に増加しております。

そこで、第2点にお聞きしたいのは、平成17年度の市民満足度をどう受けとめ、どう反映させてきたのかお聞きいたします。

3点目、最後に土地区画整理事業についてであります。

土地区画整理事業で、平成17年度は歳入歳出約8億9,000万円が決算されました。2月議会冒頭の平成16年度補正予算で審査委員会条例が即決され、大手企業3社や地元企業1社による公募と審査が進められ、最終的にイオンを決定しました。

一方、土地区画整理事業は、道路などの基盤整備執行の前段として、平成17年度、この土地に対する減価補償金による公共用地取得や建物移転補償などが行われました。その結果、平成17年度決算の成果に関する説明書では「活力ある町の再生と推進、空洞化が進行する中心市街地において、海辺に接する敷地条件を生かした土地空間を創出するため、都市基盤整備を行う施策が進められた」となっております。

一方、8月29日に開催された産業建設常任協議会では、イオン進出計画が7月末にまとめられ、今後、大規模小売店舗立地法による手続や建築を行った上で、来春オープンを目指して進められることになったと報告されました。

質疑の中で、概略申請を行っているとの答弁でありました。そこで、今決算議会においてイオン進出について議会として検証を進めることが求められます。審議は決算特別委員会にゆだねることとしながら、土地区画整理事業に関してこうした概略申請や見取り図なども含め、平成17年度決算特別委員会に提出を求め、第1回目の総括の質疑といたします。

よろしくお願いたします。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊勢議員から総括質疑を3点にわたりいただきました。順次お答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、平成17年度の当初予算と決算額の相違についてご質問いただきました。

平成15年に就任させていただいて以来、財政危機突破のため平成14年度の一般会計予算規模の10%削減を目標に、平成15年度以来、財政健全化に取り組みを行ってまいりました。このため、建設事業費等については事業の厳選や規模の見直しを進めるとともに、行財政全般の改善と行政運営の減量化に努めており、平成17年度においても人件費、物件費、繰出金の圧縮等に努め、当初予算額を180億8,920万円といたしております。平成17年度一般会計の歳出決算額は199億6,917万6,000円であり、当初予算と比較いたしますと18億7,997万6,000円の増となっております。

増加いたしました要因でございますが、平成17年度におきましては、今後の公債費の平準化を図るために、公的資金の借りかえを行っており、2月補正予算にこのための歳入歳出予算15億4,850万円を計上させていただいております。また、平成17年度決算額には、16年度から17年度への繰越事業費として、下馬春日線整備事業費など3億6,731万9,000円が含まれております。この二つの要因の合計が19億1,581万9,000円であり、当初予算との差額は主にこれらの要因によるものでございます。

なお、決算規模との比較では、前年度の歳出決算額198億9,401万1,000円に対し、平成17年度は199億6,917万6,000円と、7,516万5,000円、0.4%の増であります。16年度、17年度ともに借換債が含まれておりますので、それらの額を差し引きますと、17年度決算は184億2,067万6,000円となり、前年度から3億1,873万5,000円、1.7%の減となるものでございます。平成14年度の一般会計決算額207億7,712万円と比較いたしますと23億5,644万4,000円、11.3%の減であり、さらに18年度当初予算におきましても、財政構造の改善を目指してさらなる歳出規模の抑制に努め、一般会計の予算規模を172億9,500万円に圧縮したところでございます。

今後も歳出規模の抑制を財政運営上の重要な目安として、行財政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市民満足度の評価についてお答えをいたします。

市民満足度調査につきましては、市民の視点に立った市政運営の実現を目指し、市民の皆様方が日ごろ感じる行政全般にわたる施策への意識を調査するため、平成17年度から新たに実施し、今回が2回目の調査となります。

この調査の結果につきましては、調査実施集計分析、評価、施策への反映というP D C Aマネジメントサイクルのもと、毎年の実施計画の策定段階で、施策の優先度や重点化を図る基本的な指標として活用いたしております。

今回の結果につきましては、まず、満足度や重要度が示す高低の傾向は、それぞれが前回、平成17年の結果とほぼ同様の傾向を示しております。

まず、重要度につきましては、やはり消防、防災や交通安全、防犯など市民の皆さんの安心・安全に結びつく施策が上位に来ています。さらに少子高齢化社会にあって、国民年金、介護保険など社会保障面での施策や学校教育、子育て支援の分野の事業度が高くなってきております。満足度につきましては、健康づくりや環境対策などの取り組みで高い評価をいただいておりますが、商店街の活性化や観光物産の振興、中心市街地の活性化など、まちのにぎわいづくりという点で満足度が低く、まちの元気を取り戻す施策への期待が高いものと改めて認識をいたしたところであります。

また、満足度調査における市民の方々の市政全般にわたる評価は、前回調査時点より0.19ポイント下回る平均3.13という状況にあり、塩竈に住み続けたいと考えられる方々のポイントも低下をいたしておりますが、この結果につきましては、市政のかじ取りを託されました市長として真摯にかつ謙虚に受けとめてまいりたいと考えております。

この満足度調査は、市政、まちづくりについて市民の方が日常的に感じる意識のバロメーター、塩竈のまちそのものの力への市民の方々の感覚を数値化した一つの指標でございます。少子高齢化社会、人口減少社会に対して、市民の方々が日常生活の中で抱く将来に対する不安感、景気回復がなかなか実感できない本市を取り巻く厳しい経済環境、社会全体の閉塞感等がなお色濃く陰りを落としているものと考えております。この市民の方々が感じる不安感を払拭し、安心感のもとで元気を取り戻し、ふるさとが大好きになるまちづくりをなお一層進め、まちの活性化を図ることが市長としての最大の使命であると考えております。

この市民満足度の結果を市政運営に反映しながら塩竈の再生を図り、「日本で一番住みたいまち塩竈」の実現に向けてなお一層努力を傾けてまいりたいと考えております。

最後に、歳入歳出全般についてということで、土地区画整理事業についてのご質問をいただきました。

ご質問のとおり、平成17年度におきましては新たな都市空間を創造するための先行用地の取得に努めてまいったところでありますし、その内容につきましては、決算報告をさせていただ

たところであります。

なお、立地企業等につきましては、その都度議会で報告をさせていただいているところであり、平成18年度事業につきましては、先日の予算等で改めて説明をさせていただいたところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地 進君） 20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君） 先ほども総括的な質疑の中で、公債費、借りかえ、あるいは下馬春日線等々の大きな事業の二つの要因等々ということでご回答がございました。

決算について、子細な中身については決算特別委員会の質疑の中にゆだねるにしても、いずれにせよ、いろいろな予算面を見ても、市民のかかわる暮らしの予算が削減の対象になった部分もございますので、その辺も含めながら、これは決算特別委員会の中での質疑の中で検証したいと思います。

あわせて、最後になりますが、土地区画整理事業の関係に必要な資料、つまり先ほど市長も述べましたように、先ほどのこうした大手企業の一定の概略申請なども含めて報告はされてあるわけですから、これはひとつ決算特別委員会の資料の請求として行いたいと思いますので、ひとつ以上の点での取り扱いをよろしくお願ひをして、私の質疑にさせていただきます。

議長（菊地 進君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、議員全員をもって構成する平成17年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本案については、議員全員をもって構成する平成17年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第6 議案第76号ないし第85号

議長（菊地 進君） 日程第6、議案第76号ないし第85号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第76号から第85号につきまして、

提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第76号は、「塩竈市社会福祉事務所設置に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

障害者自立支援法の施行に伴い、身体・知的・精神の三障害に対する福祉サービスが一元化されましたので、現在、社会福祉事務所が行っている身体・知的障害の方々に対する事務に加え、精神障害の方々に対しての事務として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定められている事務の一部につきましても、市民の方々への利便性を考慮し、社会福祉事務所ですべてサービスを行えるようにするための改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第77号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」でございますが、少子化対策といたしまして、出産育児一時金の額を30万円から35万円に引き上げる改正を行おうとするものでございます。

次は議案第78号「消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」でございます。

消防組織法の一部を改正する法律の改正に伴い、塩竈市消防団設置条例・塩竈市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例・塩竈市消防団員等公務災害補償条例・塩竈市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の4条例で、条例中に規定する根拠法令の条ずれが生ずるため、それぞれの条例について条ずれを修正するための改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第79号「塩竈市一般会計補正予算」でございますが、歳入歳出それぞれ2,069万7,000円を追加いたしまして、総額を173億2,826万7,000円とするものでございます。

歳出といたしましては、

障害者自立支援法の平成18年10月施行分に係る障害者支援事業電算システム修正費といたしまして
422万5,000円

浦戸漁業協同組合が野々島地区で行うカキ浄化処理設備整備に関する補助金といたしまして
1,260万円

遊ホール協会が行う市民ミュージカル事業に対する補助金といたしまして 60万円
などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、

国庫支出金として 150万円

県支出金として	1,260万円
繰越金といたしまして	599万7,000円
諸収入として	60万円

を計上いたしております。

次に、議案第80号「塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」でございますが、保険財政共同安定化事業が本年10月に開始されることに伴う拠出金の計上などにより、歳入歳出それぞれ2億6,329万円を追加し、総額を59億669万円とするものでございます。

次に、議案第81号「塩竈市老人保健医療事業特別会計補正予算」でございますが、医療制度改革関連法の施行に伴う医療費給付事業、電算システム修正費の計上により、歳入歳出それぞれ44万1,000円を追加し、総額を55億54万1,000円とするものでございます。

次に、議案第82号「塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」でございますが、平成17年度の介護給付費に係る支払基金交付金、精算返還金の計上により歳入歳出それぞれ1,750万円を追加し、総額を35億1,770万円とするものでございます。

次に、議案第83号「塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算」でございますが、本塩釜駅東側に新設する交通広場等の景観整備事業実施に伴い、海辺の賑わい地区土地区画整理事業に係る債務負担行為を追加するものでございます。

次に、議案第84号「浦戸地区辺地総合整備計画の変更について」でございますが、野々島で計画いたしております下水処理のための施設建設に伴う起債充当率が、従来90%から100%に引き上げになったことに伴い、辺地対策事業債の予定額を増加させるため、浦戸地区辺地総合整備計画の内容の一部を変更しようとするものでございます。

次に、議案第85号「市道路線の変更及び廃止について」でございます。

市道の県道認定に伴い、道路法第10条第1項及び2項の規定により、市道を変更及び廃止しようとするものでございます。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては、担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 木下健康福祉部次長。

健康福祉部次長兼保険年金課長（木下 彰君） それでは、私から議案第77号「塩竈市国民健

康保険条例の一部を改正する条例」につきまして、お手元に配付させていただいております議案資料、表示 15に基づきまして、説明をさせていただきます。恐れ入ります。資料 15をご用意いただきたいと思ひます。資料 15、2 ページをお開きをお願いしたいと思ひます。

塩竈市国民健康保険条例の一部改正の新旧対照表をここではお示しをしております。

第7条におきまして、出産育児一時金の支給額を現行の30万円から、改正案におきまして35万円に引き上げようとするものでございます。

少子化対策につきましては、本市におきましても重要な課題の一つとなっております。出産育児一時金を35万円に引き上げることによりまして、出産費用の負担軽減を図り、国民健康保険被保険者の方々が経済的な負担を心配せずに、安心して出産できる環境を整備しようとするものでございます。

以上、私から説明させていただきます。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） それでは、私から主に議案第79号「塩竈市一般会計補正予算」の概要につきまして、第3回市議会定例会議案資料 15に基づきまして、ご説明申し上げます。

お手数ですが、5 ページをお開き願ひます。

この表は一般会計及び特別会計の総括表でございまして、今回、歳入歳出を補正いたします額は、一般会計で2,069万7,000円、国民健康保険事業特別会計で2億6,329万円、老人保健医療事業特別会計で44万1,000円、介護保険事業特別会計で1,750万円、合わせまして2億8,123万1,000円でございまして。

このことによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は一番下段にお示ししておりますとおり389億2,722万6,000円となりまして、補正前と比較いたしますと0.8%の増となるものでございまして。

次に、一般会計の補正予算の概要についてご説明申し上げます。

説明の都合上、先に歳出の補正内容についてご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開き願ひます。

ここでは歳出予算を目標別に分類し、比較してございまして。

まず、費目2の総務費でございまして、181万7,000円でございまして。これは乳幼児医療費等に係る国庫補助金等の精算返還金でございまして。

費目3の民生費468万円でございますが、これは障害者自立支援法の本年10月施行分に係り

ます障害者自立支援事業電算システムの修正費、それから乳幼児医療費電算システム修正費、そして国民健康保険事業特別会計繰出金をそれぞれ計上してございます。

費目6の農林水産業費1,260万円でございますが、これは浦戸漁業協同組合が野々島地区で行いますカキ浄化処理設備の整備に対しまして、漁業経営構造改善事業補助金として計上したものでございます。

それから費目10の教育費160万円でございますが、これは玉川中学校の校庭の夜間照明施設補修費、それから遊ホール協会が行います市民ミュージカルに対する補助金でございます。

10ページ、11ページをお開き願います。

これは、ただいまご説明申し上げました歳出を性質別に分類してございますので、ご参照願います。

次に、歳入の補正内容につきましてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。

費目14の国庫支出金150万円でございます。これは障害者自立支援事業電算システム修正費に対する事務費補助金でございます。

費目15の県支出金1,260万円は、これは野々島地区カキ浄化処理設備整備に対します県からの交付金でございます。

それから、費目19の繰越金599万7,000円、これは前年度からの繰越金でございます。

そして最後の費目20の諸収入60万円、これは遊ホール協会が行います新ミュージカル事業に対しまして、芸術文化活動への支援事業を行っております財団法人からの文化芸術環境づくり支援事業費として助成をいただいたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいいたします。

議長（菊地 進君） ただいまより議案第76号ないし第85号の総括質疑に入ります。18番小野絹子君。

18番（小野絹子君）（登壇） 私は、ただいま提案されました国民健康保険事業特別会計の補正予算の総括質疑を行います。

医療制度改革関連法の一つとして国保の保険財政共同安定化事業が創設され、ことしの10月から実施されることに伴い、共同事業拠出金として2億1,254万6,000円が、また、保険財政共同安定化事業交付金として同額が補正され、今議会に提案されております。

そこでお伺いしますが、保険財政共同安定化事業の内容と拠出金、交付金の根拠についてお

伺いたいします。

第2点は、民生の常任委員協議会の資料によりますと、都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るためとありますが、この事業を行うことによって、当市の国保会計への見通しについてどのように見ているのかお伺いをしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 小野議員から国民健康保険の安定化事業についてご質問をいただきました。お答えをいたします。

保険財政共同安定化事業につきましては、都道府県単位での国保運営を推進するため、市町村間における高額医療費の発生リスクを県単位で分散させることにより県内の市町村国保間の保険料の平準化、国保財政の安定化を図るため、今回の医療制度改革の一環として本年10月から創設されたものでございます。

具体的な事業の内容につきましては、30万円を超え80万円未満の医療費を対象に、市町村がこの事業主体である国保連合会に拠出金を出し合い、財源を共同でプールして、それぞれ実際に発生した医療費に応じて交付金が交付される制度となります。

市町村国保の拠出金につきましては、県全体の事業費の50%を過去2カ年度の対象医療費の実績に応じて拠出する部分となります。また、残りの50%を被保険者数の割合に応じて拠出することになるわけでありませう。

平成18年度の宮城県における本事業の前段ご説明させていただいたような手法での拠出総額は83億6,543万円とされ、本市の拠出金につきましては2億1,254万6,000円となったところでありませう。ちなみにこの金額は県全体の事業費の2.5%に当たることとなります。

交付額につきましては、30万円を超える医療費のうち、被保険者が負担する自己負担分、一律8万円となりますが、その部分を除いた分の59%が交付されることとなり、10月以降、実際に発生した医療費に応じて毎月交付されることとなります。なお、歳入におきましても、交付金として、拠出金と同額補正計上させていただいたところでございます。

私の方からは以上でございます。よろしく伺いたいします。

議長（菊地 進君） 18番小野絹子君。

18番（小野絹子君） ただいま市長の方から詳細の説明がありました。これは非常に大事なことなんでしょうね。高額医療で70万円以上が、今まで高額医療でそういう形をとってありました。

しかし、今度は30万円以上の分についてこういう共同での取り組みをしていくと、県単位でやっていくという方向になったということでお話があったわけです。私はこういった問題が、恐らく国の方では医療関連の改正の中でいろいろ論議されたんだろうとは思いますが、この議会で初めて聞くわけですね。8月の末に開かれた民生常任委員会でも初めて報告された。しかもこの内容については、それは委員会の中でやればよいという考えだったかもしれませんが、このような大事なものが議会の中でも説明のないままされていくということは、非常に私は遺憾に思うわけです。そういう点で、今それで説明を求めたということでございます。

ただいま説明がありましたが、その中で私がお聞きしたいのは、いかにも交付金として来るんだと。お金がプールになって、お金がそれぞれ返ってくるというふうな、それで後、拠出するんだと、反対のようなお話をされているようでありますけれども、いずれにしても先ほど言われました医療費の50%、そしてまた被保険者の割合で拠出金を出してくるんだと、その趣旨はわかります。問題は、拠出金と交付金は今年度はたまたま一致していますけれども、毎年こういうふうな一致した予算になっていくのか。それは実際には、交付金と当然拠出金との差は出てくるはずですね。そういう点で、それはどういうふうに考えていくのか。長年の目で見れば安定化になるのかどうか、その辺もあろうかと思いますが、その辺をお聞きしたい。

それからもう一つは、やはり本来なら拠出金って、出すときは医療費は給付費として出していくわけでありまして、それに安定化資金で拠出をしたということは、二重に出しているわけですね。だからその30万円以上でかかった分については後で戻ってくるというやり方が交付金なわけですね。そういう点を考えたときに、本来ならこれは相殺した分で拠出金を出すべきではないのかなと。要するにかかった分と交付金との相殺分を出せばいいのではないかというふうに単純に考えるわけですが、そういった点ではいろいろ国の方でもあったんでないかと思うんですが、どういう指導になっていたのかお聞きしたいと思います。以上です。

議長（菊地 進君） 木下健康福祉部次長。

健康福祉部次長兼保険年金課長（木下 彰君） お答えをいたします。

この制度につきまして、昨年の12月に国が一定程度の医療制度改革という方針を出しておりまして、その中に含まれておりました。その際は、概要はまだ詳細に練られていないということで、私ども今年の1月の所管の民生委員の協議会の方に、こういう事業が創設をされますということで、頭出しということでご説明をさせていただきました。

今回、6月にこの法案が通りまして、具体的な中身が私どもに示されたのは7月でございます。

す。その関係で、8月に所管の委員会にご説明申し上げまして、10月から実施をするということで、今回の補正を計上させていただいたということでご理解をしていただければと思います。

それから、交付金と拠出金でございますが、当然拠出する場合は、過去2年間の医療費をさかのぼって積算をいたしますので、実際の医療費、これからかかる医療費は、不確定の部分がございますので、当然拠出金と交付金の差が出てまいります。それは各市町村、どこも同じだろうと思います。これは当然、年度間を通じて各市町村間で共同事業をするという趣旨でございますので、年度間を通じてならしていこうというのが趣旨でございます。

あと、相殺の考え方ですけれども、国の方では、かかった医療費から交付金を相殺する方法も可能であるという趣旨が来てございますけれども、私ども、予算の場合は予算総計主義ということで、支出につきましては総額を計上させていただいておりますので、医療費の支出はかかった分、例えば1億円かかれば1億円、予算に計上してお支払いをして、あと別立てで、交付額と拠出額の若干差がございますけれども、その部分を予算計上したということでございますので、ご理解をしていただければと思います。以上です。

議長（菊地 進君） 18番小野絹子君。

18番（小野絹子君） そういう意味では、この問題がかなりいい方に反映していくのかどうかちょっとまだわからないというのがあると思うんですが、そういう点では、国の国保会計そのものが県一本化の方向に行く一歩手前の取り組みとして考えられた内容ではないかというふうにも思うわけですね。そういう点で、単純に考えれば2億円の分を拠出するということになる、「何だこれ、また保険税にかかわってくるのか」というふうにだれしもが思います。しかし交付金として今回計上しているというのがあるわけですが、そういう点ではやはり大事なこういう問題については、全議員が周知できるように取り計らっていただくことが必要ではないかということだけ述べて、あとは委員会で十分ご審議いただくように申し上げて終わりたいと思います。

議長（菊地 進君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第86号及び第87号

議長（菊地 進君） 日程第7、議案第86号及び第87号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第86号及び議案第87号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事案件でございます。

まず、議案第86号は「公平委員会の委員の選任について」でございます。

現委員3名中1名の委員が平成18年9月29日をもって任期満了となりますため、その後任の委員を選任しようとするものでございます。

後任には、塩竈市南町5番8号、郷家照夫氏、昭和9年7月19日生まれでございます。再任をお願いをしようとするものでございます。

次に、議案第87号は「固定資産評価審査委員会の委員の選任について」でございます。

現委員9名中1名の委員が平成18年9月30日をもって任期満了となりますため、その後任の委員を選任しようとするものでございます。

後任には、塩竈市北浜1丁目3番1号、西村千代さん、昭和23年4月29日生まれで、新任をお願いをしようとするものでございます。

お二人とも人物、識見、ともに適任と考えますので、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（菊地 進君） お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本件については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。議案第86号及び第87号については同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、議案第86号及び第87号については同意を

与えることに決しました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明12日から25日を常任委員会、決算特別委員会並びに議会運営委員会を開催するため休会とし、26日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明12日から25日を常任委員会並びに議会運営委員会を開催するため休会とし、26日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2 時 2 5 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 1 8 年 9 月 1 1 日

塩竈市議会議長 菊 地 進

塩竈市議会議員 東海林 京 子

塩竈市議会議員 福 島 紀 勝

平成18年9月26日（火曜日）

塩竈市議会9月定例会会議録

（第2日目）第14号

議事日程 第2号

平成18年9月26日(火曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第76号ないし第85号(各常任委員会委員長議案審査報告)
- 第3 請願第23号、第25号ないし第28号(各常任委員会委員長請願審査報告)
- 第4 認定第1号及び第2号(平成17年度決算特別委員会委員長審査報告)
- 第5 議員提出議案第7号
- 第6 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第6

出席議員(21名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
4番	伊藤栄一君	5番	志子田吉晃君
6番	鈴木昭一君	7番	今野恭一君
8番	嶺岸淳一君	9番	浅野敏江君
10番	吉田住男君	11番	佐藤貞夫君
12番	木村吉雄君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我三三君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(2名)

3番	武田悦一君	13番	鹿野司君
----	-------	-----	------

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 昭君 助 役 加藤 慶教君

収 入 役	田 中 一 夫 君	総 務 部 長	山 本 進 君
市 民 生 活 部 長	棟 形 均 君	産 業 部 長	三 浦 一 泰 君
建 設 部 長	内 形 繁 夫 君	総務部政策調整監	小山田 幸 雄 君
総務部次長兼行財政改革 推進専門監兼政策課長	田 中 たえ子 君	総 務 部 次 長 兼 危 機 管 理 監	大 浦 満 君
市 民 生 活 部 次 長 兼 環 境 課 長	綿 晋 君	健 康 福 祉 部 次 長 兼 保 險 年 金 課 長	木 下 彰 君
産 業 部 次 長 兼 商 工 観 光 課 長	荒 川 和 浩 君	建 設 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	茂 庭 秀 久 君
総務部 総 務 課 長	郷 古 正 夫 君	総務部 財 政 課 長	菅 原 靖 彦 君
健康福祉部 社会福祉事務所長	会 澤 ゆりみ 君	健康福祉部 介 護 福 祉 課 長	高 橋 敏 也 君
総務部総務課長 補佐兼総務係長	佐 藤 信 彦 君	市 立 病 院 長	伊 藤 喜 和 君
市立病院事務部長	佐 藤 雄 一 君	市立病院事務部 次長兼業務課長	伊 藤 喜 昭 君
水 道 部 長	佐々木 栄 一 君	水 道 部 次 長	大和田 功 次 君
水道部総務課長 兼経営企画室長	尾 形 則 雄 君	教育委員会教育長	小 倉 和 憲 君
教育委員会 教 育 部 長	伊 賀 光 男 君	教育委員会 教 育 部 次 長 兼生涯学習センター館長	渡 辺 誠一郎 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	星 清 輝 君	監 査 委 員	高 橋 洋 一 君
監 査 事 務 局 長	丹 野 文 雄 君		

事務局出席職員氏名

事 務 局 長	佐久間 明 君	事 務 局 次 長 兼 議 事 調 査 係 長	安 藤 英 治 君
議 事 調 査 係 主 査	戸 枝 幹 雄 君	議 事 調 査 係 主 査	斉 藤 隆 君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） ただいまから 9 月定例会 2 日目の会議を開きます。

本日欠席の通告がありましたのは、3 番武田悦一君並びに 13 番鹿野 司君の 2 名であります。

本議場への出席者は、第 1 日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第 2 号記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、23 番伊藤博章君、2 番田中徳寿君を指名いたします。

日程第 2 議案第 76 号ないし第 85 号（各常任委員会委員長議案審査報告）

議長（菊地 進君） 日程第 2、議案第 76 号ないし第 85 号を議題といたします。

去る 9 月 11 日の会議において、各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。

12 番木村吉雄君。

総務教育常任委員長（木村吉雄君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、9 月 13 日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、議案第 78 号「消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」については、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例で規定する根拠法令に条項ずれが生じる塩竈市消防団設置条例、塩竈市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、塩竈市消防団員等公務災害補償条例、塩竈市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の 4 条例の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 79 号「平成 18 年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において遊ホール協会が行う市民ミュージカルに対する補助金、玉川中学校校庭照明施設補修に係る修繕料が

計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号「浦戸地区辺地総合整備計画の変更について」は、平成15年3月7日、議案第20号として議決された浦戸地区辺地総合整備計画の内容のうち、下水処理施設建設の起債充当率が90%から100%に変更されたことに伴い、辺地対策事業債充当額の変更を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

浦戸地区については、浦戸地区辺地総合整備計画に基づき、同地区の一体的な整備が図られるよう、優位な助成制度等について調査検討を行われるとともに、今後も住民の意向を踏まえながら整備の進捗に努められたい。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の大要であります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告いたします。

総務教育常任委員長 木村吉雄

議長（菊地進君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。2番田中徳寿君。

民生常任委員長（田中徳寿君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、民生常任委員会に付託されました関係議案について、9月15日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第76号「塩竈市社会福祉事務所設置に関する条例の一部を改正する条例」については、障害者自立支援法の施行に伴い、身体・知的・精神の三障害に対する福祉サービスが一元化されたので、現在社会福祉事務所が行っている身体・知的障害の方に対する事務に加え、精神障害の方に対しての事務として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定められている事務の一部についても市民の利便性を考慮し、社会福祉事務所でのサービスを行えるよう改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」については、少子化対策として出産育児一時金の額を30万円から35万円に引き上げる改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号「平成18年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、障害

者自立支援法の平成18年10月施行分に係る障害者支援事業電算システム修正費が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

障害者支援事業の電算システムの修正については、障害者自立支援法が10月から完全実施されることに伴い、障害福祉のサービスと、地域生活支援事業を提供するための一連の業務を管理するためのシステム改修を行うものである。これらの情報は、プライバシーにかかわるものであることから、セキュリティの強化に努められ、個人情報の管理運用に万全を期されたい。

次に、議案第80号「平成18年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」は、保険財政共同安定化事業が本年10月に開始されることに伴う拠出金の計上などにより、歳入歳出それぞれ2億6,329万円を追加し、総額を59億669万円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号「平成18年度塩竈市老人保健医療事業特別会計補正予算」は、医療制度改革関連法の施行に伴う医療費給付業務電算システム修正費の計上により、歳入歳出それぞれ44万1,000円を追加し、総額を55億54万1,000円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号「平成18年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」は、平成17年度の介護給付費に係る支払基金交付金精算返還金の計上により、歳入歳出それぞれ1,750万を追加し、総額を35億1,770万円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の大要であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 田中徳寿

議長（菊地進君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。6番鈴木昭一君。

産業建設常任委員長（鈴木昭一君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、9月14日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第79号「平成18年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳入において強い水

産業づくり補助金が計上され、また歳出においては漁業経営構造改善事業補助金が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 漁業経営構造改善事業補助金については、塩竈市浦戸漁業協同組合が野々島地区に行うカキ浄化処理施設の整備に対する補助金であり、今回の施設整備により衛生管理の高度化が図られ、より安全安心なカキを消費者に提供することで浦戸のカキのブランド化の一助にもつながるものである。

今後は、カキの販路拡大やカキ殻の処理についても検討を加えられるなど、さらなる地場産品の育成に向け努力されたい。

次に、議案第83号「平成18年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算」については、本塩釜駅東側に新設する交通広場などの景観整備事業実施に伴い、海辺の賑わい地区土地区画整理事業に係る債務負担行為を追加するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号「市道路線の変更及び廃止について」は、市道の県道昇格に伴い、道路法第10条第1項及び第2項の規定により、市道変更及び廃止しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査した案件の経過と結果の大要であります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 鈴木 昭 一

議長（菊地 進君） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第76号ないし第85号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求め

ます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、議案第76号ないし第85号については、委員長報告のとおり決しました。

日程第3 請願第23号、第25号ないし第28号（各常任委員会委員長請願審査報告）

議長（菊地 進君） 日程第3、請願第23号、第25号ないし第28号を議題といたします。

去る9月11日の会議において、総務教育常任委員会に付託されておりました請願第27号及び第28号並びに各常任委員会にそれぞれ付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第23号、第25号及び第26号の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。12番木村吉雄君。

総務教育常任委員長（木村吉雄君）（登壇） ご報告いたします。

去る6月定例会において、総務教育常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第25号並びに今定例会において本委員会に付託されました請願第27号及び第28号については、9月13日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、請願第25号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出に関する請願」については、今後の国の動きを見きわめながら、時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

次に、請願第27号「塩釜駅にエレベーターの設置を求める請願」については、エレベーター設置のあり方について、今後時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

次に、請願第28号「学区の撤廃に反対し、学区制問題での公聴会開催を求める意見書の採択に関する請願」については、県の方針を見きわめながら、時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 木村吉雄

議長（菊地 進君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。2番田中徳寿君。

民生常任委員長（田中徳寿君）（登壇） ご報告いたします。

去る2月定例会において、民生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第23号「患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかけられる医療」を求める意見書の提出についての請願」については、9月15日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査を行った次第であります。医療制度改革のあり方について今後さらに時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 田 中 徳 寿

議長（菊地 進君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。6番鈴木昭一君。

産業建設常任委員長（鈴木昭一君）（登壇） ご報告いたします。

去る6月定例会において、産業建設常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第26号「国に最低賃金制度の改正を求める意見書採択に関する請願」については、9月14日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して、慎重に審査いたしましたので、その結果について申し上げます。

まず、各委員から述べられました意見の主なるものについて申し上げます。

1. 宮城地方最低賃金審議会は、平成18年度の最低賃金額の引き上げを答申しているが、全国平均と比較した場合、1時間当たり45円も低い状況にある。最低賃金法には労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の支払い能力を考慮して最低賃金額を定めなければならないとされているが、現在、本県の最低賃金額は、全国の最低の生計費に比べてかなり低いものとなっており、法の趣旨を満たしたものとなっていない状況にある。また、将来には最低賃金制度を全国一律のものとしていく上からも、本請願を採択すべきと考える。

1. 最低賃金制度においては、国内各地の経済状況等を踏まえ、各地方最低賃金審議会から都道府県の労働局長に答申が行われている。最低賃金制度を形式的に全国一律のものにするべきであるとの見解は、地域における経済状況や物価指数等の違いを勘案した場合、地域間の賃金額に実質的な格差を生じさせることが懸念されるものである。宮城地方最低賃金審議会からは、既に今年度の最低賃金額の引き上げが答申されており、その答申を尊重す

べきものと考えられることから、本請願を採択する必要性は認められないものである。
これらの意見を踏まえ、採決の結果、不採択とすべきものと決しました。
以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 鈴木 昭 一

議長（菊地 進君） 以上で、委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

請願第26号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

委員長報告は不採択でありますので、本請願に対する賛成者の発言を許可いたします。17番
中川邦彦君。

17番（中川邦彦君） 請願第26号「国に最低賃金制度の改正を求める意見書採択に関する請願」について、賛成会派を代表して賛成討論を行います。

この請願は、6月議会に提出されていた請願で、継続審査になっていたものです。まず初めに、最低賃金制度について述べたいと思います。

最低賃金法の第1条では、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。また、第3条では、最低賃金は労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならないと、法律ではそのように定められているのです。

とりわけ国民の多数を占める労働者の賃金低下問題は深刻であります。雇用情勢の厳しさを背景とした低賃金、不安定雇用の増大は、労働者全体の賃金水準を引き下げる要因となっているのです。パート、臨時、請負、派遣などで働く人々は、今や労働者全体の3割強となり、女性労働者の5割強を占めているのです。職場では正規職員と同じ基幹的な仕事を担っているのが現状です。しかし、働く人々は有期雇用契約による雇い止めにさらされ、賃金は不当に低く抑えられています。雇用形態別の賃金格差は労働者の分断をもたらし、企業内賃金を地場の低い賃金相場へと引き下げている。そのような圧力に対し、漏れなく有効に歯どめをかけるため

には、法律によって賃金の最低規制を行うことがどうしても必要なのであります。

次に、全国一律の最低賃金制度確立については、今でも法定最低賃金は、雇用保険、年金、生活保護など、労働者、国民の最低限を支える制度はあり、一定の重要な役割を果たしている。しかし、これらの制度は相互の関連を欠き、その水準は健康で文化的な最低限の生活を営む権利、憲法第25条でいう生活を保障するには足りないものであります。全国一律最低賃金制度の要求額として、京都総評では、まともに生活できない最低賃金額を問い直すために、最低生計費について試算すると、1,112円が生活できるぎりぎりの自給額になるのです。当面は、最低賃金時間額1,000円以上、日額7,400円以上、月額15万円以上を掲げています。

厚生労働省の最低賃金審議会は、7月に全国を四つのブロックに分けて、地域別に2円から4円の引き上げ額の目安の答申を行いました。県内の労働組合や団体が、生活できる水準の賃金の確保を求める運動では、実態調査やアンケート調査を行う中で、働く場を求めても不安定な雇用で、賃金も低く、生活に追われ、余暇を楽しむこともままならない状況にある。生活できる賃金を、などさまざまな意見が出され、国や県に意見を述べてきたのです。これらを受けて、今回の答申になったものです。宮城県の最低賃金審議会では、国の目安額を受けて、今までの623円に5円上積みし、628円となりましたが、全国平均より45円も低く、試算した最低生活費の6割にとどまる水準です。この答申を受けて、10月1日からの実施となるものです。

この制度の実現で、低賃金層の賃上げ、社会的に形成される一般労働者の賃金の引き上げにも波及する。企業は全国どこでも事業を行おうと生活保障ベースの最低賃金を前提において事業計画を立てなければならず、この賃金を下回るような単価設定はできなくなり、不当な下請いじめや行き過ぎた競争入札を抑制できるものです。大企業には社会的責任を果たさせるための重要な規制となるものです。

この10年間に正規労働者は、395万人減少し、非正規労働者が593万人増加いたしました。その結果、労働者の3人に1人、青年と女性の2人に1人はパート、派遣など、非正規雇用のもとで働いています。非正規雇用への置きかえは民間大企業はもとより、自治体の職場、教職員の中でも急速に広がっています。

審議の中では、中小企業や零細企業の経営が大変なんだという意見がありました。日本の企業数の99%をしめる中小企業は、経済面のみならず、雇用面においても大きな力を発揮しています。雇用の7割を中小事業者が占めて、新たな雇用をつくっているのです。地域経済を支えているのは中小零細企業で、その経営をしっかりと支えること。そして政治に求められているの

は、その努力を励ます、そういう施策を進めることで、経営の安定と地域経済の回復と雇用を守ることになるのではないのでしょうか。今の日本は、大企業が空前の業績を謳歌する一方で、雇用、就業環境の改善は進まず、賃金水準の低下に歯どめがかからない状況にあります。政府財界は、経済グローバル化の中で、国際競争力強化を理由に、多国籍企業の利益を最優先した規制緩和万能論の構造改革を推し進めています。大企業は、リストラ、賃下げ、下請中小企業の選別再編、下請単価の引き下げを強行し、そのような中でバブル崩壊後の高い利益を確保しているが、一方では労働者、国民に痛みを押しつける政策が強行され、雇用、暮らしの破壊、中小零細企業の経営破壊が進行しています。大企業に集中備蓄された富が、地域経済に循環してこなくなっているのです。これが日本経済の持続可能な発展を妨げる最大の要因となっているのです。

今回の請願は、最低賃金制度の確立と、全国一律の最低賃金制度の確立の意見書を国に提出されますよう求めるものであり、以上述べまして賛成討論といたします。（拍手）

議長（菊地 進君） 次に、本請願に対する反対者の発言を許可いたします。5番志子田吉晃君。

5番（志子田吉晃君） 請願第26号「国に最低賃金制度の改正を求める意見書採択に関する請願」。私は、この請願に対し委員長報告に賛成する立場で、また最低賃金制度改正の請願、本請願に反対する立場で反対討論を行います。

この請願件名である国に最低賃金制度の改正を求める意見書採択に関する請願の請願要旨の中身を検討した結果、この最低賃金制度の改正を求めるのではなく、この制度を守り、維持すべきものであるとの結論に達しました。現行の最低賃金法は昭和34年4月15日に公布され、その第3条で、最低賃金は労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならないと最低賃金の原則がうたわれております。また、その16条において最低賃金審議会を定め、31条3項で最低賃金の決定について、専門部会は関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員、各同数をもって組織すると規定されております。平成18年9月現在の、つまり平成17年度の宮城県の地域別最低賃金は1時間当たり623円でありましたが、平成18年度の地域別最低賃金の改正については、地方最低賃金審査会において8月31日までに審議が終了し、1時間当たり時給は628円に引き上げとなり、10月1日からその効力がなされます。

なお、この審議会では、ほとんど毎年改定がなされており、宮城県の最低賃金は、平成14年

度で617円、平成16年度で619円、平成17年度で623円、そして今回18年度は5円アップして628円に引き上げられたわけでございます。

また、東北隣県の時間給は、青森610円、岩手610円、秋田610円、山形613円、福島618円となっており、宮城県の地域最低賃金628円の方が高目となっております。そして、諸外国との比較では、宮城県の平成17年度最低賃金1時間当たり623円掛ける8時間掛ける22日で、つまり1カ月分の最低賃金額は10万9,648円になりますが、アメリカ合衆国では1時間599.46円、1ヵ月10万5,505円、韓国では1時間178.2円、1ヵ月3万1,363円、中国では1時間11.66円から34.98円、1ヵ月で2,052円から6,157円となっております。中国の最低賃金制度での1カ月分の賃金は、高い方でも6,157円。日本の1日分であります。そして、この人件費の違いが国際競争力として働き、日本の企業が海外に出ていかざるを得ない原因となっております。

次に、本請願の要旨によれば、労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならないという労働基準法の第1条を持ち出し、貧困に苦しまず生活できるのは当然であるとの主張をなされておりますが、それはほかの国へ言っていただくべき言葉であります。また、最低生活費には非課税が近代税制の基本であるとの主張をなされますが、この最低生活費の考え方は、生活保護法第3条に述べられている考え方であり、最低賃金法には関係のない主張であります。

なお、現行の宮城県の最低賃金月額10万9,648円の収入においては、計算上の所得税は非課税ないし年額700円にしかありません。そして、最低生活費で暮らしている国民に対しては、セーフティーネットとしての生活保護制度があります。つまり、この最低賃金制と生活保護制度のこの二つの制度でダブルにセーフティーを図る。言うなれば二重に安全装置が図られているわけでございます。また、雇用の不安定やニートの増加に対し、最低賃金制度がよくないかのごとく主張することは、原因と結果が直接結びつかない因果の法則を無視したこじつけ論ではないでしょうか。

また、最低賃金法の3条を引き合いに、今の最低賃金の実態は、こうした法の趣旨を満たしていないとの主張であります。前述のとおり31条で労働者、使用者、公益の3者代表委員をもって審議され、改正されております。話し合いで民主的に決定しております。

次に、全国一律の制度を基本とせよとの主張には、他の諸外国との比較においても、全国一律最低賃金制の国は、国内面積と距離の少ないヨーロッパの限られた国と韓国が一律制であり、我が国のように南北に細長い国土を持って気候、生活風習の違いに地域差がある国では現

行の地域別制度の方が勝っていると考えられており、そのように運用されております。

以上、何点か論点を述べさせていただきましたが、本請願要旨には、貧困の原因を日本経済や政府のせいにする思想的な誤りがあり、その他の主張にも矛盾の多い賛成会派一流のすりかえ論であると申し述べ、本請願の反対討論といたします。（拍手）

議長（菊地 進君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず請願第23号について採決いたします。

請願第23号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立多数であります。よって、請願第23号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、請願第25号について採決いたします。

請願第25号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立多数であります。よって、請願第25号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、第26号について採決いたします。

委員長報告は採択であります。したがって、採決は、本請願を採択することについてお諮りいたします。

請願第26号については、採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立少数であります。よって、請願第26号については、不採択と決しました。

次に、請願第27号について採決いたします。

請願第27号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、請願第27号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、請願第28号について採決いたします。

請願第28号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立多数であります。よって、請願第28号については、委員長報告のとおり決しました。

日程第4 認定第1号及び第2号（平成17年度決算審査特別委員会委員長審査報告）

議長（菊地 進君） 日程第3、認定第1号及び第2号を議題といたします。

平成17年度決算審査特別委員会委員長より、決算審査報告を求めます。12番木村吉雄君。

決算審査特別委員長（木村吉雄君） ただいま議題に供されました平成17年度決算特別委員会における決算審査の経過と概要、結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会に審査を付託されました案件は、認定第1号「平成17年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「平成17年度塩竈市立病院事業会計及び塩竈市水道事業会計決算の認定について」であります。

本付託案件審査のために、9月19日、20日、21日及び22日の4日間、委員会を開催し、まず議事運営上、正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私木村吉雄、副委員長には志子田吉晃委員が選任されました。

審査に当たっては、各会計決算の内容について、決算書及び提出資料などの説明を聴取し、それに新たに各種資料の提出を求めて活発なる質疑を展開し、慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、認定1号については賛成多数、認定2号については全員をもってそれぞれ認定すべきものと決した次第であります。

各会計決算の内容につきましては、既に議員各位もご存じのとおりでありますので、詳細は省略いたしまして、各会計決算に対して出された要望・意見の主なるものを申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

1. 地方分権の推進により、国から地方への権限の移譲が進められているが、三位一体改革による各種補助金並びに地方交付税等の見直しが行われており、本市の行財政運営にも重大な影響を及ぼしている。権限が移譲された事務については、行政サービスの提供に支障の出ることのないよう財源の確保に向けて、今後も市長会等を通じながら、国並びに関係機関に対する働きかけを強められたい。

1．収納率向上対策事業については、口座振替の利用者数や納税勧奨員による徴収実績が平成16年度に比較して増加するなど、一定の成果を上げている。しかし、市税収入全体としては、近年の地域経済の低迷を受け、法人市民税や固定資産税を中心に落ち込んでおり、自主財源の確保が一層困難となっており、本市の財政運営は厳しさを増している。

以上のような状況を踏まえ、今後も引き続き行財政改革の推進に職員が一丸となって取り組まれ、市民の負託にこたえられるよう努められるとともに、収納率向上に向けた取り組みを強化し、市民へのサービス提供の根幹となる自主財源の安定的な確保を図り、地域経済の回復に向けた各種施策の展開に鋭意努力されたい。

1．契約事務については、契約に関する諸規定に基づき、事務の執行が行われているが、随意契約方式により契約が行われているものが見受けられる。随意契約については、相手方が特定されるために競争性の担保に難があり、公平性、透明性の確保が懸念されるものであることから、これまでも随時競争入札方式へと契約方法の見直しが進められてきているものであるが、今後も契約手法の見直しに向けて検討を深められたい。

1．平成17年における市内の交通事故発生件数と死者数は、平成16年に比べ減少しているが、交通環境は年々煩雑化し、交通事故は依然として多発している。昨今、社会問題化している飲酒運転の根絶に向けて関係機関と連携した早急な対応と、意識啓発に努められたい。

1．高齢者支援事業における「はいかい老人SOSネットワーク」は、認知症の高齢者がはいかい等で万が一方不明になったとき、あらかじめ登録した台帳をもとに、協力機関に連絡し、早期発見につなげる事業であり、平成17年度の登録人員は平成16年度に比較して若干増加している。しかし、市内高齢化率は増加傾向にあり、当該事業の役割は今後より重要性を増すものと想定されることから、さまざまな機会をとらえ、事業内容の周知について積極的に取り組まれたい。

1．病後児保育事業は、病気の回復期にあって集団的な保育を受けることが困難な児童に対し、一時的にその病後児の保育を実施することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するものである。病後児宅に看護師を派遣する「派遣型」は、平成17年度に試験的に実施されているが、プライバシー等の観点から利用されるまでには至らなかったことから、病院や保育所で預る「施設型」について関係機関との連携を深められ、早急な実施に向け検討をされたい。

1. 市民から強く要望されている墓地の確保については、新たな墓地の確保も念頭に置かれながら、その需要を満たす取り組みについて検討を重ねられるとともに、墓地における良好な環境の整備に努められたい。

1. マリンゲート塩釜については、今後も航路利用者の利便性の向上に努力されるとともに、港湾空間ににぎわいを創出し、地域の活性化に資するものとなるように、物産展や各種イベント等の積極的な開催を図られるなど、海に親しむことのできる交流空間の最大限の活用を図られたい。

1. 本土地区を含めた松島湾の松くい虫対策については、特別名勝「松島」の次世代への継承と、自然環境の保全のため、松くい虫の駆除や土壌改良、伐採後の植樹等を積極的に実施し、松林の環境保全に努められるとともに、関係機関に対し、支援策を講じるよう積極的な働きかけを行われたい。

1. 東塩釜駅自転車等駐車場については、駅前広場や道路等の公共性の場所における自転車等の放置を防止し、もって市民の良好な生活環境の確保を図るため設置しているものである。しかし、最近では駐車場を利用せず、駅周辺などの自転車等放置禁止区域に駐輪している自転車が散見されるため、市当局にあっては、関係機関、団体等と連携しながら指導を徹底し、自転車利用のマナー向上を図られたい。

次に、特別会計について申し上げます。

交通事業特別会計については、離島航路事業として、島民や観光客の足を確保する意味からも、今後も利便性の向上を図るとともに、なお一層の良好なサービスの提供が図られるよう努められたい。

国民健康保険事業特別会計については、国民皆保険制度の中核として国保制度が市民の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることを踏まえ、今後も診療報酬の過誤調整や、交通事故の相手方への求償事務等を初めとした医療費適正化対策の総合的な推進を図られるとともに、近年低下傾向にある保険税の収納率向上対策についても鋭意検討を深められ、被保険者が適正な負担で良質なサービスを受けられるよう、健全な事業運営になお一層努められたい。

魚市場事業特別会計については、水産業を取り巻く環境は資源の減少や原油の高騰など、今後もなお一層厳しいものが予想されるので、関係機関と連携を強化されるとともに、積極的な漁船誘致の運動を展開され、水揚げ高の増加に努められたい。

公共駐車場事業特別会計については、利用総台数は減少傾向にあるものの、窓口利用台数が

増加しており、「とくとくホリデーサービス500」等の新たなサービスを講じたことにより、利用料金収入は増加している。また、機器の老朽化に伴い、自動料金精算機等設備工事を実施したため、営業収支は赤字決算となっているが、施設管理等業務委託の使用内容を見直し、指名競争入札を導入することにより、経常的な事業費については圧縮を図っている。今後とも商店街振興に係る各種施設やイベントとタイアップし、利用者本位のサービス提供に努め、事業の健全化により一層努力されたい。

最後に、企業会計について申し上げます。

市立病院事業会計については、再生緊急プランに基づき、特殊勤務手当の見直しや、管理職手当の削減、早期退職による人件費の縮減などコスト削減を図る一方、医師の確保や開放型病床の設置による空きベッドの解消等、収益の改善に向けた取り組みを実施しているところである。しかし、これらの取り組みは年度途中から開始したものが多く、効果は限定的なものとなり、平成17年度決算においては不良債務がさらに累積する結果となった。今後も待遇改善による医師の確保等に努め、地域医療の中核を担うにふさわしい将来性のある病院として再生緊急プランの着実な推進と、さらなる経営改革に努められたい。

水道事業会計については、平成17年度の有収率が全国平均をわずかに上回る状況にとどまっていることから、老朽化した配水管の計画的な布設替えなど、施設の適切な維持管理による漏水防止対策になお一層努められ、有収率のさらなる向上を図られたい。

また、配水管等の布設工事を行う際には、他事業との共同施工による効率的、経済的な実施に努力され、良質で安価な水道水の安定供給の堅持に努められたい。

以上が審査の概要であります。

なお、本特別委員会は、議員全員の構成でありますので、審査の細部については省略いたしますが、当局におかれましては、指摘ないし要請された事項についてはそれぞれ意を体し、万漏のないよう措置を講じられるよう要望いたします。

以上よろしく皆様のご賛同をお願い申し上げます、ご報告といたします。

平成17年度決算特別委員会委員長 木村吉雄

議長（菊地進君） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

認定第1号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君） 私は、日本共産党市議団を代表して、平成17年度決算認定1号について反対討論を行います。

平成17年度一般会計について、次の4点で反対をいたします。

第1は、2003年公明党が発表した年金安心プランと、衆議院選挙マニフェストで、国民基礎年金の国庫負担引き上げの財源として、年金課税の強化や定率減税廃止を掲げ、自民党・公明党は、2004年税制大綱で合意し、2004年通常国会で税制を改定を強行いたしました。このもとで地方税法が定められ、塩竈市市税条例の一部を改正し、平成17年度から塩竈市でも配偶者特別控除の一部廃止が実施されました。

平成17年度決算委員会に示された資料では、平成17年度に配偶者特別控除制度の一部廃止に伴い、増税課税対象人員数5,400人で、負担増は総額7,300万円。1人当たり1万3,000円が増税となりました。しかも、決算特別委員会資料でさらに明らかになったのは、平成18年度高齢者控除廃止や、定率減税半減、65歳以上の非課税措置の段階的廃止、公的年金控除制度見直し、平成19年度の定率減税廃止や、個人住民税一律10%などで、3年間2万4,600人増税影響総額は8億7,930万円、1人当たり3万6,000円の増税が組み込まれていることでもあります。

個人市民税の負担増に対する佐藤市長としての所見を伺いましたが、国の三位一体改革で地方の財政は厳しくなった。最少の経費で市民の負担に最大のサービスとの答弁にとどまり、小泉政権が進めた増税に対する批判もなければ、年金暮らしの方々の増税に対する市民の苦しみの声は一言も語られませんでした。しかも、個人市民税の増税の取り扱いは、市長の専決処分指定として市議会議長に報告されただけであります。市民生活にかかわる増税を議会に諮らなかつた対応も重大であります。問題であります。

第2点は、平成17年度当初予算の中で、市財政危機を前提に行政の効率化が叫ばれ、民生費や教育費が削減されたことでもあります。特定疾患患者見舞金支給事業のうち、これまで1年以上の長期に入院していた方への長期療養見舞金支給、年1万円ではありますが、あるいは長期療養通院支給5,000円、これは平成15年度決算でいきますと250件、121万5,000円が平成17年度予算で廃止されました。しかも特定疾患患者見舞金の中で、遷延性意識障害者見舞金、あるいは

特定疾患患者見舞金などが、平成18年度廃止するとしております。特定疾患患者はパーキンソン病や筋無力症など40疾患であり、こうした病気に苦しんでいる市民に市が手を差し伸べるべきではなかったでしょうか。民生費でも、社会福祉協議会に委託されていたリフト付福祉バス委託事業も利用は10人しかいないとの理由で予算が否されました。いずれも福祉事業は塩竈市単独事業として行われてきたものであり、塩竈の誇るべき福祉サービスでありました。民生費での予算削減は、社会福祉協議会運営費、ひとり暮らし牛乳配達支給など9事業470万円であります。

佐藤市長は、社会保障は重点的に進める。選択と集中でむだを見直し、社会保障の経費に充てると決算特別委員会の中で答弁しております。しかし、行政の効率化の中で進められたのは、福祉の廃止や予算削減であります。

教育費では小中学校の修理費で、平成16年度決算2,329万円が、平成17年度1,948万円と削られ、同様に小中学校の工事請負費が平成16年度7,170万円から5,980万円になっております。したがって、毎日子供たちが通い、生活し、傷みの激しい小中学校の教室や廊下などの修理修繕が、現場では追いつかない状況であります。

3点目は、市営住宅の減免措置について、問題点が明かになりました。市営住宅の家賃徴収猶予や減免について、塩竈市市営住宅条例第15条で定められております。その条例を根拠に、施行規則12条では家賃の減免、または徴収猶予の基準を定めております。規則12条1項では、市営住宅入居者の収入は、公営住宅法施行第1条3項に規定されており、総収入から所得税法に定められた控除を差し引いて、さらに各種控除を差し引いて、12で除した額としております。しかし、塩竈市の減免の対応は、総収入金額を基準としており、塩竈市の施行規則からいっても違法な取り扱いを進めてきたということになります。

佐藤市長は、家賃の減免の事務は適正に取り扱っていると答弁しましたが、その後の質疑に対する答弁で、今後議論していくと答えました。しかし、平成17年度の市営住宅の家賃減免は、公営住宅施行令や市営住宅条例からいって、適正に執行されているとは言いがたく、市営住宅家賃減免の受けた件数は4件にとどまっており、正しく運営するなら家賃滞納を少なくする制度になるのではないのでしょうか。こうした点で、今後正しく減免に対処することを指摘し、こうした点でも反対をするものであります。

第4点は、平成17年度9月補正で、海辺の賑わい地区において、公共用地として土地開発公社から用地を取得する経費に充当する市債、つまり借金であります。2億2,500万円が組ま

れました。このことにより、減歩率14.48%と確定し、土地区画整理事業執行の前提条件が整い、イオンへの土地の賃借すべき条件をつくり出しました。私は一方で、福祉や教育予算の削減や廃止を進めつつ、貨物ヤード跡地の土地区画整理事業の開発に対しては、一般会計補正予算2億2,500万円を提案し、大手資本のイオン進出に開発を推進した姿勢について、厳しく批判をするものであります。これが佐藤市長の言う選択と集中の姿であります。

平成17年度一般会計について以上の反対理由を述べ、一般会計の反対理由といたします。

国民健康保険事業特別会計について、反対の討論を行います。

塩竈市は国保税を平成16年度から19年度までの4カ年の値上げの方針を出し、平成16年度に国保税10.3%の値上げを行い、さらに17年度に5.8%の値上げをし、2年間の大幅な値上げの結果、17年度末には2億1,200万円の黒字となったのであります。さらに今後の収支見通しでも、平成18年度、19年度とも値上げをしなくとも、基金を運用すれば赤字にならない状況であります。一方、市民にとっては大幅な値上げとなり、国保税が払えないなど、市民生活に大きな影響を与えております。

平成17年度の現年度滞納額は2億8,718万円で、滞納累計は8億2,895万円となり、17年度の不納欠損金額は1億1,098万円と決算されております。国保税の滞納の内訳で見ますと、生活困窮者世帯が滞納世帯の75%を占めており、滞納金額の86%に達しております。まさに高過ぎる国保税が低所得者や高齢者はもちろんのこと、市民にとっては支払いの限界に来ていることを示しております。ここで大事なことは、国保税の減免によって市民を救済することです。17年度の認定された申請減免は、たったの3件でありました。申請減免は市民生活を反映した実効性のあるものに見直すべきであります。しかも滞納の結果は、保険証の交付に重大な影響を与えております。17年度の3カ月間の短期保険証は814世帯となり、重大なことは、そのうち252世帯が保険証を市役所の窓口を受け取りに来ないといって、保険証を交付していないことでもあります。さらに病院窓口で全額の支払いとなる資格証明書を58世帯に発行しており、保険証なしの世帯と資格証明書世帯を合わせると310世帯の約600人の市民が、病気になっても病院にかかれない状況に追い込まれております。まさに保険証なしの市民にとっては、金の切れ目が命の切れ目となっている状況であり、これで市長の言う日本一住みたい塩竈と誇れるでしょうか。もちろん、収納指導も必要ですが、要は国保加入者の市民であれば保険証を交付して、市民が安心して医療を受けられるよう、安心して暮らせるように行政は責任を持って対応することを求めて、17年度の国民健康保険事業特別会計に反対するものであります。

続きまして、平成17年度介護保険事業特別会計について討論いたします。

平成17年度介護保険料は、サービス給付をもとにして決められたものであります。ところが自民党・公明党による介護保険の見直しで、昨年の10月から施設入所者に対して、居住費と食費を給付の対象から外しました。その結果、施設利用給付で前年より7,400万円も減り、その部分が施設利用者の負担となってしまいました。年金1万5,000円以上の方は、介護保険料は年金より天引きの結果、100%の収納率になっておりますが、しかし1万5,000円以下の普通徴収では、介護保険料を払えない人が年々ふえ、平成17年度では734人で18.6%と5人に1人が払えない実態であります。しかもその未納者のうち、支払い拒否をする方々が、平成15年度に506人だったのがさらにふえ、平成17年度には665人にふえるなど、こうした深刻な事態をつくり出しているのであります。こうした事態をつくり出している大元には、一つは高齢者の生計費となっている年金が年々削減される一方で、医療費や介護保険料の負担がふやされ、払えない状況になっていること。もう1点は、利用者に対する利用料の負担増や、施設不足などによって、保険料を払っても決められたサービスも受けられないものになったと一層介護保険事業に対する不信と不安を招くものになっていることであります。

介護保険事業を維持していくためには、介護サービスの制限ではなく、安心してサービスが受けられるようにすることが必要であります。また、介護保険料では、生計費非課税の原則を守る立場で、減免制度を生かした実効ある取り組みがどうしても必要であります。しかし、そういった具体的な対策を講じる立場は答弁されず、このままではますます介護保険事業は重大になるだけであります。

以上の点から、平成17年度介護保険事業特別会計に反対するものであります。

次に、平成17年度土地区画整理事業特別会計について反対討論を行います。

平成17年度の海辺の賑わい地区土地区画整理事業の主なものは、減歩率緩和のための減価補償で、公共用地として先買いを行いました。一般地権者から2,240平米、東日本旅客鉄道から948平米、JR貨物から2,990平米、塩竈市土地開発公社から3,502平米の合計9,680平方メートルを5億3,934万1,000円で取得し、減歩率を28.19%から14.31%に緩和することや、建物移転補償費などで8億8,871万2,000円の歳出で、その財源は国県の支出金2億4,561万4,000円で、市債6億3,380万円、一般財源929万8,000円と決算されております。さらに、3万3,379平米の仮換地指定を行いました。これは、整理後宅地面積の75%で、地権者数の92%の13%になっておりますが、海側にJR貨物に4,340平方メートル、塩竈市土地開発公社に2筆で8,224平米の

仮換地の指定を行っております。

塩竈市は、その地域にイオンの誘致を進めており、9月14日付の新聞報道によると、イオンが県に大規模小売店舗設置計画を申請したと報じられており、我が党が請求した資料でも明らかになったように、1階の約半分の2,142平米に大型スーパーのマックスバリュースが進出し、テナントは残りの半分と、また2階の部分が物販と非物販になっていることが明らかとなりました。地元がテナントとして入れるかどうかという問題、あるいは市内の既存の中心商店街、商店に人の流れがつけられるのか。マリゲートに人が流れて、つけられるのか。こういう問題がさらに深まり、新たにイオンの駐車場への出入りで、産業道路の渋滞問題などが新たに懸念されているわけであります。

貨物ヤード跡地の開発は、塩竈市にとって極めて重要な土地であり、結果的にはイオンへの計画待ちで、市が計画段階に参加しようとしていないことも明らかになり、この点でも我が党は、この平成17年度土地区画整理事業特別会計について反対をするものであります。

ご清聴のほどありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。11番佐藤貞夫君。（拍手）

11番（佐藤貞夫君） 私は、ただいま議題となりました認定第1号平成17年度塩竈市一般会計及び特別会計、認定第2号平成17年度市立病院事業会計、水道事業会計決算の認定につきましては、全員で構成する決算特別委員会において十分なる審議を行い、先ほどその結果について委員長から報告がありました。決算特別委員会で質疑終了後、直ちに採決を行い、決算を認定するということが多数の委員が賛意を示しましたが、認定第1号一般会計及び特別会計の中で共産党議員が認定に反対する立場に立ち、不認定ということになりましたが、私は認定第1号を認定する立場で賛成の討論をいたしたいと思っております。

当市の監査委員及び事務局が市長から提出されました一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支や財産に関する調書及び基金の運用状況、また収入役、関係課等が保管する歳入歳出の附属書類について、慎重に審査をした結果、各会計決算書は、附属書類及び基金の運用状況はいずれも関係法令に準拠して作成されており、正確でその内容、予算の執行についても適正であると認めており、また決算分析、行政コスト計算書、バランスシート、主要な施策の成果に関する説明書等も提出をされていますが、今までにないほどの議会からの資料要求もあり、その中で審査及び審議が行われました。

また、一方監査委員による監査の方法は、監査の対象とする課から、事務事業と予算の執行に関する書類の提出を求めるだけでなく、関係する職員から説明を聴取して、物品、財産の管理、契約等の事務事業の執行状況について適合性、効率性などの観点から監査を実施してあるのであり、これらについて定期監査結果報告が議長あてに提出されており、我々議員にその写しを毎議会ごとにいただいておりますことはご承知のとおりであります。

また、監査委員は、一般会計並びに特別会計及び企業会計例月出納検査の結果についても、それぞれ地方自治法の条例及び規定に基づいて、歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金の出納、あるいは関係する諸帳簿、書類や証書等について計数審査を行い、金融機関発行の残高証明と照合しており、その結果現金及び預金、一時借入金、基金等の計数は正確であり、適正であると認めており、その報告に基づいて地方自治法の規定に基づき平成17年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計決算を平成18年5月23日から8月10日まで審査を行い、審査の結果として各会計決算書附属書類及び基金の運用状況、地方公営企業法及び関係法令並びにこれに基づいて定められた会計、諸規程に準拠して作成され、表示されました計数は正確で、その内容及び予算執行状況等についても適正であると認めており、各企業の経営成績並びに財政状態を適正に表示していることを認めており、それに基づいて市長より認定第1号、第2号として市議会に議案として提案されました。

監査委員より、決算についての審査の概要の説明を受け、各議員が総括質疑も行われ、全員をもって構成する平成17年度決算特別委員会を設置して、これに付託をして審査をすることに決定したのであります。

この決算特別委員会の審議の方法については、議会運営委員会では満場一致の確認のもとに、質疑時間を決め4日間の審議を行ったのでありますから、監査委員を出したこともある賢明なる共産党の議員も監査委員の職務、制度を十分理解し承知しておると思いますが、不認定ということはまことに残念であります。

不認定の第1に取り上げております地方税に対する問題については、議会が専決処分に指定した問題であり、塩竈市が特別税金が高いというわけではないのであります。議会が専決処分を指定したからなのでありますことを十分理解すべきであろうと、こう思うのであります。

また、不認定の討論の中で、海辺の賑わい地区の土地区画整理事業について触れておりますが、ご承知のとおり塩竈市は昔から港を中心として発展をしてきた港湾土地であります。しかし、塩竈市の現状は今日空洞化が進行し、衰退しているこのまちの再生こそ急務であるという

ことはだれもが認めているのであります。塩竈市に残されたあの貨物ヤード跡地は、一刻も早く、一日も早く有効活用を図るために市有地を十分に生かし、また活用し、都市空間を創出して都市基盤の整備を行うために前市長時代に区画整理事業でこの事業を遂行しようとしたのであります。このように区画整理事業の特性を生かし、さまざまな取り組みを行い、仮換地の指定等で一定の事業の進捗を見ているのであります。共産党の議員は、これまでこの土地の活用と業者の選定に種々問題があるかのように言っていますが、そもそもあの貨物ヤードの活用につきましては、平成10年の暫定活用の経過のときにも大手スーパーを中心に同じくらいの募集参加がありました。平成10年7月に中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律、いわゆる中心市街地活性化法が施行され、また都市計画法の一部改正がなされました。これを受けて当市は平成10年の11月に商業者、商工会議所、学識経験者、市議会議員、行政の代表余で構成する塩竈市中心市街地活性化検討委員会を設置して調査研究を行い、活性化基本計画がまとまった経過をたどりました。この計画が海辺の賑わい地区の土台となったものであり、共産党の議員もこの経過をよく承知しているものと思います。このように塩竈市のまちづくりのため、取得をしたあの土地をいつまでもそのままにして何も手をつけずにいて、利子ばかりふやしていたならば、市は何をやっているのか、まちづくりを考えないのか、落ち込んでいるまちの再生、活性化の事業をやる気はないのかと言われるだけであり、この事業はさまざまな経過をたどりながらも議会でその事業を認め、引き継いできた事業であります。

また、共産党の議員は、これまで大手企業や大型店に頼らず、地元商店街や地元の水産加工品を初めとする地場産品を販売するためにも地元優先と主張してきましたが、思い起こせば、あの壱番館のときも、今回の計画のときにも商工会議所及び水産振興協議会、塩釜水産物卸売、いわゆる仲卸を中心に種々地元対策を行ったのであります。残念ながら地元からの参加が出てこなかったという経過がございます。

21世紀を迎えている今日、変化の激しい時代に的確に対応するためには、まず素早い対応が必要であります。ご承知のとおり、当塩竈市は二市三町の中心都市でありました。今や商圈が他の市や町に移っている状況を考えるとき、まちづくりや活性化や再生の取り組みは、おくれればおくれるほど塩竈市はますます衰退するだけなのであり、塩竈市の将来性に希望が持てるようにすることが我々の努めであり、そのためにも海辺を生かした、また海の特性を生かした事業やまちづくりを最優先に考え、急がなければならないのであります。

また、討論の中で国保事業にも触れておりますが、確かに平成16年、17年度において税率改正を行われましたが、議会が減額修正をして議決した結果、平成16年度、17年度2カ年にわたって引き上げられた経過をたどったことは事実であります。ご承知のとおり国民健康保険税は、医療費の増加などにより、今後大幅な赤字が生じてくる見込みとなったため、19年度までの4カ年で国民健康保険事業の収支改善を図っていくことにするため、やむを得ず改正したものであります。市政担当者は、各種事業経営に責任を持たなければなりません。値上げをしないで事業経営をやることは望ましいのでありますが、もし赤字なり、特別会計の運営に支障を来し、運営が困難になることは避けなければなりません。そのためには、最低限の値上げを考え、事業を安定させなくてはならないと思います。国民健康保険事業で、市は一方で、低所得対策として、これまでの法定減免を6割から7割、4割を5割にし、新たに2割減免を行っており、また国保の被保険者が出産したときには出産育児一時金を支給していましたが、出産前に費用の確保が困難な被保険者に対し、無利子で貸し付け事業を行っており、各種健診の充実、健診料金の個人の助成を行い、苦しい財政の中でもさまざまな予防対策を講じているのであります。

また、未納者及び滞納者に対する措置について、資格証明書の発行について言及しておりますが、市は滞納の理由である収入、あるいは不安定事業、不振等による生活困窮者についてはいつでも相談に応じますとっておりますことを考えれば、遠慮なしに相談に行き、解決のための努力をすべきだと考えております。

また、介護保険事業にも若干触れているようでありますが、高齢者支援及び低所得者の介護保険利用負担軽減を図ることにより介護保険サービス利用促進にも力を入れ、介護保険事業の健全な運営を確保するための努力をされております。しかし、一方で減免をもっとしろという要望や発言もありますが、今後介護保険料の減免については塩竈市介護保険条例や規則もあり、また保険料に関する申告の規定もあり、減免の範囲、減免割合、減免内容も規定されているのであり、減免該当者は申請すれば済む問題であることを理解すべきであろうと思います。

社会保障費の種々の問題についても、大きく取り上げておりますが、市税が平成18年、19年を比較して17億円、あるいは18億円を下回っており、これだけの市税の落ち込みを見ただけでも大変な数字であり、年間40億あるいは50億の事業ができなくなっている現状にあります。このことについてどのように見ているのでしょうか。

また、討論の中で市営住宅の減免のことを取り上げていましたが、質疑を通じて市当局の答

弁に納得はいかなかったからといって反対とするということには、本当に正しい態度でしょうか。公営住宅法に基づいて、建設された市営住宅の適切な維持管理を行うためには、また良好な住宅環境を維持していくためには、料金の設定に基づくこの徴収が必要でありますし、料金の設定と徴収は市長の裁量権の問題でありますことを理解しなければなりません。いろいろ問題提起をしておりますが、塩竈市の財政状況の中では精いっぱい頑張ってきているものと我々は理解しております。

今回、決算委員会で共産党5人の委員が、一般会計、特別会計、企業会計それぞれ分担をして質疑を行いました。決算特別委員会の質疑を通して、内容について議論がかみ合わない。不満だから不認定ということでは不認定の理由にならないと思います。不認定ということは、それなりの明確なる理由と見解が必要であると思いますが、明確なる理由と見解とはとても思われません。質疑について、決算上の誤りでもあったのでしょうか。誤りを指摘され、市当局はこれを認め、市長が間違いでしたと陳謝でもしたのでしょうか。そういう事実がなくて、不認定ということにはならないと思います。不認定とするには、行政に不正があった、ごまかしや誤りがあった、書類が紛失して見当たらない、また仮に汚職事件があって、警察に書類が押収されて、わからないので答弁ができないとか、答弁拒否が続いているとか、誤りや不正があって、計数上でも相当なる誤りがあったというならば、それなりの理由や見解にもなると思いますが、監査委員が1年を通じて監査をし、適正であると認めているものを、不認定というならば、監査委員の報告に対し、監査委員にそれ相当の質疑をすべきであり、監査委員に対する不信でもあると思います。我々はもっと常識的な、良識な判断をすべきだろうと思います。平成17年度の施政方針に基づいた当初予算案に反対をしたから、決算に反対するのでしょうか。私どもは到底理解することができないのであります。ご承知のように、平成17年度は大変厳しい財政状況のもとでの予算編成でありました。もちろん市当局も地方自治法に基づく最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという基本的な考え方に立ち、行政コストのさらなる資金運営を図り、限られた財源の重点的効率的配分に努め、政策的経費につきましては、選択と集中により、緊急性や優先度の高い施策を行い、塩竈市の再生に向けた各種事業を実施したと評価しているところでありますが、本市を取り巻く財政状況は、財政健全化に向けた新行財政改革推進計画を、さらに全力を挙げて実施していかなければいけないほど深刻であり、平成17年度の一般会計の実質単年度収支では3億3,687万円の赤字という大変厳しい決算に、内容になっていきますだけに、この決算特別委員会における指摘事項や、要望や、意見を

参考にして、行財政改革をなお一層進めて、明るく豊かで日本で一番住みたいまち塩竈の実現にさらに努力をされ、市民の負託にこたえていただきますことを期待をし、一般会計及び各会計の決算認定に賛意を示しながら討論を終わりたいと思います。

大変、ご清聴ありがとうございます。感謝申し上げます。

議長（菊地 進君） 以上で、通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、認定第1号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立多数であります。よって、認定第1号については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、認定第2号については、委員長報告のとおり認定されました。

日程第5 議員提出議案第7号

議長（菊地 進君） 日程第5、議員提出議案第7号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第7号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。7番今野恭一君。

7番（今野恭一君） ただいま議題に供されました議員提出議案第7号について、提出者を代表いたしましてお手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

道路網の整備促進と道路特定財源の堅持に関する意見書

道路は、豊かな国民生活や活力ある経済、社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、高齢化、少子化が進展している中で、21世紀の社会基盤を計画的に充実させるためにも、道路整備は一層重要となっております。

このような状況の中、道路整備に対する要望は多く、本市は投資の効率化、重点化を図りながら道路の整備を進めているところです。

しかしながら、その整備は、いまだ十分とは言えず、道路整備を緊急かつ計画的に推進し、高規格道路から市町村道に至る道路網の体系的な整備が必要であります。

本市といたしましては、総合交通体系のネットワークの拡充により、地域における豊かな生活や活力ある経済、社会活動を支えるためにも重要路線である越の浦春日線、北浜沢乙線、八幡筑港線、さらに、都市再生の基盤としての海辺の賑わいを創出するしおかぜ通り線等、道路網の整備を一層促進することが最も重要かつ緊急な課題となっております。

よって、政府におかれましては、国民の要望が多く、緊急的に必要な道路整備の重要性を深く認識され、次の措置が講じられるよう強く要望いたします。

記

- 1．道路特定財源制度の創設の趣旨に立ち返り、全額を道路整備予算に充当すること。
- 2．高規格道路から市道に至る道路網の整備の一層の促進と都市の再生、地方の活性化、個性あるまちづくりなどの施策を進めていく上にも、道路整備は不可欠なものであり、地方道路財源の大幅な確保を図ること。
- 3．地方の道路財源を確保するとともに地方財政対策を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上であります。

議長（菊地 進君） これより質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第7号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第7号については、原案のとおり可決されました。

議長（菊地 進君） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、お手元にご配付のとおり、地方自治法第100条第12項及び会議規則第153条の規定により、議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、質疑、委員会付託、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明27日定刻再開いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明27日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時53分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年9月26日

塩竈市議会議長 菊 地 進

塩竈市議会議員 伊 藤 博 章

塩竈市議会議員 田 中 徳 寿

平成18年 9 月27日（水曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 3 日目）第15号

議事日程 第3号

平成18年9月27日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我三三君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	棟形均君	産業部長	三浦一泰君
建設部長	内形繁夫君	総務部政策調整監	小山田幸雄君

総務部次長兼行財政改革 推進専門監兼政策課長	田 中 たえ子 君	総務部次長 兼危機管理監	大 浦 満 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木 下 彰 君
産業部次長 兼商工観光課長	荒 川 和 浩 君	建設部次長 兼都市計画課長	茂 庭 秀 久 君
総務部 総務課長	郷 古 正 夫 君	総務部 財政課長	菅 原 靖 彦 君
健康福祉部 社会福祉事務所長	会 澤 ゆりみ 君	健康福祉部 介護福祉課長	高 橋 敏 也 君
総務部総務課長 補佐兼総務係長	佐 藤 信 彦 君	市立病院長	伊 藤 喜 和 君
市立病院事務部長	佐 藤 雄 一 君	市立病院事務部 次長兼業務課長	伊 藤 喜 昭 君
水道部長	佐々木 栄 一 君	水道部次長	大和田 功 次 君
水道部総務課長 兼経営企画室長	尾 形 則 雄 君	教育委員会教育長	小 倉 和 憲 君
教育委員会 教育部長	伊 賀 光 男 君	教育委員会 教育部次長 兼生涯学習センター館長	渡 辺 誠一郎 君
選挙管理委員会 事務局長	星 清 輝 君	監査委員	高 橋 洋 一 君
監査事務局長	丹 野 文 雄 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安 藤 英 治 君
議事調査係主査	戸 枝 幹 雄 君	議事調査係主査	斉 藤 隆 君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） ただいまから 9 月定例会 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 3 号記載のとおりであります。

20 番伊勢由典君より、昨日の会議における発言について、会議規則第 65 条の規定により訂正したい旨の申し出がありました。

訂正箇所は、市営住宅家賃の減免に係る市長の答弁を引用した部分で、「検討すると答えました」を「今後議論していくと答えました」に訂正したい旨の申し出がなされております。

お諮りいたします。

この申し出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認めます。よって、伊勢由典君からの発言の訂正の申し出を許可することに決定いたしました。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、3 番武田悦一君、4 番伊藤栄一君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（菊地 進君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。2 番田中徳寿君。（拍手）

2 番（田中徳寿君）（登壇） ニュー市民クラブの田中徳寿でございます。

本日、9 月定例会において質問の場を与えてくださった先輩・同僚議員の皆様に深く御礼申し上げます。

私が議員になりまして今回が 11 回目の質問であり、その質問のたびに財政問題を取り上げさせていただきましたが、今回は特に、塩竈市の再生のため、財政政策だけに限定して質問させていただきます。

市長及び市当局の簡潔な答弁をお願いいたします。

本日は、大雨のため被害を受けられた市民の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

また、朝早くから出勤し、災害のために働いた多くの職員の方々に心より感謝申し上げます。

す。

では、通告に従いまして質問いたします。

1 番目として、塩竈市の一時借入金についてお伺いいたします。

期中のピークの一時借入金の残高は、一般会計と特別会計の合計額は幾らになるのか、また期末の出納閉鎖時期にはどのようなになっているのか、佐藤市長にお伺いいたします。

2 番目として、一般会計における資本費平準化債と退職手当債を活用して資金をためる政策を採用する気がおありになるか、佐藤市長にお伺いいたします。

3 番目として、駐車場特別会計と魚市場特別会計の赤字会計を今後どのように処理するのか、または今までと同様にこれからも繰り上げ充用していくつもりなのか、佐藤市長にお伺いいたします。

4 番目として、市立病院事業会計の平成17年度末における不良債務の残高は幾らになりますか。そして、今後それをどのように処理し、病院事業に地方公営企業法の全部適用をされるつもりなのか、佐藤市長にお伺いいたします。

5 番目として、土地開発公社の平成17年度の借入残高をお伺いいたします。そして、それを今後どのようにして解消していく方針なのか、佐藤市長にお伺いいたします。

6 番目として、市税収入の増加策について、今後どのような政策により市税収入の増加を図っていくつもりなのか、佐藤市長にお伺いいたします。

7 番目として、今後の市政運営の仕組みについてお伺いします。

事業のゼロベースによる査定方式を導入するつもりがあるか、また各部枠配分方式による予算編成の仕組みを変更し、市長のリーダーシップをより発揮する方法に変えるつもりがあるか、佐藤市長にお伺いいたします。

8 番目として、市の補助金を一律削減する方向から脱却し、市にとって必要なものだけを残し、ほかには3年間で事業が自立するための補助金として3年後なくする方法を取り入れる気がおありになるのか、佐藤市長にお伺いいたします。

これらの質問は、北海道夕張市の準用再建団体申請により、我が塩竈市民が当市を心配している財政の問題を取り上げさせていただきました。これらを一つも先送りすることなく、数字の説明ではなく、大きな方針を示していただきたくお願いいたします。その大方針のもとに、元気のある塩竈市をつくる佐藤市長の並々ならぬ決意を聞かせていただきたく質問させていただきました。

これにて、私の1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま、2番田中徳寿議員から本市の財政施策につきまして8点ご質問をいただきました。

順次、私の考え方につきましてご回答をさせていただきたいと思います。

初めに、一時借入金についてのご質問でございました。

ご案内のとおり、一時借入金の制度につきましては、地方自治法に規定され、収入と支出のずれ、期間のずれがあることによりまして資金不足が短期的に発生する場合に、予算で定める額の範囲内で借入れを行う一方、年度内に返済をしなければならないという制度でございます。

本市の場合でも、例えば建設事業などでは工事が完成すれば当然のことながら定められた期間内に受注者に対して支払いを行われなければなりません。その財源となる国・県からの補助金あるいは地方債の納金は5月末に集中をいたします。このため、一時的に不足する資金を借り入れることになるわけですが、平成17年4月から平成18年3月までの期間における一般会計及び特別会計を合わせた一時借入金の最高額は、平成17年の5月が最大で、24億円ございました。この一時借入金は、5月末までに納金されました補助金や地方債などをもって全額返済をいたしており、出納整理期間が終了する5月末日までに解消をしております。

北海道夕張市においては、赤字決算が表面化することを避けるため、膨大な金額の一時借入れを行っていたとの報道がなされ、これを受けまして宮城県では本年6月、県内全市町村を対象に、平成17年度における一時借入金の実態調査を行ったところであり、本市は最大で24億円という額を報告をいたしております。

この県の調査につきましては、その結果が新聞に発表され、ピーク時の借入金が標準財政規模に占める割合が、本市は県内で4番目であるとの報道がなされましたが、資金運用上、地方自治法で定められた制度の範囲内で取り組みをさせていただいたところでもあります。

また、一時的とはいえ、ピーク時には一般会計と特別会計合わせた借入金が24億円となり、標準財政規模に占める割合が21.2%と、他市町村と比較して大変高い状況にあり、利息の支払いも相当額になります。今後は、なお一層、補助金の概算交付制度等を活用しながら一時借入金の縮減に努めてまいります。

次に、一般会計における資本費平準化債についてご質問をいただきました。

平準化債は、例えば下水道整備のように耐用年数の長い施設の建設に際して借り入れた起債の償還について、耐用年数に近づけながら世代間の負担を公平にするための制度でございます。

下水道施設の場合は、耐用年数が44年であるのに対して、その財源に充てる地方債の償還期間が30年と短いため、この償還期間を耐用年数まで延ばすことで世代間の利用と負担の公平を図る目的で実施をいたしております。

また、一般会計からの繰出金の圧縮にもなりますことから、これまでも資本費平準化債を活用してまいりましたが、耐用年数と起債償還の年数に大きな差異がある他の事業につきましても、さらに活用の方策を検討してまいります。

一般会計でも資本費平準化債を活用してはというようなお話もございます。一般会計では施設の耐用年数と地方債の償還期間を近づける制度といたしまして財政投融资資金などの公的な資金の借りかえがございます。本市でもそういった制度を活用させていただいているところがありますが、危機的な状況の財政再建のためになお一層これらの制度の活用策を模索をしてみたいと考えております。

次に、駐車場事業特別会計と魚市場事業特別会計について、ご質問を賜りました。

まず、駐車場事業特別会計についてでございますが、平成17年度決算で5,934万円余りの累積赤字決算となっております。この累積赤字を解消するため、例えばとくとくホリデーサービスの実施でありますとか、ワンコインの料金体系にするなど利便性の向上を図ってまいります。このような取り組みにより、単年度の収支は実質的に黒字の状況となりました。累積赤字も年々減少をしてきております。

このように、駐車場会計におきましては、単年度収支の均衡が図られ、繰出金に頼らなくとも済む会計体制になってまいったという判断でおります。厳しい財政状況下ではありますが、できるだけ早い時期に累積赤字を解消できるよう検討を重ねてまいりたいと思います。

次に、魚市場事業特別会計でございますが、平成17年度は3億6,810万円余の赤字決算となりました。

これまで、職員数の削減や委託業務の見直しなど経費の縮減に努めますとともに、車両入場許可手数料の改定を行って増収にも努め、経営の健全化に取り組んでまいりました。しかしながら、平成17年度におきましてはマグロまき網漁業の水揚げが前年に比較し約22億円も減少するなど、水揚げ不振が影響し、一般会計からの繰り出しで単年度の収支不足を補いました。こ

うした会計処理が長年にわたり続いている現状でございます。このため、魚市場事業会計につきましては、まずは単年度の収支の均衡を図れますよう各種の経営改善や漁船誘致による水揚げの増進、あるいは受け入れ基盤の整備などを行うことを当面の目標として取り組んでおります。

なお、おかげさまで、今年のはえ縄船が順調に入港いただいておりますが、これまでの関係者の取り組みの努力、例えば漁船誘致活動の成果が上がってきているものと考えております。

また、まき網船につきましても、9月に入りましても水揚げが続いております。水揚げ金額も8月末で、昨年より8億円増加いたしている状況にあります。

このような塩釜魚市場の活況が継続されますよう、今後とも業界と一体となりまして漁船誘致活動や防潮ネットの整備、あるいはブランド化などの地道な取り組みを積み重ねる一方、経営改善を進め一日でも早く単年度収支が整いますよう、努力をしまいにまいりたいと考えております。

さらには、累積債務の解消に向けて、一日も早く第一歩を踏み出すことができますことを議会に報告できますよう、業界関係者ともども全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

市立病院事業会計についてお答えをいたします。

まず、市立病院事業会計におきます累積債務であります。17年度決算におきまして、24億3,100万円に上っております。この累積債務の解消の前提となります単年度収支の均衡を目標に再生緊急プランを策定し、17年度から病院職員が一体となり、経営健全化に向けた取り組みを進め始めたところであります。

平成17年度におきましては、職員の給与や特殊勤務手当の見直し、あるいは早期退職募集を行い、人件費を中心として約5,000万円の改善を図りましたが、単年度の収支で見ますとなお、現金ベースで6億3,600万円の欠損を生じている状況でございます。

再生緊急プランの2年目に当たる今年度は、前年度から取り組みました人件費の抑制、あるいは開放型病床の開設、各種手数料の見直し等の効果があらわれますとともに、職員の勤勉手当の独自削減の効果も上乘せされてまいります。

また、平成16年度から取り組みました医師の臨床研修の義務化による医師不足につきましては、宮城県のドクターバンク制度から派遣等を受け、常勤医3名増の13名体制で現在診療に当たっております。

前年度の同月と比較いたしまして、入院患者数は月平均500人から600人ほど増加をいたしており、収入の基本となります医業収益の確保に結びついているものと考えております。

一方で、この4月の医療制度改革、3%を超える診療報酬の大幅な引き下げが行われ、リハビリテーションや療養病床で影響が今後大きく出るものと予想されますことから、さらに病床利用率や診療単価の増加策、あるいは経費の縮減に努め、収支均衡を目指してまいりたいと考えているところであります。

地方公営企業法の適用につきましてご質問をいただきました。

市立病院のあり方といたしまして、地方公営企業法を全部適用することで経営状況がどのように改善されるのか、制度の内容あるいは他の公立病院の状況を調査し今現在検討を始めているところであります。この法律を全部適用することの最大のメリットは、やはり病院経営に精通する事業管理者を選任し、明確な経営責任体制のもとで企業として経理・人事・給与を含め、全般的な管理の枠組みを整えることができることにあると考えております。しかし、この全部適用が収益の増加や有利な財政措置あるいは経営の効率化に直結するような、いわゆる即効的な効果ではなくて、全部適用してもなおやはり職員の意識改革、経営感覚を確立していくための内部努力が不可欠であるという認識をいたしております。

さきに申し上げましたとおり、現在市立病院の果たすべき使命のもと、再生緊急プランに基づき職員一丸となりまして内部改革に取り組み、改善に向けて一步一步進んではおりますが、医師の確保等課題もまた山積をいたしております。

こういった状況をなお一層改善するために、今後とも公営企業の全部適用につきまして真剣に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

土地開発公社につきましてご質問をいただきました。

土地開発公社事業につきましては、市が買い戻しをすることを前提に資金を借り入れて公有地を先行取得いたしており、現在公社が所有する土地は8カ所、面積は7万336平米、現時点での帳簿上の価格は、約31億円に上るものでございます。

公社の土地すべてが、保有してから5年以上経過しており、中には30年を経過する、いわゆる塩漬けの土地もあるのが実態であり、早期に市として買い戻しを行い、公社経営の健全化を図らなければならない状況にあると認識をいたしております。

この公社の健全化につきましては、平成16年度に国から土地開発公社経営健全化対策についての通知が出されておりました、その中で公社の健全化計画を策定した団体には、買い戻しに

当たり一定の財政支援措置を講ずることが示されました。

こうした有利な制度の適用を受け、土地の買い戻しを早期に実現するために、本年3月に土地開発公社経営健全化計画を宮城県に対して申請し、この6月に市が土地開発公社経営健全化団体の指定を受けたところでございます。指定を受けた計画の内容であります。平成18年度からの5カ年間に公社の保有地の一部を市が買い戻しを行い、市が公社に対し債務保証をしている金額を、財政上の指標でございます標準財政規模に占める割合で10%以上減少させることを基本方針といたしております。

この方針に基づきまして、公社が所有する土地を当初の利用計画どおり、土地を買い戻しするもの、利用計画を変更して土地を買い戻しするもの、売却なども視野に入れて利用計画を変更して買い戻しするものに区分をいたして、今後買い戻しを進めることといたしているところであります。

次に、市税収入の増加策についてご質問をいただきました。

市税の収入の確保は、行財政運営の根幹をなすものであります。行財政改革におきます財政健全化の大きな柱になるものと考えております。

この税収を増加させるためには、一つには納税者となります人口増加を図る対策、あるいは交流人口の増加や所得の増加に結びつく地域経済の活性化、そして賦課いたしました税金を納めていただくための収納率の向上対策等があげられるものと思っております。

人口の増加策につきましましては、質の高い塩竈市の住環境をなお一層形成し、さらにはこういった魅力を最大限アピールしながら本塩釜駅前あるいは塩釜駅前で現在展開をいたしておりますマンション立地でありますとか、海辺の賑わい地区での住環境の整備計画等を促進し、定住人口の増加を図ってまいりたいと考えているところでございます。

さらに、観光等を通しての交流人口をふやしながら、結果といたしまして地域経済の活性化といったようなことにつなげていくことも大変に重要な課題ではないかなと考えております。

地域経済の活性化についてであります。全国的に回復基調と言われる中、本市の経済状況は、残念ながらまだまだ厳しいものがございます。地場産業の活性化になお一層取り組みますとともに、就業機会の増加策となります企業誘致等にもなお一層努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、今後の予算編成の仕組みについてお伺いをいただきました。特に今後の予算編成に対する私の考え方についてご質問をいただきました。

私は、市長就任以来これまで、本市の危機的な行財政環境を厳しくとらえた上で、塩竈の再生を目指し行財政の改革に一貫して取り組んでまいりました。塩竈再生の改革は、まずは率先して職員が一丸となって取り組むことによってのみ実現ができるものというふうに判断し、私自身、そして職員一人一人の意識で今日まで行財政改革に取り組んでまいったところでありませす。

これまで、このような基本姿勢のもとに職員一人一人のチャレンジ精神を大切にしながら全庁挙げた取り組みをさせていただきました結果、17億円に及ぶ収支差を何とか乗り切り、平成18年度の172億円規模の予算編成につなげていったのではないかなというふうに判断をいたしております。

行財政改革を推進していく上では、やはり市民の皆様方の目線を大切にしながら、その中で選択と集中により必要な事業に集中投資を行わせていただき、事務事業につきましてはまさにゼロベースで見直ししながら行財政改革に取り組んでいくことが何よりも肝要ではないかなというふうに考えております。

これまでの予算編成に当たりましては、トップダウン方式とボトムアップ方式を有機的に組み合わせる取り組ませてもらったというふうに考えております。具体的には、政策的な経費につきましてはトップダウン方式で選択と集中を決定するシステムをとりつつ、経常的な経費につきましては市民サービスを提供する現場の知恵を尊重し、創意工夫を生かした改革を進めるため、各部に一般財源を配分し、その枠の中で部内の予算を編成する、いわゆる枠配分方式と組み合わせる予算編成を行ってまいりました。

今後とも、本市の置かれた厳しい財政状況を認識し、限られた財源、ゼロベースの改革の中で見直しをしながら、全庁挙げてなお一層改革に取り組み、議会及び市民の皆様方に対して政策・施策のあり方をお示しをしてまいりたいと考えているところであります。

補助金のあり方についてお尋ねをいただきました。

本市におきましては、補助金を適正に交付することを目的に平成16年、補助金の見直し指針と基準、及び補助金チェックシートを作成し、すべての補助金について総点検を実施させていただきました。さらに、補助金交付に関する規則を制定し、その中で交付目的の明確化、運営費補助から事業費補助への転換、基本的な交付期間を3カ年を上限とする設定、少額補助金の原則的な廃止などを定めるとともに、補助金を飲食費や懇親会費、慰労的な経費などに経常的に充てることを禁止する等方針を明記して、平成17年度から適用させていただきました。

この取り組みにつきましては、関係者の方々のご理解とご協力により、平成16年度予算ベースで総額で1億5,000万円、件数で86件でありました補助金を平成18年度では1億2,500万円、件数で77件となり、2,500万円の縮減を果たさせていただきました。補助金につきましては、単に一律的な削減・廃止の対象とはせず、その交付目的、事業の趣旨等にかんがみ、必要な分野・事業について審査を行いながら確保することを基本として臨んでおりますとともに、高まりつつある市民のまちづくりへの参画と市民の協働によるまちづくりの視点から、例えば中心市街地活性化推進事業費補助金では提案公募方式を採用するなど、新たな補助金のあり方に結びつく政策も進めさせていただいているところであります。

今後ともこのように厳選を行いながら必要なものにつきましては引き続き補助金等について対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（菊地 進君） 2番田中徳寿君。

2番（田中徳寿君） 丁寧なお答えありがとうございます。

ただ一つ、いろいろな問題を塩竈市の財政は抱えております。それに対して数字ではない将来塩竈市の財政はどうあるべきかということが見えてこないのであります。

端的に申し上げれば、土地開発公社の約10億円の削減という形で行われるでしょうけれども、土地開発公社をもってインフレ下の中で土地を買い上げるという機構そのものが土地の下落の中で、ものが進むということは大変なことだと思います。

それであるならば、縮減・買い取りが終わった後、土地開発公社を廃止するんだというようなビジョンを打ち出してほしかったのであります。なぜならば、一般会計から買い上げていくというのは議会の承認が必要なわけです。そういうことを通して、今塩竈市にある土地が果たしてこのとおり整合性を持って買われてきたかというものも一抹の不安があるわけでありませう。

そういうことを一つ一つ、今、政策として練り上げる大切な時期のような気がしているのであります。役所の予算規模が成長しているときはある程度できると思います。今、役所の会計が縮小しているときに物事を決めていくということが大切なんだと思います。

次にお伺いします。駐車場会計は単年度は黒字である、黒字化してきたので累積赤字を解消する。魚市場会計は、まだ単年度収支均衡していないので累積赤字解消はとても望むべくもないと。今、一番感じることは、塩竈市が持っている会計は、すべて塩竈市の会計なのでありま

す。業界の会計ではないのであります。夕張市が倒れたときに、これは夕張の財産の中で倒れていったのであります。

それであるならば、塩竈市もそういう可能性があるから根絶やしにしなければならいんだと思います。市場の水揚げが減ったから赤字なのかということよりも、赤字を出さないような仕組みをつくり上げていくことが大切だと思います。

今、端的に申し上げれば、この間質問した国保とか介護保険とか多くの市役所職員がかかわりながら人件費を計上しない会計を持つということは、市長の判断なりし当局の判断で魚市場会計から人件費のカットができる可能性があるわけでありまして。それと同時に、それを業者の方々にお願いすることも可能だと思います。一つ一つがそのような俎上にのせて考えていくことだと思います。

今、市が問われているのです、業者が問われているわけではないのであります。病院にしても同じであります。医師が少ないから赤字ではないのであります。市のシステムそのものが今、危機に瀕しているんだと思います。それを根絶やしにする心が一番大切なんだと思います。確かに、物すごい財政の危機であるとは存じ上げております。ただ一つ、塩竈市の市長が就任以来、塩竈市の単年度の公債費負担比率は減ってきていると推察しております。そのような中、塩竈市の総力を挙げればできることではないのでしょうか。

財政が厳しいから市長は市民に言われることも我慢していただくような答弁をしております。その中で、市長がそのようなことをしてきたおかげで塩竈市の一般会計における公債費負担比率は物すごく低下しているやに伺っております。今、一時的に借金を重ねることはできない組織になっているのはわかっております。起債承認を受けて、前倒しでそういう仕組みをつくり上げて赤字を解消したところこそが市民の明るさにつながると思います。少しずつ解消しては、解消していけないものだと思います。

過去20数年間、塩竈市は赤字だと言われてきました。市民の声は、夕張のことが起こってから、ずうっと言われている塩竈市は大丈夫なのかというのが、市民の大半の意見であります。でも塩竈市は大丈夫だというメッセージを送るには、そのくらいな政策の大転換をしないと市民にメッセージが送れないと思います。

資本費平準化策、確かに利率が低いものであれば費用がかかるやに思います。でもそれで得た資金には無コストになるわけでありまして。それを調達したときはどのぐらいの金利がかかるのか計算していただきたいのであります。今、単純に、市役所という地方公共団体は、長期間

の借入を頼ることができないわけであります。起債の制度化の中でしか運用できないものであるならば、この3年間縮減しながら公債費負担を下げた市の財政を今できるだけそういう赤字部門の解消に向かわせたら、数年後には変わってくるのではないのでしょうか。

今が底だとするならば、そういう施策をとることによって、市民から「塩竈市の財政の赤字が消えたんだとや」と言われるような政策をしてほしいであります。

なぜならば、この間の決算委員会の中で、私たち企業をしてきた者は、赤字だというと支払いもない、どこから借りたのかと。実際は払ったのであります。帳簿の仕分けの段階だと思います。確かに、決算時の基金残高の比率の低下を招くかもしれません。実態を見せることこそ再生なのであります。実態を見せなければ、市民はわからない、ただイメージだけ先行しているまちなのです。

先に資金をつくれれば金繰りは楽になります。後からつくれればもっと膨れます。そういう資金を用意して、せっかく今、病院がみずからの血を流して再生しようとしても再生し切れない不良なものを一般会計が背負わなければ、どこが背負うんでしょうか。苦しいところを任された担当者だけの問題なのではないでしょうか、違うと思います。塩竈市が一つずつ財政赤字の会計を消すことによりイメージが変わるんだと思います。それが塩竈市の再生の始まりです。

その根っこを変えない限り、塩竈市の土地はますます下がります。それがまた税収という形で固形資産税にはね返ってきます。これほどのイメージダウンはないのであります。今、地方自治体は財政の格差というものを視点にとらわれております。もし、平成20年3月に公営企業金融公庫がなくなり、銀行からの起債の借り入れだけで賄っていくとするならば、市長が提案し議会が承認し、それでも銀行がノーと言ったら、議会、市長は何なのでしょう。そういう事態を招かないためにも、いち早く、今がチャンスなのであります。苦しいときこそ一番つらいのであります。夜明け前が一番暗いと言われております。もし、海辺の賑わいが来年でき上がってくるということであるならば、今、塩竈市が一番暗いんだと思います。その暗いときに、一つでもいいから本年度予算で赤字を解消していただきたいのです。

ことは、職員の給料もカットしました。そういう時期だからこそ変えてほしいのです。一つ一つが今物すごく自治体をピンチに追い込んでいます。土地の下落、それによる税収不足、収納率の悪化、交付税・補助金の削減、すべてマイナスなのです。ピンチのときがチャンスなのです。

心をつにしてやっていくためには、どうしても赤字の解消を取り入れなければ市民にアピ

ールできないのです。その点だけ、1点だけ市長にお答えしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 田中議員のご質問にお答えをさせていただきます。

例えば、土地開発公社の問題から今、ご質問いただきました。まさに、土地開発公社は高度成長期の遺物であります。恐らく、こういった塩漬け土地あるいはなかなか利用目的が見つからない土地を県内の各自治体も抱えているのだと思っております。

こういった土地を一日も早く処分をしながら市民の方々に安心していただけるまちづくりということについては、我々も全く異論がないわけであります。しかしながら、先ほどご説明させていただきましたように、簿価30億円の土地を持っているわけであります。現実的には、やはり我々数字を積み上げていくことが行政には求められるわけであります。当然のことながら、予算編成というものについては一つ一つの数字を積み上げながら、使途目的等を明確にお示しをしながら積み上げていく作業が我々には課せられているわけであります。

同じように、駐車場会計、魚市場会計についてもわかりであります。単に、職員の人件費を上げないで済むかということであります。今後の問題もあるわけであります。なおかつ、魚市場につきましては3億円を超える不良債務といいますか赤字があるわけであります。こういったものを並行してどうやるかということが、我々には当面の課題として突きつけられるわけであります。

一方、財布の中身は、もうほとんどゼロであります。これは再三ご説明させていただいておりますとおり、10年間基金を活用しながらの予算編成をやってきたわけであります。結果としまして、今、財布はまさに底をついているわけであります。当然、こういったものに対応するとすれば、新たに資金を借り入れるということしかないわけでありますが、そういうことを今いつときに、すべての問題を解決するとしたら塩竈市は恐らく、恐らくは夕張市の二の舞になるであろうということで、我々は順次こういう問題に取り組まさせていただきたいという道筋を行財政改革推進計画の中でお示しをし、議会の皆様方、市民の皆様方にも一定のご理解をいただいたというふうに私は考えております。

そういった中で、しからは現金がないのであれば、制度的なものを最大限に活用しようということで、いろいろ知恵を出し合いながらさまざまな制度、あるいは国・県の補助が100%といったような事業を職員が本当に必死になって探してきながら、何とかそのはざまを埋めてき

ているわけでありませう。

そういった中で、利子がかかるということをおし上げましたのは、私は一時借り入れについてでありまして、例えば資本費平準化債等については最大限その活用を図らせていただきたいというご答弁をおし上げているわけでありまして、残念ながら一時借り入れについてはやはり利子がかかるものでありますので、今後極力縮小を重ねていきたいということをおし上げたわけでありませう。

同じように、病院事業につきましても20億円を超える累積債務があるわけでありませう。私も再三おし上げますとおり管理者でありませう。いつときも早くこういうものを解消したいという気持ちでありませうし、そういった方策といたしまして、国の方から一定の支援が得られる制度につきましてもは議会等にも報告をさせていただいているわけでありませうが、そういう制度を適用していただくためにも、単年度収支が整うことが大前提であるということをおし国の方からおしされているわけでありませう。

そういった、その到達地点にいつときも早く我々達するようにということで、先ほど来ご説明していただいておりますようなさまざまな行政課題改革に今、取り組みを始めたところでありませう。

かつては、あれもこれもという時代も確かにございました。しかし、我々は今、あれかこれかということで、大変市民の方々にも心苦しいお願いをさせていただきながら、事業を厳選し、ようやく一般会計予算を170億円台に圧縮してきたわけでありませう。かつては、200億円を超える予算でありませう。既に30億円近い圧縮、それから職員にも給与の削減等の大変厳しいお願いをしながら、今一步一步、行財政改革の目標達成に取り組みを始めたところでありませう。我々もいつときも早くという気持ちはありますが、残念ながら塩竈市の実力というところは今おし上げた状況かと思っておりますし、そういった状況をいつときも早く解決し、市民の方々の不安を解消していただくことになお一層努力を傾けてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 2番田中徳寿君。

2番（田中徳寿君） 市長が今おしされたようなことを、病院の場合は緊急再生プランでもおしされたわけでありませう。

2年たって、来年の3月を過ぎ、また来年の今ごろを迎えたときにもまた同じようなことが起こっているような気がするんでありませう。

過去60年間の病院を調べてお聞きしたところによると、60年間の間に一度しか黒字化がなかったと聞いております。そういう自治体病院がこれからますます制度改正の嵐の中にある保険会計の中で収支が均衡していくということが果たして可能なかどうか。でも塩竈市は病院を守るのであれば、繰出金をふやすしか政策として残されていないのではないかと推察しているのであります。

確かに、いろいろなことがあるでしょう。でも、これ以上不良債務をふやし、塩竈市が続けることが果たしてできるのでしょうか。今、この赤字一つを解消して、先ほど駐車場会計あるいは魚市場会計を言ったのは、一つずつ消していくことしか今塩竈市には残されていないのではないかと。そうした暁に、次が病院なんじゃないかと。私は、よくわかりませんが、今度、我が会派で川崎の病院の視察に行きます。1年間で16億5,000万円収支改善したそうです。10億ちょっとの赤字が5億幾らの黒字になったそうです。でも、私が思うには、どういう改革をしどういう適合性をもってしても、今の病院の規模では厳しいのではないかと考えております。もし、塩竈市の市立病院が地域中核病院として500床ぐらいの規模であるならば、あるいは市長が申されていることは可能だと思いますが、199床の地域の病院が果たして今、荒波の中の公立病院の経営の中で本当に健全化していく道筋が果たして残されているのかというのが私の不安であります。それを支えるのは、はっきり申し上げて続けていくという意志があるならば、繰出金の増額以外に手はないのだと思います。

そのほかに、昨年から、今の部長になってとられたような手をずうっと続けていかなければ存続できないのが病院でないかと推察しております。今、確かに財政も厳しいです。でも、今こそやるチャンスなのであります。そういうことをしなければ、いつか悔恨が残る時期が来そうな気がします。

塩竈市が、昔、私が調べた資料では12年ごろも30億円の金があっても会計消せませんでした。今、ないからチャンスなんです。あるときは、「大丈夫だや」とみんなが思っていたんです。たった6年たったっけ、このような財政になっちゃったんです。昔の財政赤字は意図的なものだと私は推察します。今の赤字は意図的ではないと思います。だから、今が変えるチャンスなのです。

それをしなければ、同じ道をまた行くのであれば、みんなの意識の中にもう大変になってきたんだという心がどこかにあると思います。そのとき一つでも、行く先の道が変わってきたら、塩竈市の再生が始まったと思うのであります。

お金というのはおかしなもので、会計には分かれていますけれども、お金にはたしか色はついていないのです。一つの赤字がとまれば、次からまたその金は使わなくとも済むわけでありませぬ。そこが会計の難しさだと思ひます。今、塩竈市あるいは他市もそうですけれども、皆さん苦しんでおられます。それは、今まで地方公共団体を担ってきた人たちはプラス成長型の思考なのであります。マイナスの時代をどう乗り切るかという訓練が少し足りないような気がしませぬ。

ある人が、イギリスの経済が苦しいとき述べられました。坂道を転がるのも、でも結構いいものがあるよと、ストックがあるときはそのようなものです。ストックがないときは、坂道は一気に転がっていきます。今までと同じような感覚では多分、10年後大変なことになると思ひます。一人一人が、今そのような気持ちでやっていったら、塩竈市は再生していくと思ひます。

それを変えるのは皆さん、この私の目の前に座っておられる皆さんであります。その人たち一人一人が塩竈市の再生のためにどのような気持ちを持ち続けることができるかだけが勝負であります。

この議場で、昔、薩摩の話をおし上げました。500万両の借金を250年で返そうという知恵が必要なのであります。その当時、利息も払えなかつたそうであります。調所広郷という人だと思ひます。そういう交渉をしたそうであります。それが再生で倒幕の資金が薩摩にたまったそうであります。

財政も同じだと思ひます。一つ一つとじていけば未来が待っていると思ひます。いつまでも開いていることがいいことだと思ひませぬ。これを今、答弁いただいても多分できないと思ひますが、ただ一つだけ言ひたいのは、そういうお気持ちでこれからは取り組んでいただひきたいと思ひます。終わります。

議長（菊地 進君） 19番吉川 弘君。（拍手）

19番（吉川 弘君）（登壇） 私は、日本共産党市議団を代表いたしまして一般質問を行います。

質問の1番目は、市長の政治姿勢について伺ひます。

ことしの2月議会において市長の施政方針への議員からの質問に対して、市長答弁は、行政は市民の皆様方を顧客とする最大の地域企業として、市民的な視点と企業的な視点を持ち合わせ、地域経営に取り組むことが必要と、このように述べておられます。

市長は、財政難を理由に、毎年、緊縮予算を組んできた結果、例えば市民が切実に願っている公民館へのエレベーター設置についても、財政難を理由に市民にはこたえようとはしておりません。市長は、自治体を企業と言いますが、企業というのは営利目的であり、地方自治体は公共的観点で地域住民の安全、健康及び福祉を保持することが目的であります。

私は、確かに効率性の追求は否定するものではありませんが、それは常に市民の利益と生活保障を前提にしたものでなければならぬと考えます。

国においては、構造改革、自治体経営論と称して地方自治体を企業という経営論の立場から自治体を変質させていこうという動きがあります。佐藤市長は、国の構造改革経営論と同じ立場で行政運営に当たっていると考えますが、市長の見解をまず伺います。

佐藤市長は、これまで学校給食費の数万円の未納世帯に裁判をかけました。さらに、低所得者が入居対象となっている市営住宅においても、家賃の収納率の向上を求めつつも家賃減免の正しい事務処理は行わず、滞納世帯に対して裁判をかけました。また、市税や国保税を滞納している世帯には市営住宅の入居権利を制限するなど11項目の利用サービスの制限を行いました。

市長は、市役所を企業と見立てて市民を顧客と呼んでいますが、顧客とはお得意さんという意味であります。つまり、市役所が市民サービスをつくり、それを市民に売る、市民はこのサービスを買う顧客という考え方になりますが、しかしサービスを買いたくとも買えない市民にはどういう対処をしているのでしょうか。市長は、税の負担の公平性を強調し、税の滞納者などには顧客の対象から外れた市民には裁判をかけたか、利用サービスの制限を行っているのではないのでしょうか。市長は、自治体を企業という考えから市民を顧客と呼びますが、憲法では国民主権、地方自治法においては住民こそ主人公という、このような考え方が大事ではないのでしょうか。市長の見解を伺います。

次に、市がことし6月1日に行った第2回市民満足度調査の結果が出されました。8月30日付河北新報の報道では、市民の満足度について、政策別では観光・物産、商店街、水産業などまちのにぎわいづくりや産業活性化をめぐる項目が軒並み低い、このように報道しております。さらに、子育て支援、介護、国保年金の福祉、社会保障や行政改革、職員対応などの分野でも満足度の低下傾向が目立ったと、このように報道しております。

今回のアンケート調査結果から見て、当局はどのように分析し、今後の行政のあり方にどのように生かしていこうとしているのか伺います。

質問の2番目は、水産・商業の活性化とまちづくりについて伺います。

塩竈市の統計書で政策課題としての産業と商業の現状を見ますと、90年と03年の比較では、五つの業種、水産、製造、建設、卸小売り、運輸・通信、この五つの純生産が1,367億円から804億円と563億円の減少になり、この13年間で純生産額が40%落ち込んでいると、このように載っております。このことは、地域経済の衰退が急激に進んでいることを証明しているものであります。

商業では、塩竈市内の卸売業と小売業合計の販売額は、91年に279億円だったものが11年後の02年には167億円となって、112億円40%も減少しております。事業所数では、卸売業、小売業合計1,587あったのが1,255と約20%の減少となっております。この間91年に大店舗法の規制緩和が行われ、93年に多賀城ジャスコ、2000年に利府ジャスコが出店し、市内の商店街の様相が一変し、倒産、廃業など地元の商店街が壊滅的な影響を受けております。

また、水産業では魚市場の水揚げ金額が82年には500億円あったものが05年には100億円と大きく落ち込んできており、マグロを中心とした水揚げが激変しております。

また、水産加工業においては、世界的に魚の需要の増大に伴う流通の変化、魚の乱獲による資源の枯渇など、その結果、原料が確保しにくくなってきております。これらのことを踏まえて、市は地元商店の振興策と水産加工業の発展のための振興策をどのように進めようとしているのか伺います。

続いて、貨物ヤード跡地への大型店誘致についてですが、イオン(株)は県に出店の申請を出しました。海辺の賑わい地区デザインでは、塩竈のかけがえのない特質である海辺の市街地とその環境を生かすことは、本計画の根幹、このように述べておりますが、イオンの進出によりまちの活性化に結びつくのか、次の4点について伺います。

一つには、平成17年3月30日のまちづくり参画事業者公募の中で、「イオンはにぎわい軸しおかぜ通りの活用を強化する考えはありますか」、こういう質問に対してイオンは、「地元生活者参加型のイベントや地産地消の朝市、夕市、屋台むらのイベント等とタイアップする」と回答していますが、そのような建物になるのでしょうか、お聞きいたします。

また、テナントは物販で13店となっておりますが、地元業者がしっかりと入れるのでしょうか。

二つには、本塩釜駅から400メートルの海辺の賑わい地区となるしおかぜ通りは、マリングレードに連動し、人の流れがつかれるのでしょうか。

三つには、イオンへの入り口は港町海岸通り線の1カ所となります。300台の駐車場が確保されると、このようになっておりますけれども、今でも交通渋滞になっているが、今後どのような交通渋滞対策を行おうとしているのでしょうか。

四つには、土地開発公社とイオンの土地賃貸契約は20年となっていると思いますけれども、確認をいたします。

続いて、まちづくりにとって人口問題は切り離せません。塩竈市統計書では塩竈市の人口は95年の国勢調査の6万3,566人をピークにして05年では5万9,355人と6万人を切りました。05年の県内13市の中では塩竈市の出生率は6.39%で最下位であります。少子化問題は今後の市の発展、活性化にとっても大変重要な課題です。05年の15歳未満の年少者数は高齢者の半分の7,458人となっております。市の少子化対策は、今後どのように強化しようとしているのか伺います。

また、06年3月現在で県内13市との比較では、高齢化率は本市で……

議長（菊地 進君） 静粛にお願いします。

19番（吉川 弘君） 23.6%で7位となっており、隣の多賀城市と比較しても8%も高くなっております。本来ならば、高齢化というのは喜ばしいことではありますが、しかし現在、高齢者にとっては老老介護、ひとり暮らしの世帯など高齢者の生活環境を整備することが求められております。高齢者は1日に何メートル歩くのかという調査では、約1キロという予測がされております。

1キロメートルというのは、自宅から500メートル行ったら戻ってくる距離であります。自宅から500メートルの範囲に八百屋さんも魚屋さんも、肉屋さんも日常生活に必要なものが全部買えなければお年寄りには暮らせないということになります。健常者で車を持っていれば郊外の大規模スーパーに行って買い物ができますが、高齢者の場合はそうはいかない。今後も、本市の高齢化率が進み、行政としても高齢社会に対応したまちづくりが求められていると思います。当局の考え方について伺います。

質問の3番目は、障害者自立支援法について伺います。

障害者のサービス料に1割の利用料金を課す障害者自立支援法に対し障害者の方々からは自立支援法とはいうが、自立阻害法、自立妨害法などと手厳しく批判の声が寄せられています。この悪法が、国会において自民・公明によって強行採決され、ことしの4月に施行され、10月からは本格実施となります。

9月9日、日本共産党の東北ブロック事務所は、仙台において「きりひらこう！ 障害者の未来」という題目でもってシンポジウムを行い、障害者、関係者310人が参加しました。さらに、8月8・9日の両日、我が党市議団は高橋県政対策委員長とともに杏友園、さくら学園、あすなるホーム、藻塩の里、ひまわり園、この市内5カ所の障害者施設を訪問し、応益負担導入に伴う利用者及び事業所の実態調査を行いました。通所施設に通う障害者は、これまで無料だったのが本人1割負担と食事代、合わせると2万7,000円の負担増になり、これまで月単位の契約だったのが1日ごとの契約になったことにより利用を控える人も出始めて、施設運営費が大幅に減った。精神障害者からは、これまで薬代が5%だったのが10%と2倍になった。施設に入所している方からは、外出するにもヘルパーを頼まなければならないが、費用が高く外出しにくくなったなどと訴えられ、大変な事態が進行していることが明らかになりました。

このように、全国各地で起こっている深刻な事態に対し、地方自治体独自に利用者の負担軽減策、これを実施している自治体は、5月末現在で8都府県243市町村で、全体の13.4%に上っております。その後も、県内では仙台市に続いて石巻市、9月には隣の多賀城市も軽減策を決めました。私は、1割負担に伴う今日の深刻な事態に照らせば、国は一日も早く障害者自立支援法の見直しを行うよう、市が国に働きかけるべきと考えます。

また、今回の法改正の内容は、障害者や家族に対して十分に説明されておりません。本市では説明会を行うべきと考えますが、市の考え方を伺います。

さらに市は、障害者や施設運営に当たったの影響はどのように理解しているのか、障害者自立支援法の影響調査を実施して現状を正確に把握すべきと考えますが、見解を伺います。

9月6日、日本共産党市議団は、市長に対して障害者自立支援法について軽減策を行うよう申し入れを行いました。今議会でも改めて、市独自に軽減策の実施を行い利用者、家族への負担軽減策を行うこと、また施設運営に当たっては運営費の収入が減る事業所への支援策を行うよう求めます。当局の見解を伺います。

質問の4番目は、市民への交通政策について伺います。

平成17年12月に、宮城交通から赤字路線の廃止申し出があって、これまで関係自治体との話し合いが持たれてきました。市民から好評の「しおナビ100円バス」は東北本線の塩釜駅までは来るものの、塩釜駅より西側地域住民にとっては入ってこないと不満が出されております。さらに、路線バスについても宮城交通は現在の利府線と加瀬沼線、これをことしの10月からは朝夕各1便にして、平成19年3月からは廃止、こういう考えを明らかにしております。

西部地域の大日向町と母子沢町には市営住宅があり、住宅には高齢者が多数住んでおります。しかも、居住地は高台に位置しており、病院などに通うにはタクシーが必要となります。そのためには、西部地域を初め市内のバスが走っていない牛生地域や青葉ヶ丘などの地域住民に対してアンケートの実施を行う考えはないかお伺いいたします。

今後、高齢社会がさらに進み、交通機関の確保は大変重要になります。宮城交通の路線の廃止の方針が出されている中で、バスが走っていない地域に対して市は交通政策をしっかりと示すべきではないでしょうか。当局の見解をお伺いいたします。

以上で、第1回目の質問を終えさせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 19番吉川議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、私の政治姿勢についてであります。

私は、平成15年に市長に就任して以来、まちづくりの主役は市民の皆様方であるという信念のもと、市民とともに歩む市政を行財政運営の基本として市政運営に取り組んでまいりました。申し上げるまでもなく、地方自治の基本は地方公共団体の役務をひとしく受ける市民の権利を擁護するとともに、公平な負担の分任のもとで公共の福祉の増進を最大限図るため、最少の経費で最大の効果を上げる行政運営にあると思っております。さらに、行政は公共の利益のために収支均衡を保ちながら安定かつ持続的な行政サービスを提供することを責務とするものであると思っております。

地方分権社会の進展、また厳しさを増す地方財政の中にありまして、多くの市民の負託にこたえるため、経営感覚ある行政運営はもはや当然のことであり、自主自立した自治体として取り組むべき基本であるというふうに理解をいたしております。

私は、この考えに基づき、市民の皆様方を主役、顧客としてとらえ、市民の立場に立ったよりよいサービスを提供できますよう市役所の改革を進めること、そして限られた財源を有効に活用するために経営感覚を持って市民サービスの向上に結びつけることを基本に、行財政改革に取り組んでおります。

まず、その一つといたしまして、市民参加による塩竈再生委員会の設置を初め、上下水道や環境などの分野での懇談会の開催を通じ、市民の意見を市政運営に反映させる枠組みづくりを行ってまいりました。

さらに、市民との協働によるまちづくりを推進するために、市民活動推進室を設置するとともに、市民満足度調査や窓口アンケート、今年度開催をいたしておりますタウンミーティングでありますとか、あるいは職員のミッション・チャレンジの公開など、市民と行政が双方向で意見交換を行う取り組みを進めてまいりました。

私は、ふるさと塩竈の6万市民に対する公共の利益を常に念頭に置き、今後も市民の視点に立った行政運営を基本として、市民との協働による塩竈の再生に取り組んでまいり所存でございます。

次に、満足度調査の結果をどう受けとめているかというご質問にお答えをいたします。

この市民満足度調査は、先ほど来申し上げておりますような双方向の交流という市民の視点に立った市政運営を目指し、市民の方々の意向を市政に反映させるための仕組みといたしまして、平成17年度より新たに取り組み、この6月に行いました調査が第2回目となるものでございます。

まず、今回の市民満足度調査の結果、総合満足度では3.13ポイントで0.19ポイントの減、また塩竈に住み続けたいという方々も68.3%で6.5%前回より減少いたしており、この状況を、市政を託されました市長として真摯に、そして謙虚に受けとめ、今後の市政運営に早速反映してまいりたいと考えているところであります。

さらに、今回の結果を受けまして、このポイントの低下がどのようなところに起因しているかをさまざまな角度から分析し、今後の施策に反映をさせていただきたいと考えております。

行政運営の基本となる実施計画の策定に際しましては、この満足度調査を施策の優先度や重点化を図る指標として活用いたしており、18年度は防災対策や子育て支援など、早速重要度の高い分野の優先性を高め、重点的に取り組みを始めたところであります。

まず、防災対策につきましては、全保育所で耐震補強を完了するとともに、学校の計画的な耐震化事業を実施し、三小、玉小の耐震補強工事に平成17年度着手、第一小、第二小の耐震補強の実施設計、月見ヶ丘小学校、三中の耐震診断へと結びつけさせていただいたところであります。

また、子育て支援につきましては、例えばファミリーサポート事業、病後児保育、ひとり親家庭支援事業の新たな実施でありますとか、延長保育実施箇所の拡大に平成17年度当初から取り組み、18年度ではあゆみ保育園増改築事業への助成を初め、特定保育事業の新規実施でありますとか、児童虐待への対応として要保護児童対策協議会を設置するなど、家庭、地域での子

育て支援の枠組みの拡大に反映をさせていただいたところであります。

今回の結果につきましても、重要度につきましてもやはり消防防災や交通安全、防犯など市民の皆様方の安全・安心に結びつく施策が上位にきており、さらに少子高齢化社会にあって国民健康保険、国民年金、介護保険など社会保障面での施策でありますとか学校教育、子育て支援の分野の重要度がますます高まってきております。

満足度につきましては、健康づくりや環境対策などの取り組みで高い評価をいただいておりますが、商店街の活性化や観光物産の振興、中心市街地の活性化など、町のにぎわいづくりという点で満足度が低く、まちの元気を取り戻す施策への市民の方々の期待の高いことを改めて痛感をいたしたところであります。

この第2回の結果を19年度以降の施策へと反映させ、なお一層市民の方々に満足がいただけるまちづくりを進め、日本で一番住みたいまち塩竈を実現してまいりたい所存でございます。

次に、水産業、商業の活性化とまちづくりについて何点かのご質問をいただきました。

地場産業の実態と水産業、商業、まちづくりをどうするかというお尋ねであります。

残念ながら、本市の経済、先ほど議員の方からもお話がありましたとおり、十数年来の長期的な低落傾向であります。業界の皆様を初めとし、例えば魚市場関係者につきましては漁船誘致活動、生産者の要望に対する地道な努力を積み重ねることによりまして、水揚げ高の増大を図ってきたところでありますが、先ほど田中議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、おかげさまで8月末で昨年より約8億円の水揚げ増につなげることができましたし、なお一層このような取り組みを強めてまいりたいと思っております。

さらには、15年度から取り組んでおりますマグロのブランド化事業であります。名称を「三陸塩竈ひがしもの」と決定し、商標登録もし、本年8月に受領され、10月から業界とともに本格的にPRに努めてまいるところであります。魚市場のにぎわいこそが、このまちのにぎわいでもあります。水産都市塩竈を再び全国に発信することができますよう業界ともども精いっぱい努力を重ねてまいりたいと思っております。

また、水産加工業におきましては、牛肉のBSE問題、あるいは鳥インフルエンザなどにより、ヨーロッパや中国などで魚の消費が年々拡大の一途をたどっており、本市の水産加工業の原料であります輸入北方冷凍魚が世界的に品不足の状況となり、結果として価格が高騰の一途をたどっております。

このような中、水産加工業界の全国組織の連合会が漁港背後地に進出してまいりました。長

年の誘致活動の成果であり、今後はこの連合会が持つ輸入原魚供給枠と販売ルートを活用させていただけるようになります。今週初めには、地元の関係者の方々と既に協議が持たれておりますが、できるだけ地元の意向を反映していただけますよう、市としても最大限の努力をいたしてまいりたいと考えております。

次に、商業についてでございます。

塩竈市の商業圏は、平成12年度から宮城県の統計上は消滅をいたしております。このような実態を受け、市は平成16年度に商圈の実態に関する全市アンケート調査を行っております。その結果を見ますと、商圈が消滅したとはいえ、生鮮食料品については市民の7割以上の方々が市内で購入され、日用品、衣料品も5割以上の方々が市内で購入をされております。また、居住年数が長い方々ほど地元での購入率が高くなっております。このため、地元商店街は今後、さらに消費者に喜ばれ信頼される品ぞろえ、店づくりを行い、そうした努力を多くの消費者に伝えることこそが何よりも肝要ではないかという分析をさせていただいたところでございます。

こうした分析結果を踏まえ、市は「商人（あきんど）塾」を開催し、消費者の信頼に足る店づくりを進めるとともに、本町通りまちづくり研究会と一緒に、多くのイベントを開催し、さらにはボックスショップ事業などでまちのにぎわいづくりを支援してまいります。

また、おいしおがま事業などは、地元青年4団体が、本市の魅力を再発見していただき、お店と消費者の出会いを取り戻そうという試みで取り組まれた事業であります。11月には第2回目が予定されており、本市もこれらの方々と一体となって取り組んでまいりたいと思っております。

アンケート結果では、駐車場の整備を求める声も数多くございましたが、海岸通りには24時間駐車場を整備するとともに、中央公共駐車場と共用できるサービス券の発行などにもつなげてまいったところであります。

いずれにいたしましても、商店街のにぎわいを取り戻すためには一つ一つの商店が消費者志向の変化を適切にとらえた品ぞろえを行い、対面販売という大型にはない小売店ならではの強みを伸ばしていただくことこそが何よりも肝要ではないかなと考えております。

また、本市といたしましては、商店街の活性化のために中小企業振興金融融資制度でありますとか、これに伴う信用保証料補給制度などで事業者が運転資金などの融資を円滑に受けられますよう支援を行ってきておりますが、今後も魅力ある個店づくりや集客イベントなどを行う

ことにより、消費者と商店街をつなぐ取り組みになお一層努めてまいりたいと考えております。

次に、貨物ヤード跡地への大型店進出の対応についてお答えをいたします。

質問通告にございました内容についてご報告をさせていただきます。

まず、海辺の賑わい地区の整備につきましては、地元商店との共存共栄を図るため、海辺から既存商店街への人の流れをつくる核となるものとして位置づけており、さらに大型店出店に当たりましては、これまで地元事業者の方々が参画しやすい環境づくりにつきまして本市としても強く要請を行ってまいりますとともに、商工会議所のご協力もいただきながら参画を希望される地元事業者の募集、意見交換会などを開催してまいったところであります。

全体的見取り図などにつきましては、既に大規模小売店舗立地法の定めにより商工観光課で縦覧に供しておりますが、期間は来年の1月7日まで4カ月間の縦覧となりますことをご報告を申し上げます。

さらに、7月末に開催されました地元参画希望者説明会には、十数社の地元事業者の方々に参加をいただき、現在は具体的な出店協議が進められておるといふふうにお伺いをいたしておりますので、地元の企業も参画し、魅力ある施設が一日も早く実現できますよう、なお一層努力をいたしてまいります。

参画事業者についてであります。今ほど申し上げましたように、十数社を超える方々が参画できますような事業計画になっております。テナント、物販につきましても、出店者の方々の希望を極力取り入れていただきますよう、なお一層働きかけを行ってまいります。

また、しおかぜ通りについてであります。

しおかぜ通りにつきましては、この計画の中で新たに本塩釜駅の東側に乗降施設が設置されることとなります。こういった場所から海岸、本町方面あるいはマリングート、稲荷下方面へと連絡する魅力にあふれた歩行者専用通路がしおかぜ通りでありまして、今回新たに出店をされます大型店につきましてもこれらを意識した施設配置を行うというふうに理解をいたしております。

また、港町海岸通り線からの出入り口のご質問をいただきました。1カ所でございます。今、交通協議等を警察、公安委員会も交えた中でいろいろ進めております。大筋の交通体系が整理されております。ぜひ、改めてご説明をさせていただければと思っております。

賃貸期間につきましては、20年間です。

それから、少子高齢化対策ということで、高齢者の方々の買い物のお話をいただきました。私も、いろいろ街頭で交通安全であり、その他福祉、環境等の呼びかけをさせていただいておりますが、その際に既存店舗の前でお年寄りの方々にお会いをさせていただいております。仙石線の本塩釜駅にまさに近接した場所にあるということで、例えば下馬であり、浜田であり、そういったところからも気軽に買い物に来れますということで、高齢者の方々が大変、現在の店舗についても利便性が高いというようなお話をいただいております。こういった施設が、お年寄りの方々のそういった買い物にもより利便性が高くなるようになお一層本市としても働きかけを行ってまいります。

障害者自立支援法についてご質問をいただきました。

平成17年度に制定されました障害者自立支援法は、今さら申し上げるまでもないわけですが、ノーマライゼーションの理念のもとで、障害のある方々が利用できるサービスの内容をさらに充実し、障害者福祉の一層の推進を図るために身体障害者、知的障害者、精神障害者のそれぞれの方々の種別にかかわらず、地域で自立した生活ができることを目指しているものであります。

具体的に申し上げますと、障害のある方々が必要なサービスを利用するための仕組みを一元化し、その支給の決定を透明・明確化した上で、より身近な市町村が責任を持ってサービスを提供させていただきますとともに、働きたいという意欲をお持ちの方々へは積極的に就労支援を行い、この地域の中で障害者の方々の自立の支援を行っていく内容のものであります。

また、サービスを利用する方々も、その利用に応じて一定のご負担をいただきながら、国と地方自治体の負担割合についてルール化を行い、必要なサービスを計画的に充実し、持続性のある社会保障制度として障害者の自立を支援していくものであります。

この法律の施行に伴いまして、本市におきましても手続の透明化を図るため、障害程度の区分の認定審査会を二市三町の広域で立ち上げ、現在ほとんどの方々の判定を終了している状況にあります。

また、精神障害者の方々のサービス受付窓口を福祉事務所に一元化するなど、この10月からの完全実施に向けて的確に対応できますよう、よりよい組織づくりに取り組みを始めたところでもあります。

障害者自立支援法による影響をどのように把握しているかということについてであります。

本市では、これまでこの法律に基づいた障害福祉計画を策定していく中で、障害者団体の

方々へのヒアリングを7回、サービス利用者を中心に900名を対象とするアンケート調査を行ってまいりました。市内の施設と利用者負担について調査を行いました結果、残念ながら多くの方々の利用料が増加しているとの意見が寄せられております。

また、障害者福祉施設でも、報酬単価の減額と月額払い方式から日額払い方式に変更になったことにより収入減になったことから、これまで休日だった土曜日を開園したり、利用率のアップを図るなどして利用者の確保に努めていただいている施設も見受けられる状況でございます。

こういった中で、市独自の軽減策を行うべきではないかとのご意見でございました。本市におきましても、これまで実施してまいりました障害福祉計画策定委員会や市民懇談会での議論、あるいはアンケート調査やヒアリングの分析結果等を踏まえまして、またさらには議会の皆様方からも数多くのご心配をいただいております。こういったことを総合的に判断をさせていただきながら、現行の予算の中でどの程度の利用者の負担軽減が行えるかといったようなことの軽減策の検討を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

また、本市といたしましても、全国市長会や宮城県市長会を通じまして利用者負担の軽減対策を国に強く要望し続けておりますが、今後ともこの取り組みを継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、市民への交通政策について、特にバス交通問題についてご質問をいただきました。

市は、これまで市内循環バス、しおナビ100円バスの運行に際し、その利用実態を把握するため利用者アンケートを14年3月と17年3月に行っております。その調査結果によりますと、利用者全体の約4割以上が高齢者の方々であり、利用目的は買い物や通勤、通院が大多数を占めております。また、アンケートの中では今後の運行ルートの見直しに対してバスが乗り入れていない地域への路線の拡大を望まれるご意見もいただいているところであり、またバス空白地域からの乗り入れに対する要望の内容からも切実な課題と認識をいたしているところであります。

市といたしましては、現時点におきましては、まず廃止対象となっております路線バスの維持が大いに危ぶまれる状況下であり、まずはこの存続に向けた取り組みを第一義に考えて市民の方々の足を確保してまいることが何よりも肝要であるというふうに判断をいたしております。なお、いただきましたご意見につきましては、今後の課題として取り組んでまいりたいと考えております。

また、西部地区のお話をいただきました。西部地区については幹線道路利府線が今現在、1日31便運行いたしております。停留所といたしましては、玉川一丁目、玉川三丁目、白菊町、大日向などでございますが、当面こういった路線もぜひご活用いただければ大変幸いかと考えています。

また、バスが走っていない地域への市の交通対策というご質問であります。

いろいろさまざまなケースがございます。例えば、自治体独自でマイクロバスの運行でありますとか、あるいは乗合バス・タクシーなどを導入しているケース等につきましても、我々もいろいろな角度から調査をさせていただいたところでありまして、例えば、マイクロバスの運行につきましても、これまでも宮城交通にさまざまな機会をとらえて要望いたしてまいりました。しかしながら、宮城交通からは経営の現状が大変に厳しい、保有しているバスを活用させてもらいたいというような回答で、なかなか接点が見出せないという状況にあります。また、乗合バスにつきましては、規定の運行免許を受けたタクシー業界などによる運行となるものかと思いますが、新規事業として導入した場合には多額の財政負担を伴うなどの課題をクリアしていかなければならないのではないかというような認識をいたしているところでありまして。

このような現状にかんがみまして、本市におきましては特に仙石線の3駅、東北本線の1駅、さらには宮城交通が運行いたしますこういった路線バスを組み合わせながら総合交通体系を改めて構築させていただき、より市民の方々の足として定着できますような方策につきましても一層努力を傾けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

議長（菊地 進君） 19番吉川 弘君。

19番（吉川 弘君） では、2回目の質問をさせていただきます。

それではまず市長の政治姿勢ですけれども、確かに言われるとおり、まちづくりの主役は市民と、こういうふうに言われました。ただもう一方では市民のことを顧客とも言っていると。ですから、その辺のところちょっと私は相矛盾するんじゃないかというふうに思うんですね。その中でも、この間の満足度調査の中でも特に社会保障関係で国民健康保険、この重要というか、ますます高まっているということは市長も言われました。

その中でも、私の知っている方でも昨年9月、血糖値が300以上ということで、国保加入している婦人の方ですけれども、しかし国保税は分納して、ところが病院にかかれるお金がないということで、ことしになってもなかなか行けなかった方なんです。その方は、何とか生活

保護を認めていただいて、1年近くたってから病院に行ったらもう即入院ということだったんですね。ですから本当に、国保税を納めている方でもこういう方もいますし、ましてや資格証明書とか保険証なし、これも決算の中で明らかにしたとおり、もう310世帯600の方がこういう状況になっていると。ですから、市長、本当に、まちづくり、市民が主役という立場に立つならば、このような方も病院に行けるように全力を挙げて取り組んでいただきたいと、そういうふうに思うんです。ですから、私としては企業という、自治体を、そういう見方、そして市民の顧客、私は国民主権、住民こそ主人公、そういう立場だと思っんです。ですから、どうしても顧客となってしまうと、顧客の対象から外れた方についてはいろいろな面で権利の制限というふうになってしまうんじゃないかというふうに思います。その辺で、ぜひそういう立場で行政に当たっていただきたいというふうに思います。

あと、満足度調査、これは本当に優先度の高いものからというふうになりますけれども、2番目の水産・商業の活性化とのかかわりから言っても、満足度調査の結果とか、塩竈の統計書を見ても非常に大きな落ち込みがあります。そういう中で、市としても16年にアンケート、商業関係調査を行ったと。これは非常に大事だと思っんです。確かに、いろいろな商人塾とかいろいろやられておりますけれども、本当に今の実態をつかむということが大事だと思っんです。

そういう中で東京都の産業労働局、ここでは東京都商店街実態調査というものを平成元年から3年ごとにやってきているんですよ。これは、都内2,781商店街あるんですけども、それを対象にして実施していると。そして調査の中身としては都内商店街の現状を的確に把握して今後の商店街振興施策の立案・推進に資すると。そういう商店街の活動実態を示す基礎的データを収集することを目的として、調査項目は15項目で、有効回収率は86.4%となっているんですね。ですから、ぜひ、本市においても16年度にやられたということでもありますけれども、今後実態調査、これをぜひ行っていただいて進めていただきたいと思っんです。

水産関係では、確かに世界の状況が変わってきている中で、特に水産加工業では各企業においては新しい商品開発、これに努力されてやっておりますけれども、これについても産学官でその役割を高めて新商品開発に向けて、ぜひ行政としても頑張っいただきたいと思っんです。

あと、特にヤード跡地開発の件ではイオンが出店申請をしたという状況ですけれども、その辺で地元商店、これが何店舗入れるのかと、その辺明らかにされていないと思っんです。その辺の問題と、特にマックスバリュを中心として物販、いろいろ入ってくるわけですけれども、前に、イオンはしおかせ通り、これとの関連でいろいろなイベントとかを行うということをお

答しているわけですがけれども、そういう店で実際それが行われていくのかどうか。しおかぜ通りも駅からマリゲートに向かえば、左側 400メートルがイオンの建物と駐車場になりますし、右側の方の3分の2がダイワハウスということで、本当ににぎわい軸となるか、そういう点での回答をお願いしたいと思います。

契約に関しては20年だと言われましたけれども、もう一方、JR貨物とイオンとの賃貸契約は何年になるのかお聞かせ願いたいと思います。その辺のところです。

あと特に今、高齢社会の中でお年寄り、このような方も下馬とかから来るとは言っていますがけれども、しかし本当にマックスバリュ、そういう施設に対してわざわざこっちまで来るかといえ、確かに駅は近いということはあるけれども、その辺については当初、本当のまちの活性化に結びつくランドデザイン、そういう立場からすればかけ離れているのではないかと思います、その辺。

特にまちづくりに当たっても高齢者、私、社会保険庁に調べていただきましたけれども、厚生年金、国民年金、どのくらい、塩竈市の年金生活者がいただいているかということ、166億円なんです。相当の割合になっているんです。そういうことから言っても、本当にコンパクトなまちづくりというかそういうものも大事だと思います。その辺のところと、あと少子化の問題についても、私が住む玉川一丁目の町内会の総会で、少子化対策として赤ちゃんが生まれたら5,000円とか、小学校、中学校に入れば3,000円とかそういう祝い金を出すというふうになったんですよ。町内会の小さなところでもそういう対策がとられているということで、ぜひ市としても、本当に住んでよかった、塩竈としてもさらに努力をしていただきたいと思います。

あと、障害者自立支援法ですね。市長は、地域で自立できるようにとか言われておりますけれども、働きたいという人には就労支援とか。しかし、今回の1割負担になって、作業しても1割負担になって、逆にこれが大きなマイナスになっていく、そういう点で障害者の方からは大変な不満とか意見が出されているというように思います。

ですから、そういうことからいっても本市の軽減策、この間も多賀城で9月議会でこれが行われておりますけれども、ぜひ本市の場合も軽減策ですね、検討いただきたいと思いますけれども、これが12月議会で提案できるように、そういうふうな考え、今準備されているのかどうか、その辺の内容について伺いたいと思います。

あと、影響についても、市が行ってきた中でも利用料が増加しているということとか、施設でも収入減と、全くそのとおりだと思うんで、ぜひ市の軽減策をいち早く進めていただきたいと思います。

と思います。

それから、最後になりますけれども交通政策です。これが確かに市長言われるとおり、いろいろなやり方がありますけれども、その辺でもどういう要望があるのか、そういう調査を行っていただいて、先ほど言われたとおり総合交通体系の構築、こういうことに向けてそれを行っていただきたいと思います。以上です。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 「顧客」ということについてであります。

恐らく、議員も私も、ここで言葉の定義を議論しているわけではないわけでありまして。どういう理念でこういう表現をさせていただいているかということをご議論させていただいているものと思っております。

当然のことではありますが、官が民より上なんていうことはないわけでありまして。民間企業のそういう手法ということについてかなり抵抗をお持ちのようではありますが、我々はむしろ民間から学ぶべき部分が多々あるのではないかとということをご踏まえまして、いわゆる「経営」というような表現をさせていただいているわけでありまして。当然のことながら、主役は市民であります。

ですから、市民の方々の一人一人を大切にしながら、先ほど国保の問題についてもご提言いただきましたが、今までも我々は、お一人お一人の実情に応じたきめ細かな対応をさせていただきましてということを申し上げてきておりますし、事実そういう対応をしてきているわけでありまして。

残念ながら、役所の方に足をお運びいただけない方々について状況がわからない部分もありますので、ぜひ足を運ぶなり自宅の方に来てほしいということであれば、我々の方から足を運びますということを申し上げさせていただいているわけでありまして、限られた財源を本当に何とかやりくりして有効活用を図っているという我々の立場をぜひぜひご理解をいただきたいと思っております。

その他の部分につきましては、担当より説明をいたさせます。

議長（菊地 進君） 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後 2 時 5 6 分 休憩

午後3時15分 再開

副議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

9番浅野敏江君。（拍手）

9番（浅野敏江君）（登壇） 平成18年9月の定例会におきまして、一般質問させていただきます。公明党を代表して一般質問させていただきます浅野敏江です。

市長を初め、ご当局の誠意あるご答弁をお願いいたしまして、通告に従い質問させていただきます。

質問の1番目は、障害者福祉についてです。

本年4月、障害者自立支援法が施行されました。これは、現行の支援費制度が実質的に財政破綻している現状を踏まえつつ、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されていた福祉サービスを一元化し、障害の種類、身体障害、知的障害、精神障害にかかわらず、障害者の地域での自立支援を目的とし全国どこでもだれでも必要なサービスを公平に利用できる基盤整備を目指す法律で、ほぼ半世紀ぶりに障害者福祉施策を抜本的に改革するものとなりました。

これまで、支援費制度の対象にさえ入っていなかった精神障害者の方の福祉を他の障害と同等に引き上げると同時に、都道府県、市町村によりましては障害者福祉サービスの充実などに大きな格差があるという地域間格差の解決にも着手された、障害者にとって画期的な法整備と認識しております。

また、地域生活支援、就労支援のための整備として、規制緩和を進め、空き教室や空き店舗など利用も可能になり、障害者の方が自分の意思決定でサービスを受けやすくなる環境づくりも大きな目的です。

一方、今後急増する新規利用者を見込み、これまでのように不確実な国の費用負担の仕組みを変え、国の費用負担の責任を強化し、費用の2分の1を国の負担と明記し、利用者もあわせて定率1割の応分の費用負担の導入など利用者負担の見直し、施設基準などの規制緩和をし、広範な改革を一体に進めております。

そのため、10月からの全面施行に当たり、障害者の方からは不安または不満の声が出ているのも事実です。

そこでお伺いいたします。障害者の方が、この支援法を正しく理解し、サービスが受けやす

くなるよう、どのように説明をされているのかお聞かせください。

また、サービス利用者の収入の多くは障害者年金などの低所得者となっております。障害の重い人ほど受けるサービスが多いため、負担が多くなり、サービスが受けられなくなるようなことも大いに懸念されます。

このような状況の中、今、各自治体では利用者の負担の軽減を図り、激変緩和策をとっております。例えば、仙台市においては、利用者の自己負担の限度額を18年度は4分の1、19年度は4分の2、20年度は4分の3と、3年に限って軽減しようとしております。

私たち公明党会派3名は、9月1日、佐藤市長に対しまして利用者負担の上限について仙台市と同じように軽減策を講ずることの要望を提出させていただきました。その後、多賀城市、石巻市など数カ所の自治体でも緩和策を講じると報道されております。本市において、制度の円滑な運営のためにも利用者の費用負担の軽減策を講じるお考えはありませんでしょうか。市長のご見解をお伺いいたします。

次に、公園事業についてお伺いいたします。

現在、本市には伊保石公園を初め小さなポケット公園など、合わせて約110カ所以上の公園が市内各所に設置されておりますが、そのすべてが十分活用され、市民の憩いの場所または子供たちの遊びの場所になっているのでしょうか。のびのび塩竈っ子プランにおける第3章第1節子育てしやすい生活環境の整備の現状と課題によりますと、土曜・日曜や祝日は何をして遊んでいますかの問いに、49.5%の子供がテレビゲームやパソコンをしている、47.3%の子供はテレビやビデオを見ている、このように約半数の子供たちは家の中で過ごすことが多く、野球やサッカーをしている子供は28.2%、そのほかブランコや滑り台で遊ぶ子は0.8%と驚くほど少ない数字があらわれています。子供たちの遊び方は、着実に変わってしまったことがアンケートからも明確です。

また、最近の子供を取り巻く犯罪が全国でも急増していることも関係しているのか、または交通事情によるものか、自宅の前の路上で遊ぶ子供の姿もめっきり見かけなくなりました。

私たち公明党会派は、本年8月、和歌山県海南市に視察に行き、わんぱく公園を見てまいりました。約9ヘクタールの土地に野外劇場、芝生滑りができる高低差30メートルの丘、森の探検や木登りなどさまざまな遊びができる子供たちのジャングル、梅、桃、モクレンなど四季折々の花が楽しめる丘の目の前にはダムでせきとめられた大きな池が広がり、このようにとりわけ、遊具など余り置かず、極力手を加えない大自然の中で子供たちがたくましく元気に育っ

てほしいとの前市長の思いで、事業費26億円の一大公園が平成11年に完成しました。

大きな特徴は、和歌山県の風土を生かし、春にはタケノコ掘り、秋にはミカン狩りなどを子供たちを初めとする市民が自由にでき、夏には青竹を使ったそうめん流しなどなど、子供だけではなく大人も楽しめる市民の憩いの場となっていることです。公園の入り口にある拠点施設、風の子館の内部には2階から3階まで、らせん形の吹き抜けになっており、ネットが張りめぐらされて自由に遊べるようになっております。そのほか、創作工房、ギャラリー、階段式の劇場、プレイルーム、絵本のコーナー、授乳室、レストラン、展望台などが完備しており、親子連れや子供たちが元気に遊んでいました。

事務室という部屋はなく、子供たちの動きが見えやすいコーナーで、職員は子供たちと触れ合いながら仕事をしていました。本市には、38.2ヘクタールという広大な土地に自然豊かな伊保石公園があり、現在第1期工事が整備終了となっておりますが、現在どのような環境整備がされ、市民に、また子供たちに活用されているのかお聞かせください。

また、公園における犯罪の危険も昨今叫ばれておりますが、本市において公園の防犯対策はどのように図られているでしょうかお尋ねいたします。

3番目の質問は、産業の振興と環境についてであります。

我が会派の嶺岸議員が、昨年9月の定例会におきましてダイオキシンなど、主に大気環境問題について詳しくお聞きいたしました。今回、私は、産業振興の視点から水環境、特に海域の水質についてお尋ねいたします。

本市には、市内を新町川、宮町川、石田川などが松島湾に注ぎ流れています。平成16年度の塩竈市の環境実績報告書によりますと、市内港奥部に当たる港橋、桂島では、化学的酸素要求量、いわゆるCODの減少が見られますが、松島湾の入り口に当たる七ヶ浜町の西浜ではわずかにCODが増加しているとされています。しかし、港橋、西浜は、基準値内ですが、桂島ではここ5年間、基準値を超過しています。

桂島海域は、水産1級の基準、すなわちマダイ、ブリ、ワカメなど水産生物用にきれいな海水を要求される海域として観測指定になっています。これまでも、ワカメやカキの養殖に大切な水域とされてきましたが、浅海漁業の前浜物の水揚げなどを期待するためにも、水産1級の基準はどうしても確保しなければなりません。

これまで本市は、市民の快適な生活向上と松島湾の水質汚濁防止のために莫大な費用を投じ、下水道整備に努力してまいりました。その結果、下水道の普及率は98.2%という高い数字

になっております。しかし、松島湾は閉鎖性水域であるため、海水の流れが悪く、どうしても水がよどみ、水質汚濁が起りやすくなります。

現在、宮城県の保健環境センター水環境部が浦戸海域で海藻のアカモクが水の浄化に大変有効であるのではないかと研究が行われております。それは、具体的にどのような内容で、浦戸の海域のどの辺で行われているのでしょうか。また、本市はこれらの研究とどうかかわっているのかお知らせください。

アカモクは、ホンダワラ科の海藻で、本市においては古くからホンダタワラに海水をかけ、滴り落ちる濃い塩水から塩をつくっていた文献も残っており、本市との歴史と深くかかわっている海草です。また、最近、海藻食品として栄養面でも注目を浴び始めております。これまで、アカモクはノリ棚や船のスクリューに絡みつくと邪魔な存在でしかありませんでした。海水を浄化した上、健康増進に適した食品の開発も期待できるのであれば新しい地場産品としてマグロやかまぼこと同様、古くて新しい地元の食材として産業面でも活用できるのではないのでしょうか、市長のご見解をお伺いいたします。

最後に、障害児の対策についてお聞きいたします。

かつて、障害のある子供たちは、障害の種類によって、聾・盲・養護学校、特殊学級などに分けられ教育課程を過ごしてまいりました。しかし、21世紀に入って、これらの各種障害児の教育に加え、学習障害児や注意欠陥多動性障害児など、通常の学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童生徒への対応を積極的に行う特別支援教育が始まりました。

本年6月、国立特殊教育総合研究所の調査によりますと、全国の知的障害養護学校で、2004年に自閉症と診断された子供の割合が、1986年に比べ小学校では2.3倍、中学校では1.9倍になったと報道されております。「自閉症の疑いあり」を含めると、在籍率は小学部で48%、中学部で41%に達したが、自閉症の特性に応じた指導を学校や学部全体で進めているのは、24%から26%にすぎず、対応おくれがはっきりしているとデータにあらわれております。

そこで、教育長にお伺いいたします。

本市の小中学校における特別支援教育を必要としている児童生徒はどれくらいいるのでしょうか。また、現在、各学校での主な取り組みについてお教えてください。

さらに、今後の課題として、子供一人一人の継続的な支援として、家庭・医療・地域・学校のコーディネートとしての専門家の指導をどうとらえておられるのかお伺いいたします。

また、症状があらわれ、発見しやすい年齢が幼年期であることから、保育所での現状と取り

組みについてもお聞かせください。

昨年、私の一般質問におきまして、発達障害の子供の放課後の過ごし方についてお聞きしたところ、本年より藤倉児童館において専門の職員の方を配置していただき、子供たちを受け入れていただいたこと、大変感謝いたします。ただ、今後、発達障害の児童の増加が見込まれることも推察されます。でも、そのため、職員の数をふやしていくだけでは予算的にも難しい点があると思います。特別支援を必要とされる子供たちは、その子にしか通じないルールがあります。その情報を子供たちにかかわる職員、皆で共有して、快適な空間を提供してあげることが大切ではないでしょうか。ぜひ、子供たちとかかわる多くの職員の方々がさまざまな自閉症養育研修会などに参加され、発達障害のお子さんをご家族のよき理解者となっていただければと思います。

さらに、現在、放課後児童クラブでは小学校3年生まで受け入れておりますが、教員OBやボランティアの方たちの協力を得て発達障害の子供さんを6年生まで預かっていただけないものでしょうか。特別支援をしようとする子供たちこそ、学年では決められない面があると思います。市長のご見解をお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

ご清聴、大変ありがとうございました。

副議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま、9番浅野議員よりご質問いただきました。順次お答えをさせていただきます。

初めに、障害者福祉についてお答えをさせていただきます。

障害者自立支援法は、障害者が地域で自立した生活ができるよう支援を行うため、障害の種別にかかわらず共通のサービスが地域において受けられるようにすることです。働きたいという就労意欲をお持ちの方々を支援する、さらには身近な地域のサービスの提供、サービス費用を皆さんで支え合うといったようなことがこの法律の基本的な内容となっております。

そういった中で、障害者が自立支援法を正しく理解し、サービスを受けやすくするためにどのような取り組みをしてきたかというご質問でありました。障害者の方々を対象に、本年2月に説明会を開催し、周知に努めさせていただいたところでございます。また、広報「しおがま」に、新制度の内容でありますとか、精神障害者福祉サービスの窓口の変更、あるいは10月から始まります地域生活支援事業について掲載をさせていただき、理解を深めてまいったとこ

るであります。

また、介護給付の申請時や障害程度の区分判定調査のため訪問をさせていただきましたときに、新しい制度について個別に説明をさせていただいており、また身体や知的・精神の各障害者の団体の方とヒアリングにおきましても説明や意見交換を行わせていただきました。

10月4日には、一般の方々にも法の趣旨を広くご理解をいただくため障害福祉フォーラムを開催する予定でございますが、このフォーラムにはぜひ多くの皆様方に参加をしていただければと願っているところであります。なお、今後とも新しい制度の周知のためにさまざまな機会をとらえて努力を重ねてまいりたいと考えております。

次に、円滑な運営のためにも、利用者の負担を軽減してほしいというようなご要望であります。これまでは、通所施設の利用者のほとんどが自己負担なく利用ができたわけですが、今回の制度改正によりまして低所得者の方々も含めまして利用料の1割を負担していただくことになり、それによって生活に大きな影響をもたらしておりますことがヒアリング等でも散見されました。施設利用者の負担増について調査した結果によりますと、やはりかなりの方々の利用料がふえており、特に低所得者層でありますとか施設を利用している方々の食費の実費負担といったような部分で負担増というふうなことになっておるようであります。

このため、私といたしましては、宮城県市長会でありますとか全国市長会を通じまして、ぜひ利用者負担の軽減をということで国に要望をしてきておりますが、今後このような努力をなお一層続けてまいりたいと考えております。

また、議員ご指摘のとおり、県内におきましても独自に障害者の負担増加の激変緩和措置を講じている自治体が出てきておりますことは了知をいたしております。本市におきましても、議員の皆様方から大変なるご心配をいただいておりますほか、障害福祉計画策定委員会や市民懇話会での意見、アンケート調査、さらにはヒアリングの際にもこういった点が指摘をされているところであります。

今後は、議会のご議論を踏まえまして、軽減策を検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、公園事業についてご説明をさせていただきます。

公園の、特に利用環境のあり方についてでございます。

初めに、現在塩竈市内には115カ所の公園がございます。内訳は、皆さんの地域の近くで日常的に利用されている公園が112カ所であります。我々は近隣公園と呼んでおります。また、

スポーツに利用されている新浜町公園、清水沢公園、さらには議員ご指摘の、貴重な自然を色濃く残しております伊保石公園等でございます。

伊保石公園の今後の利活用についてというご質問でありました。特に、なかなか外に出る機会が少なくなってきました子供さんたちに活発に利活用していただくための対策・方策ということであったかと思えます。

実は、伊保石公園で、つい先日でありますが多くの市民の方々とともにフォーラムを開催させていただきました。今後の塩竈のあり方についてということでのタウンミーティングでありましたが、この会場では我々の身近な環境をどうするかということでの開催でありました。その際に、県の方からこういった自然環境のガイドをされている方にお越しいただきまして、ご参加をいただきました方々約40名ぐらいでございましたが、その方々と園路内を散策をさせていただきました。さまざまな植物でありますとかその他生物環境等についてご説明をいただきました。特に、私、感動いたしましたのは、そのときに子供さんたちが七、八名参加をいただきました。そういたしましたところ、子供さんがむしろ先頭に立って我々大人を誘導していただきました。

ある子供さんからは、こういう場所にはカブトムシをとるためのトラップというんだそうあります、わなというんですか、そういうものを仕掛けてカブトムシをとったりとか、ここにはチョウチョがいますよと、ここはギンヤンマの通り道になっておりますとかということ、むしろ子供さんが我々大人に教えていただきました。終わってからも、タウンミーティングにもその子供さんたち参加いただきましたけれども、いすに座って堂々と大人と話をされながら、自分たちがこの公園をどう活用しているかということをつぶさにお話をいただきました。

こういった子供さんがいる限り、塩竈の将来は大変頼もしいなというのが実感でありましたが、我々大人が案ずるよりも、そういった機会をきちっと与えてやれば、子供さんたちは自発的にいろいろな楽しみを自分たちで直接見つけられているんだなということ、改めて感動してまいってきたところでもあります。こういった子供さんたちが今後とも、手つかずの自然が大変色濃く残されております伊保石公園を自分たちの遊びであり植物観察であり、あるいは動植物の生息環境でありの勉強の場としてなお一層利活用いただきやすい環境の創出に我々も一層努めてまいりますとともに、ぜひぜひ、大人の方々にもボランティアとしてだけでなく、そういう手つかずの自然を休みの日には子供さんとともにご散策をいただくというような利用をしていただければ、大変幸いかなと思っております。

そういった中で、防犯対策についてもご質問いただきました。

残念ながら、伊保石公園につきましてはご案内のとりの広さであります。園路内全体を防犯対策ということにつきましてはなかなか困難が残ります。そういったことから、一定時間がまいりますと、ゲートを閉めさせていただくということで防犯対策に努めさせていただいておりますが、日中につきましては公園内に配備されております職員あるいはガードマン等と力を合わせながら、公園内の防犯対策に努めさせていただいているところでありますし、なお一層利用者の方々の安心・安全のためにそういった努力を重ねさせていただきたいと考えているところであります。

次に、産業の振興と環境についての中で、アカモクの利活用についてご提言をいただきました。

アカモクの水質浄化能力につきましては、既に宮城県が平成14年から3カ年かけまして行った実証実験でも確認をされているところであります。アカモクは、海水中の窒素、リン酸を栄養源としており、水質の浄化機能がありますとともに、海底の有機物の減少も期待をされているところであります。

こうした自然のリサイクルを活用した取り組みは、バイオマスの考え方にも通じるものがあり、今後の環境政策でありますとか、あるいは地球にやさしい環境づくりにおいて極めて有効な手法ではないかというふうに考えております。

現在は、塩竈市漁業協同組合、あるいは塩竈市浦戸東部漁業協同組合員が、アカモクを水質浄化による漁場環境の向上と、食材として利用する育苗生育などの養殖手法の実験に取り組んでいるところであり、市といたしましても塩竈市浅海漁業振興協議会を通じて支援を行っているところであります。

なお、松島湾の水質についてであります。松島湾リフレッシュ事業などにより、水質の環境を示します化学的酸素要求量などは改善傾向に向かっており、港奥部や浦戸では現時点で目標値を上回る結果が出されておりますが、一方観光客へのアンケートによりますと、松島湾の景観や水環境にまだまだ満足していないとする意見もございますので、このようなアカモクを活用してきれいな海を取り戻す取り組みを行い、海洋都市塩竈の魅力を強化してまいりたいというふうに考えております。

健康食品として新しい地場産品にしてはというご質問でありました。アカモクは、マスコミ等を通して健康食品として大変な注目を浴びており、市内の一部業者が製品化を行っております。

すが、テレビ等で放映された場合にはもう商品がないほどの人気であるというふうにお伺いしております。健康志向の消費動向にもマッチして大変な好評を博しております。しかし商品化に向けた安定供給にはアカモク藻場の造成が必要であり、そのための養殖・増殖手法などの技術的な課題がまだ残されている状況でございます。

地元漁業協同組合では、組合の生産者の方々にアカモク養殖に向けたセミナーへの参加を呼びかけるでありますとか、テレビ放映などのPR活動を行ったりいたしております。健康食品としてブランド化が進みつつありますので、市といたしましては今後ともこのような新たなチャレンジを積極的に支援をさせていただきたいと思っております。

次に、障害児対策についてでございます。

学校での障害児教育につきましては、後ほど教育長から説明をいたさせますが、保育所及び放課後児童クラブにつきましては、事務所の所管事務となっておりますので、私の方からご説明をさせていただきます。

市内すべての公立保育所で障害児保育を現在取り組まさせていただいておりますが、乳幼児健診や保育時における障害児の発見と対応は、大変重要な課題と認識をいたしております。ここ数年、個別的な配慮や援助を必要とする児童の増加傾向が続いておりますが、保育所では障害児担当保育士の配置でありますとか、所内研修による職員間での共通理解により一人一人の児童にふさわしい保育体制づくりに取り組み始めております。また、専門の臨床発達心理士による年3回の巡回指導に基づき個々の発達の状況に応じた対応を行いながら、障害の程度に応じたきめ細かい指導や配慮を行っているところであります。

放課後児童クラブにつきましても、社会福祉事務所の所管でありますので、私の方から答弁を申し上げます。

市内6小学校に7カ所、8学級の放課後児童クラブを開設いたしておりますが、保育所と同じように最近の傾向といたしまして個別的な配慮や援助を必要とする児童がふえ、このような対象児童をすべての放課後児童クラブで受け入れをしている状況でございます。

18年度は、障害児担当の指導員を1名配置する中で、各クラブへの巡回指導を行うとともに、すべての指導員が障害児に対応できますよう、研修を実施し、学校との連携を深めながら配慮や援助を必要とする児童の適切な指導に当たっているところであります。

また、障害をお持ちの児童生徒や、共働き家庭の児童生徒だけでなく、すべての児童生徒が地域の中で教員OBの方々やボランティアの方々の協力を得る中で、安心して遊べる居場所を

確保できるよう、関係機関と連携をとり、その実現に努力をいたしてまいりたいと考えております。

特に、障害をお持ちの児童生徒への援助で大切であることは、障害の特徴や状況を周囲にいる人たちが理解し受けとめてあげることにあるのではないかと考えております。そのためには、経験を積み、理解と配慮が的確にできる方々からの協力は大変に重要なことであり、障害児が地域の中で支えられながら自立し、生活していける地域環境の構築が極めて大切であると考えております。

今後とも、すべての子供さんたちが心身ともに健康で健やかに育つことを願って、さらに子育て支援に力を注いでまいります。

なお、6年生までの拡張につきましては、今後の取り組み課題とさせていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

副議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

教育長（小倉和徳君）（登壇） 私の方からは、まず初めに市内の障害児等の数についてお話しします。

いわゆる知的、情緒、難聴、肢体、病弱、弱視という法的に定められた特殊学級に在籍している児童生徒については、小学校が38名、中学校が19名の子供が、9月1日現在在籍しております。また、普通学級の中におりまして、学習障害、いわゆるLDタイプですね、それから多動性障害児、いわゆるADHDの子供、また高機能自閉症、それらを複合したタイプの子供と、それらは医師の診断でなく教師の目から見てこうでないかという形の数字ですけれども、小学生で37名、中学生で35名というふうに認識しております。

これらについては、各小中学校にその障害に応じた学級を設置し、きめ細かな対応を行いますとともに、これまでの障害児教育の対象児童生徒だけでなく、今お話ししました通常の学級に在籍する学習障害児や注意欠陥多動性障害児、高機能自閉症等、特別な指導を必要とする児童生徒に対して、その一人一人の障害に応じて教育を現在しているところでございます。

具体的には、各学校において特別支援教育コーディネーターを設置し、そのコーディネーターを中心に特別な指導を要する児童生徒に対し、学習の場や指導体制のあり方等の工夫改善に努め、全校を挙げた体制で取り組んでおるところでございます。

また、本市独自に各小学校に教育補助者1名を配置し、低学年の児童及び障害のある児童に

も指導を行っております。

さらに、月見ヶ丘小学校においては、3カ年の県の指定を受けまして、障害のある児童が通常の学級に在籍し、障害のない児童と一緒に学習する学習システム整備モデル事業に取り組んでおるところでございます。市教育委員会全体としまして、学校教育活動、また今年度から配置されました指導主事を中心に、それらを担当する教師等の研修を行っておりますし、きのうも県との連携で月見ヶ丘小学校において校長、担当教諭を交えながら、県の障害児教育室の指導主事等も含めて意見交換をし、今後の塩竈市の障害児の教育に役立てているところでございます。

以上でございます。

副議長（志賀直哉君） 浅野敏江君。

9番（浅野敏江君） ありがとうございます。ご丁寧にご答弁いただきまして、大変感謝しております。

市長の方からもさまざま、障害者自立支援法についてお聞きいたしましたけれども、今回この障害者自立支援法の導入に当たりましては、私、公明党の方でも全国的な障害者の団体の方とか、当事者の方々と繰り返し繰り返し意見交換を行い、本当に慎重な対応を厚生省に要望し、さまざまな減免措置や柔軟な対応策を盛り込んでいただきました。しかし、この特例とかさまざまな適用に当たりましては、それこそ自治体の基準もさまざまでございますので、ぜひその辺、障害者の方にとって本当に、生まれ住んだこの地域で安心して暮らせるようにご配慮願いたいと思っております。

先日、私も杏友園の方に伺いまして、知っている方といいますか利用している方にお聞きしましたら、やはりこれまでと継続して施設を利用している方はサービスに変化はないけれども、負担料がふえたということに対しての戸惑いといいますか、一つのものを切り詰めて、これまでのお小遣いの分野を切り詰めながらやっていかなければならないという部分がありまして、私もお邪魔して1時間ぐらいたまざまな、私が知っている限りのことをお話ししてきましたら、ある程度納得していただきましたけれども。今、市長が、2月のころからさまざまな皆さんと会話を通して周知徹底していると言いましたけれども、やはり施設の中から出られない方にとっては、なかなかそれが納得できるまでちょっと時間がかかっているようでございますので、その辺もあわせて丁寧にご説明していただければと思っております。

これまで、与えられるだけの福祉が、これからは自分の意思でサービスを勝ち取っていくと

いう大きな方向転換になったことが、いわば障害者の方にとってはまだまだ、やってもらって当たり前という福祉が、これからは自分で選択できるという福祉に変わったときに、まだそこがなじめていないというのは当然だと思います。

ある障害者の方が、15年間精神病院の方に入られて、本当にここから出たいと思って、やっと出たけれども、親にまた別の精神病院に入れられて、都合30年間そこから出ることができなかつた。今、だんだんと地域支援の中で、またホームの部分で、自分たちで何人かの人とグループホームを組んで、今、自分の意思で図書館に行って本を読んでいる。これから作家になるんだと、そういった希望を持っている方もいらっしゃるの事実です。ですから、本当に私たちが今まで、何もできないだろうという思いの福祉から、自分たちの人生を自分たちでかち取っていくための自立支援法だと思っておりますので、ぜひこの制度がきちんと根づくまで、本市としても丁寧な対応をお願いしたいと思っております。

また、公園につきましては、さまざま、本当に自然公園を生かした、今、利活用という市長からご答弁いただきましたけれども、私たちが見てきましたわんぱく公園は、それをつくるときに、校長会それから幼稚園長会、PTA青少年委員会、心身障害者の父母の会、自治会など、全部で19団体の方たちと話し合いを何度も繰り返して広いご意見をいただいて、そしてつくられたそうなんです。

また、今、全国的に広められているプレイパークというのがあるんですが、それはこれまでの公園というのは確かに、火気厳禁とかボール投げはいけませんとか、さまざまな、それこそけがとか事故に遭った場合の責任の所在がどこにあるかということで厳しい規定があったみたいなんですが、そうなってくるとさまざまな意味で子供たちを締め出してしまうという結果にもなっているのが、今現実ありまして、その反対というか逆にプレイパークというところでは子供に遊びを教えてくれ、またそういったルールを教えてくれるリーダーと一緒に公園の中で遊べるというソフト面がどんどん全国的に広がってしまっていて、宮城県でも仙台市の方でそれを行っているそうでございます。

また、本市におきましてはジュニアリーダーという方たちが現在いらっしゃいまして、その方たちの役割とか人数がどのようになっているのかということもちょっと疑問視されるところであります。私としましては、そういったジュニアリーダーの方たちと子供たちとが遊べる機会や場所をその伊保石公園で提供できないかということをご提案したいと思っております。

市長がおっしゃるように、子供たちというのは自分たちのさまざまな可能性で遊びを見つける天才でありますので、ちょっとした場所とそれからちょっとした指導をもっていくと、際限なく子供たちのあそびの場が広がるかと思っております。生涯

今現在、エスポでさまざまな生涯学習など行われておりますけれども、例えば木のつるを使ったかごづくりなど、そういった場所をエスポの中でやるのではなくて、伊保石公園の奥の方に赤い大きな水車なんかがあって広場もありますので、お天気のいいときにそこで市民の皆さんが活用していただけたらなどと、私個人的に思っております。本当にさまざまなアイデアで、今できることから公園の利活用を図って、市民の財産である公園を大いに使っていただきまして、リフレッシュしていただきたいと思っておりますので、また市長のご見解を後ほど伺いたいと思っております。

それから、アカモクにつきましては、今市長の方からもご答弁ありましたように、実績的に水を浄化するという作用が今、証明されているようでございますので、この調査の結果というものは私たちはなかなかわからないものですので、ぜひ自分たちの海の浄化をよくわかるような方法を教えていただきたいと思っております。

私たち公明党会派では、先ほど伺ったわんぱく公園のあった海南市とともに、すぐお隣の白浜町にも実は行ってきたんですが、この白浜町は日本でも最も海のきれいな町で有名で、観光客も昔から多くおりますが、ここの市民の海に対する目は大変鋭くて、私たちが乗ったタクシ-の運転手さんなんですが、海を汚すという意味で道路開発一つとっても、土砂が海に流れ込むんではないかということですごく厳しく監視しているんですね。海が汚くなったら、もう白浜町は全滅だというような思いで見ていることは、私たちはとても印象的でした。

先ほどの市長のお話の中にも、これから海辺の賑わい地区というか、その開発に伴ってどんどん海辺を散策する方がふえてくると思います。ぜひ、観光客を我が塩竈に取り戻すためにも、この目の前の松島が、松だけではなくて本当に海もきれいなんだ、そしてそこでいただくお魚が本当においしいんだということを産業の方で活用していただければと思っております。

また、漁業関係者の婦人会の方たちのご協力をいただきながら、アカモクの調理メニューなどを楽しく開発していただいて、それを本市の地場産業として、単品として活躍できるように図っていただきたいと思っておりますので、この辺はぜひ産業部長のお考えを伺いたいと思っております。

最後に、発達障害児の対応ですが、本市におきましては各学校にコーディネーターの方を置いていただいて、さまざまな部分から細かく対応していただけるのがよくわかりました。

そこでお聞きしたいんですが、今、市長がおっしゃったように幼少期、そして中学校、高校の少年期、それから高校を出て社会に出ていく青年期と、本人のライフワークがずっとあるわけですが、それに沿った支援というものが、小学校終わったら終わり、中学校終わったら終わりではなくて、継続した支援というものが本当に必要だと思っております。そのためにも家族、医療、それから教育関係など横のつながりの意思疎通も大変大切ですし、縦のライフワークについての支援も必要ですので、ぜひその辺は行政の方でコーディネートしていただきたいと思っております。

世田谷区の方では、行政が責任持って関係機関との連携を図っているというふうな新聞報道もございました。本当に、わかればわかるほどだんだん難しいのがこの特別支援だと思っております。私も何回かこういった研修会に参加しておりますけれども、本市からも保健師の職員の方たちが参加していきまして、熱心に勉強している姿も実際この目で見ております。こういうふうにもみんなで拳党体制をつくって、本市にいる子供たちを一人残らず見守っていきたくと思っておりますので、市長のご見解を伺いたいと思います。

副議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 初めに、障害者自立支援につきましてご質問いただきました。

特に、施設利用者まで十分にその意が伝わっておらないのではないかというご指摘でありました。今までも、いろいろな機会をとらえましてこの法の趣旨、内容についてはご説明をさせていただいてまいりましたが、今後ともこういった方々と誠実に向かい合ってまいりたいと考えております。

そして、何よりもこの塩竈の地域で自立した生活ができますように、我々もともに努力をしてまいりたいと考えております。

ジュニアリーダーの活用であります。この公園の利活用にという意味ではないんですが、例えば今年も青年会議所の方々が中心となりまして、港町歩き100キロの旅というものが実施されました。参加された児童生徒がたしか30名ぐらいであります。その人数を超えるジュニアリーダーの方々がこういった行事と一緒に参加して、児童生徒と4泊5日で寝泊まりを一緒にしながら子供さんというか、児童生徒の健全育成に立ち上がっていただいております。

こういった公園の利活用までには我々も考えが及びませんでした。公園の利活用にはジュニアリーダーの方々の活躍をどういった形で結びつけられるか、真剣に検討させていただきたいと思っております。

また、発達障害者の方々に継続して一貫した取り組みということのご指摘でありました。まさしくそのとおりであるかと思っております。こういった方々もこの地域社会の中で安心して安全に、学校生活なりあるいは地域社会生活なりが送られますような環境づくりに頑張ってもらいたいと考えております。

私からは以上でございます。

副議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 私から、アカモクにつきましてお答えを申し上げます。

まず、塩竈にとりまして、海と島々が織りなします景観というものは、本当にかえがたいお宝というふうに私たちも認識をしております。そういった意味で、平成2年来リフレッシュ事業というようなことで海水の浄化作業に取り組んできておりますけれども、おかげさまで透明度等はかなり向上してきているという評価をいただいております。

そうした中、アカモクでございますけれども、これまでの研究によりますと、このアカモクの藻場1平方キロメートル当たりの水質浄化力は5万人分の生活排水に含まれる窒素を除去する下水処理施設に匹敵する、さらに二酸化炭素の吸収能力も高いというような研究結果が出ておるようでございます。14年から16年まで県で取り組まれました研究の中でもそうした成果が確認をされておるところでございますので、このアカモクというものをこれまでは自然に生えてきたものを刈り取って商品にするというだけでございましたが、私どもこれを養殖するための技術開発というふうな視点から支援をさせていただいております。

今後も、こういった先進的な取り組みにつきましては、私たちも継続して支援をさせていただきたいと考えております。

それから、食品の料理の開発ということでございますが、ただいま申し上げました調査研究の過程におきまして、同じく県の方のお声かけているいろいろな食品としての評価、また料理方法の開発なども取り組まれております。塩竈におきましては、浦戸の漁協の婦人会の方たちが一生懸命になって地場産品をPRするようリーフレットなどもつくられております。そういった中で、こういったものを積極的に取り上げていただき、今後の目玉商品になるように、私たちも一緒になって働きかけてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（菊地 進君） 17番中川邦彦君。（拍手）

17番（中川邦彦君） 日本共産党市議団を代表して一般質問を行います。

第1の質問は、まちづくりについてであります。

私は、塩釜原水爆禁止協議会の代表として、8月3日から4日間、原水爆禁止世界大会と原爆死没者慰霊祭平和記念式典に参加し、現地に行って感じたことと、非核都市宣言をしている自治体として、どのように取り組むのかを質問したいと思います。

ことは、「核兵器のない、平和で公正な世界を」をメインテーマに、広島の大会には海外の政府代表やN G Oなどを含む21カ国から70人が参加しました。国内からも開会総会に7,300人、6日の閉会総会には8,500人が参加し、政府、N G O代表らとともに核兵器全面禁止、廃絶について各国の取り組みが報告され、交流し、連帯を強めるものとなりました。世界大会での海外代表や世界各地のN G Oの代表者や国内の代表からの報告では、広島・長崎のあの恐ろしい出来事は決して忘れてはならない出来事ですが、同時に残念ながら61年たった今でもなお、正当な評価をされていない。正当な評価とは、核兵器の完全で全面的な廃絶です。

核兵器の存在自体が、核兵器の保有都市を進めることは国際的な平和と安全に対する脅威で、核軍縮が最優先の課題である。特に、日本国憲法の第9条の持つ意味が、世界平和に誇れるものがなぜ改正されなければならないのか、憲法9条を堅持することが世界平和に貢献してきているのではないかなどが報告されました。

6日の平和記念式典では、雲一つない青空のもとにあの日と同じ夏の太陽が照りつけるこの日、原爆が投下された8時15分には4万5,000人を超す参加者で会場は埋め尽くされました。

秋葉広島市長は平和宣言の中で、「核兵器の持つ唯一の役割は、廃絶されることにある」が基調であり、世界政治のリーダーたちはその声を無視し続けているのです。10年前に世界市民の創造力と活動がかち取った国際司法裁判所による勧告意見は極めて有効な手段となるはずでした。核保有国が率先して誠実にこの義務を果たしていれば、ついに核兵器は廃絶されていたはずだと結びました。

また、平和の誓いを子供代表として、市内の小学校6年生の2人から話されました。その内容は、原子爆弾で一瞬にして、広島のまちは何もかも破壊されました。高温と爆風で人々を襲い、さらに死の放射能でまちを汚染していきました。そして、その年の終わりまでには約14万人もの命が失われました。14万人の夢や希望、未来が奪われ、数え切れないほどの悲しみが生まれたのです。一つの命について考えることは、多くの命について考えることにつながります。命は、自分のものだけではなく、家族のものであり、その人を必要としている人のものであるのです。私たちはこれまで、祖父母や被爆者の方から体験を聞いたり、平和について学習したりする中で、原爆や戦争のことについて学んできました。これからも、広島で起きた事実

に学び、それを伝えていかなければなりませんと結んでいるのです。

この子供たちの平和な誓いが、世界の核保有国に、核の廃棄と被爆者の救済を願うものとなっているのです。

私は、今回の原爆戦没者慰霊式典に参加して、核兵器の廃絶と、二度と、この広島で起きたことを風化させるのではなく、この地から学び語り継ぐことが大事になっているのではないかと思います。

さらに、今回の原爆禁止世界大会や、原爆慰霊記念式典に、約半数を超える若い人たちの参加が多くありました。また、中学生や高校生の姿も目立っていました。今回、宮城県から参加した59名のうち8割が若者の参加でもありました。塩竈からも私を含めて10名の代表が出席しております。

全国的には、中学校や高校の修学旅行での平和学習の一つとして、広島の実爆ドームや原爆資料館で直接見たり、被害の実態に触れたり、原爆遺跡を訪ねたり、被爆者の体験を聞いたり学んだりすることが今の平和について考える、そのような機会になると聞いております。また、今回の原爆慰霊式典、平和記念式典には、県内からも大崎市や石巻市からも市民の代表者が出席しております。

本市の実効ある取り組みとして、3点について伺います。

第1点目は、学校の授業の中で8月6日と9日の原爆の投下について考える授業を取り入れる。

二つ目は、原爆投下日に市民集会や民間でも行っている原爆写真展を本市として取り組む。

三つ目は、平和記念式典に、市民の代表を出席させる。

以上の点について取り組んではとありますが、市長の見解を伺います。

質問の第2は、場外馬券売り場設置について伺います。

場外馬券売り場設置に反対する市民の会では、定期的に市民の皆さんへの訴えと署名行動を行っております。その行動の中で出された意見は、ギャンブルに頼るまちではなく、安心して住めるまち、市の活性化は市民と行政、そしてさまざまな業界と一体で考えていくべきではないかなどの意見が寄せられました。また、市民の方からこう話されました。この塩竈は、塩竈神社と仲卸市場が全国に知られたまち、私たちは歴史の古いこのまちを誇りにしています。塩竈神社に参拝してほっと安らぐまち塩竈、市場の活気に触れて元気になるまち塩竈、この塩竈にウインズの設置は塩竈の魅力を損ないます。子供たち、孫たちを初め、後々まで塩竈をどう

してこんなまちにしたのかと言われぬように願っていますと語られました。

場外馬券売り場設置に反対する市民の会では、中央競馬会との交渉の際に、全国には31カ所の場外馬券売り場があるが、その近辺の商店街が活性したところはあるのかとたどりましたが、中央競馬会ではきちっとした回答はありませんでした。我々が提供するので、仲卸組合で考えることだと、そう述べたのであります。

当初、営業の主体を仲卸市場からJRAの直営に変わったのです。根本そのものが変わったのであります。仲卸市場や新浜町だけの問題ではなく、塩竈全体の問題ではないでしょうか。また、同意書をとる、そのとり方には多くの問題があるのではないのでしょうか。市場の方からは、渋滞や交通規制がされるし駐車場の確保がされないまま自分たちの営業に支障が出るのではないかと、規制がされたら一般のお客さんは戸惑って敬遠するのではないかと。また、地元住民の方からは、交通規制で生活の場がどうなっていくのか、生活環境や子供たちへの影響が出るのではなど、JRAからの具体的な説明がなく進められていると聞いております。

県との協議でJRAから県に対し、県有地を駐車場に活用したいと申し出た問題で、共産党の横田有史県会議員の6月議会の一般質問で、特に駐車場問題で魚市場や漁港背後地、荷捌き場を活用したいと話されているが、県有地の活用ではJRAからいつ要請があったのかとの質問に、仙台振興事務所水産漁港部長からは、6月8日に行われた打ち合わせの際に話があり、その要請を断ったと答弁されました。

また、9月22日に衆議院議員の高橋ちづ子事務所から中央競馬会への問い合わせに、県警との話し合いの中で国道45号線の渋滞対策と駐車場問題が重要であると話され、今苦慮している、駐車場問題では来場者の輸送に苦慮していると中央競馬会の担当者から、今の状況について述べられました。交通渋滞の対策が国道だけの問題ではなく、市内の幹線道路や近隣の住宅地を含む生活道路に影響が出るのではないのでしょうか。駐車場確保が場外馬券売り場近辺から広範囲にまで検討されているのではないかと思います。

そこで伺いますが、市長が掲げている日本で一番住みたいまち塩竈、安心して生活できるまち塩竈に照らしても、そぐわないのではないのでしょうか。場外馬券売り場が塩竈の低迷している産業の起爆剤になると思うのでしょうか。

仲卸市場だけの問題ではなく、塩竈全体の問題ではないのでしょうか。交通渋滞の問題、駐車場問題、環境問題、新浜町住民の生活の問題などを含め、場外馬券売り場について改めて市長の見解を伺います。

また、7月にJRAの担当課長が来庁の際に、どのような協議を行ったのか、今どのように協議を行っているのか伺います。

次に、防災対策の第1の質問は、新潟県中越地震からの教訓と本市の地震対策について伺います。

私は、小野絹子議員と一緒に、新潟県中越地震が発生してから1カ月後に長岡市と小千谷市に救援と調査にボランティアとして参加してきました。本年7月に1年数カ月ぶりに5人の党市議団とその後の復旧状況について小千谷市と長岡市の医療生協を視察してまいりました。将来予想される宮城沖地震に備えるために、その教訓から学ぶことが重要ではないでしょうか。被災状況と復興について、小千谷市の総務課の方から伺いました。

初めに、全国からの見舞金や物資の支援に対して感謝の言葉が話されました。本市でも救援隊をつくって1週間後に救援や炊き出しに入ったことを紹介し、感謝されてまいりました。総務課の担当者からは、死亡者17人、負傷者785人、全壊622棟、一部損壊7,528棟を含めて、1,906棟と市内のすべての建物（集合住宅以外）が被害を受けたのであります。また、孤立した地区が21地区で431世帯、避難所が136カ所で、その内訳は公の施設が42カ所、町内会の施設が18カ所、民間施設が76カ所、お寺とか駐車場、車庫、空き地、畑などで、避難者数が2万9,243人、ライフラインが復旧するにつれ改善されましたが、今なお仮設住宅で数多くの方々が先行きも決まらず生活しております。

また、住宅再建支援は、国の補助で全壊の場合で世帯年収が500万円以下で300万円の支援金となり、県としては収入での制限がなく100万円の支援金となり、合わせて400万円で自己資金に頼らざるを得ないのが現状であります。これからの生活が大変ではないか、行政としてはこれからが大変で、今後道路や山手の整備に多額の資金が必要となるが、国からの補助が打ち切られるので、市の財政負担が大変になるので国へ働きかけていきたいと、そのように説明されました。

今回の地震を対岸の火事と見るのではなくて、本市の防災対策に生かすためにも4点について伺います。

一つに、避難所の職員の配置についてであります。

小千谷市では、中越地震以前に災害対策のマニュアルを作成していましたが、実情に見合うものとなっていない部分が多々あり、特に職員の配備体制に問題があったそうです。本市の配置体制はどのようにお考えか伺います。

二つ目に、避難所での問題や仮設住宅の問題についてであります。

避難所での指揮系統について伺います。

避難所内に女性専用の更衣室を設けるとか、障害者にはどのように対応していくのか、また仮設住宅の建設の計画などについて伺いたいと思います。

三つ目に、医療の問題や幼児の問題についてであります。

災害時には、医師を初め医療関係者が支援に入ります。医師会や医療機関との連携についてどのように協議しているのか。また、避難者への炊き出し体制や栄養士を配置して栄養指導など、健康管理についての対応について伺います。

保育所や幼稚園が被害を受けたり、避難所になるような場合、未就学児の受け入れ体制をどのようにするのか伺います。

四つ目に、心のケアの問題についてであります。

被災者が不安を感じたり、特に子供や高齢者、障害者がストレスで参ってしまったり、被災者のさまざまな心的問題に対して長期的に対応し、精神的支援を図ることが求められます。行政としてどのように対応していくのか伺います。

第3は、環境整備の問題であります。

北浜二丁目の高台における防災道路の整備について伺います。

私は、以前にこの問題で市長の見解を伺いましたが、そのときには防災道路として位置づけ取り組んでいきたいと答えられました。地元の方々からは、その後どのようになっているのか、どこまで検討されているのかと語られております。どのように検討し、対処していくのか、市長の見解を伺います。

次に、市道塩竈新駅上の原線の今宮町側と一森山側の側溝の整備について伺います。

この道路は、急な坂道であり、集中豪雨の際には相当の勢いで雨水が流れるために、下流部が冠水して被害を受けたりしています。冬場には、降雪のときには坂道全体が滑りやすくなり、歩行者が通行する際に側溝にしいてある鉄板の上を歩くこととなります。危険なので早期に改修されるよう当局の見解を伺います。

以上の点について市長の見解を伺いまして、第1回目の質問といたします。

副議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 17番中川邦彦議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、まちづくりについての中で非核都市宣言をしている本市塩竈の取り組みについてで

ございました。

恒久平和は、すべての願いであるかと思っておりますが、こういった観点から昭和61年、本市が行った核兵器廃絶平和都市宣言は、子供たちの豊かな未来と世界の平和を願い、核兵器の廃絶を世界の人々に呼びかけていく旨を内容とする塩竈市民の基本理念ともなるべきものであります。

この宣言は、世界の平和という人類が求めてやまない理念の実現に向け、核兵器廃絶を世界の人々に呼びかける活動を通して、地方自治の本旨である市民の安全の保持並びに健康の増進、福祉の向上に努めるという認識のもとに行われたものというふうなことで認識をいたしております。

本市では、核廃絶だけではなく、今も世界の中で繰り返される戦争の悲惨さを訴えるため、例えばエスプ、市民図書館などにおいて講演等を行いながらさまざまな企画展を開催させていただいておりますとともに、学校におきましてもさまざまな場面を通じて子供たちに核廃絶の重要性を伝えているところでありますが、なおこの部分につきましては後ほど教育長よりご答弁をいたさせます。

また、本市ではこれまで、原爆で亡くなられた方々の慰霊を敬うため、黙祷の呼びかけでありますとか、市民の皆様には市役所本庁舎屋上の看板設置あるいは広報紙等により本市の核兵器廃絶平和都市宣言について周知を図らせていただいているところであります。

本市といたしましては、今後とも核兵器廃絶平和宣言都市としての活動を継続しながら、宣言の理念に基づいた平和活動に取り組んでまいりたいと考えておりますが、そういった中で市民の代表というお話でありました。市民の代表を広島の方に派遣するという意味であるかと思っておりますが、そういったことにつきましては、今後どのような形でどのような推進をするかということにつきまして、今日まで検討いたしておりません。また、派遣をすることが果たして本来の趣旨の、亡くなった方々の慰霊ということになるのか等も含めまして検討させていただきたいと考えております。

次に、場外馬券売り場設置についての私の考え方ということでのご質問でありました。

まちづくりにかける市民の方々の思いはさまざまであります。この件につきましては、地元の水産物販売の組合が厳しい現下の経営状況を打開する活性化策の一環として誘致活動を推進されているものと認識をいたしております。これまで、賛成・反対それぞれの立場からさまざまな活動があり、平成12年9月定例会では、設置に反対する請願が本会議において賛成少数で

否決された経緯等もあるようであります。この施設の認可者は、繰り返しになりますが、農林水産大臣であり、地元町内会の合意状況でありますとか、警察署との交通協議内容などを踏まえ、関係法令で定められている設置基準や交通問題、さらには市民の方々の生活環境の保全などの見地から総合的に判断されることとなります。

そういった中、交通問題であります。基本的には場外馬券売り場設置予定者がまず公安委員会との協議を行い、その指導に基づいて設置予定者がそれぞれの道路管理者へ協議をすることになると認識をいたしております。JRAからは、建設予定地周辺の交通対策の基本的な考え方について説明を受けておりますが、今後警察からの指導内容などを踏まえ、本市に対する本格的な協議が重ねられるものと理解をいたしております。

私といたしましては、水産業の低迷に苦しんでおられる業界団体が現状を改善するために取り組んでいる事業の一環でありますことから、今後ともその動向を慎重に見きわめさせていただきたいと考えておりますが、なお県有地利用に関しまして、県としての一定の考え方が示されたということにつきましては、例えば漁港管理者の立場あるいは県有地の保有者としての県の考え方を申し述べられたものであるというふうに理解をいたしております。

なお、協議の状況等については、後ほど担当より現状をご説明させていただきたいと考えております。

次に、防災対策についてご答弁を申し上げます。

ご質問の内容について、順不同になるかと思いますが、順次お答えをさせていただきたいと思っております。

防災対策に関して、新潟県中越地震からの教訓と本市の地震対応についてお答えをいたします。

平成16年10月23日に発生いたしました新潟県中越地震では、家屋や公共施設などに甚大な被害がもたらされました。本市におきましては、被災直後の11月9日に新潟県内でも特に被害の大きかった川口町へ市職員12名と塩釜地区消防事務組合職員2名の計14名を派遣をいたしております。この新潟県中越地震を初め、平成15年の三陸南地震、宮城県北部連続地震を教訓として本市の防災対策の強化策へと結びつけているところであります。

震災後の市職員の参集体制についてご質問をいただきました。地震発生直後には、災害対策本部を初め職員の初動体制をいかに早く立ち上げられるかが極めて重要となりますことから、毎年6月に実施しております市の防災訓練では、道路交通網の寸断を想定し、自宅から徒歩や

自転車などによる参集訓練を重ねておりますが、訓練の実績から地震発生から災害対策本部員の参集までに要した時間から想定し、夜間・休日の場合、約20分間で災害対策本部を設置し、必要な職員数を確保し、初動体制を立ち上げることができるものと考えております。

また、災害対策本部員が市外居住者などの場合にはあらかじめ市内に居住する職員が代理で本部会議に参加する等の訓練も実施をさせていただいているところであります。

さらに、震度5強の地震や津波警報などが発せられました場合には災害対策本部からの指示を待たずに、あらかじめ指定されました職員が直接避難所の開設や防潮堤の門扉の閉鎖に当たることとしております。

災害時には、職員自身や家族にも被害が発生することも予想されますが、私を初めとする職員は、まず率先して市民の安全確保に当たることを第一の使命として行動することを基本といたしており、すべての職場に対し災害時の職員活動マニュアルを、また全職員にはポケット版を配付させていただいており、周知を図るとともに職員としての責務の重要性の自覚を促しているところであります。

また、震災後の医師の派遣につきましては、平成18年3月29日に宮城県塩釜医師会と二市三町との間で、傷病者の応急処置を行うための、災害時の医療救護活動に関する協定を締結し、自治体からの要請があった場合には速やかに指定される救護所に医師や看護師などを派遣していただくこととなっております。

次に、避難所生活が中・長期化した際の小さい子供さんたちのいる家庭での問題ということでもあります。

宮城県がまとめました第三次地震被害想定調査結果によりますと、最も大きな被害が予想されます宮城県沖地震連動型の場合、短期避難者の数は約3,200人に上るという調査結果が発表されております。本市では、市内にある公民館、小中学校の体育館など14カ所を既に避難所に指定をしておりますが、住宅を失った避難者の方々の立場を考えると、避難所生活が長期間にわたることは避けなければならないというふうに考えております。

したがって、一定規模以上の災害が発生し災害救助法が適用された場合には、県並びに地元建設協会や災害防止協力会と連携を図りながら早急に応急仮設住宅を設置できる体制に移行いたしてまいります。設置に当たりましては、地域防災計画に定めておりますとおり、公園及び公共施設等の空地のほか、場合によっては民間空地の借り上げなどにより対応することといたしております。

大規模災害が発生した場合の避難所での生活は、避難された方々の相互の理解と協力なしには成り立たない混乱した状況が発生することが予想されます。

いわゆる避難所暮らしの中では、さまざまな不便が想定されますので、思いやりと助け合いでそれをカバーしていくことも大切な課題であります。常日ごろよりその啓蒙を図りますとともに、避難所運営委員会の自主運営を通じて相互協力をいただくなどの具体的な訓練も既に実施をいたしているところであります。

なお、乳幼児がいる家庭の短期的な支援につきましては、市保育所の活用や災害ボランティアの方々の協力をいただくなど関係各課と協議し、また女性の方々の着がえの場所の心配でありますとか、洗濯の物干し場等の問題等も発生することが想定されます。このようなあらゆるケースを具体的にシミュレーションを行いながら対応してまいりたいと考えております。

環境整備につきまして、2点のご質問をいただきました。

初めに、北浜二丁目における防災道路の整備についてでございます。ご質問のございました北浜二丁目の高台への車両が進入できる道路は、現在1カ所しかなく、その幅員が極めて狭いため、緊急車両等の通行には相当の制約が伴うと把握をいたしております。かねてから、地域住民の皆様方から防災道路の整備についてご要望をいただいております。現在の道路を利用した拡幅整備も検討させていただきましたが、平面的にも高さ的にも制約が大きいことを説明させていただいておりますが、なお地元の方々より国から払い下げを受けた土地を活用して、新たな道路整備等のご提案もいただいております。これらにつきましては、今年度現地の調査を行い、計画ルート等の検討を行ってまいりたいと考えております。

また、払い下げを受けた土地は、かなり広大なものとなっておりますので、市道整備の全体計画の中で区域内に所在する道路の緊急度の高いものから優先的に取り組む等の対応もしてまいりたいと考えております。

次に、市道新駅上の原線の側溝整備についてお答えいたします。

現在の波形鉄板側溝につきましては、昭和50年代前半の鉄鋼不況の際、市内鉄鋼業界の方々の事業活動への支援策を目的に、ふたのなかった側溝に鉄ぶたをかけたのが始まりでございますが、設置後既に20年以上経過し、鉄ぶたの損傷が著しい箇所が多くなってきており、市民の皆様のご要望も高まってきております。

危険箇所の改修を順次計画的にこれまでも行わせていただいたところであります。安全性を高めるためには、鉄ぶただけではなく側溝本体も含めた改良が必要な箇所なども多く、市民の

皆様方から同様のご要望が数多く寄せられておりますため、引き続き危険箇所を優先させる形で計画的に改修を進めてまいりたいと考えております。

また、降雨時に道路面を雨水が川のように流れているというような苦情もいただいております。現地は、極めて道路勾配がきつく、側溝に雨水等が流入しにくい構造となっておりますので、路面排水対策工法等についてもあわせて検討させていただきたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしくお願いいいたします。

副議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。

三浦産業部長（三浦一泰君） J R Aに関しまして私から、7月の時点での協議内容ということにつきましてお答えを申し上げます。

建設予定地周辺の交通対策の基本的な考え方につきまして説明があったものと記憶しているところでございますが、このことにつきましては先ほどの市長の答弁にもございましたように、今後警察の指導内容を踏まえ、本格的な協議が行われるものにとらえておるところでございます。

以上でございます。

副議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） それでは、私の方から平和教育の学校教育の中での取り組みについてお答えします。

平和教育については、学校教育のあらゆる場面に応じて指導しているところでございますけれども、議員お話しの広島・長崎の原爆投下については、小学校高学年、中学校の社会科の時間を中心に教材として取り上げて指導しております。

教育委員会としましても、今後とも平和教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

副議長（志賀直哉君） 中川邦彦君。

17番（中川邦彦君） 市長から、場外馬券売り場の問題で何とかしなければならないという、仲卸市場の活性化の一環としてやっているんだということなんですけれども、私はいろいろ伺ったり、直接仲卸の方とか J R A の担当の方なんか聞いてみたんですけども、 J R A では一度だって活性化なるんだと、 J R A の場外馬券売り場ができて仲卸が活性化するという言い方はしていないというんですよ。

場外馬券売り場に来て、本当に地元にお金が落ちて地元が潤うのかということで、前に私も

議会で取り上げたときに、議員団で全部で5カ所の場外馬券売り場を調査してきたんですけれども、どこ一つとっても近辺のまちが潤うとか、商店がにぎわうとかそういうことはないんですね。立川に行ったときは、立川の駅近辺にA館とB館があって、北側には車券場があったり、直接そういうものがあるんですけれども、立川の駅前のウインズでは逆にその商店街が駅から歩いてくる、ウインズに行くところの商店街なんですけれども、土曜・日曜に逆に地元のお客さんは買いに来ないんだと。それから、車の規制があって、車が入れない、買い物ができなくなるので、逆に商店そのものがシャッターを閉めざるを得ないんだと、そういうところもあるんですね。

それで、私は6月の小野議員の質問のときに、教育問題とか産業の問題でいろいろ質問したときにも、やはり直接訪ねて行って調査するという、そういうことを前にも求めているんですけれども、実際そういうことはなくて、協議会や教育委員会などでは子供たちに与える影響ということで質問したときに、電話とか、それからその項目によって調査したんだとか、そういうことでとどまっているんですよ。それで、私らも国会を通じて子供たちに影響がないのかどうかということで調べた結果も、やはり直接子供たちが、未成年の方がJRAの売り場に行って券を買うとか、なおさら塩竈の場合は50数カ所が自動券売機になるということですよ。そうすると、対面での販売でなくて、我々が自動販売機でジュースを買ったりするのと同じように、お金を入れれば買えるというような状況に変わるんですね。そうすると、心配される一面も出てくると、そういうことになるんだと思います。

それで、駐車場の問題で、県会議員の横田議員が県議会の一般質問で行った点なんですけれども、塩竈がどうも魚市場と漁港背後地の方に駐車場として考えているようだということに、私らがJRAに直接行ったときに出された資料で、初めて漁港背後地に「P」というマークと魚市場の駐車場に「P」というマークが入っていたんですよ。それで、それをただしたらば、場外馬券売り場から海側に面して駐車場として考えているんだということがJRAの答えだったんですよ。

そのように、私らが直接行ったりそういう資料を求めてきている中で明らかになった点なんです。ですから、県会議員の横田さんの質問のときに、ぜひ県議会で取り上げてほしいんだと、どうなっているのかということは何だったんですが、そのときは二つの問題があったんです。一つは駐車場の問題で、先ほども言いましたように県有地は貸さないんだと。それからもう一点は、交通対策なんです。交通渋滞をどう見るかということで、県警の方では今まで提

出されたJRAの資料ではだめだと。改めて新しい計画書を提出しなさいと、そういう指導を受けているんですよ。

それで、私ら方で県警の方との話し合いをどのようにされたのかを聞こうと思っているいろいろされたんですが、その後県警ではまだ話し合いはされていないんだということで、9月22日に中央競馬会に直接、担当の課長に高橋ちづ子事務所の方から連絡していただいて、状況がわかってきたということなんですよ。

それで、今ここで話されている中で、重要なことを一つ言っているんですよ。私は、ただ書いた自分の原稿を読んでいたわけですけども、その中で駐車場を確保していくのに苦慮しているんだと、それから駐車場確保が場外馬券売り場の近辺から広範囲に検討されていると。というのは、そこで出されていた件なんですけれども、県警との話し合いの中で……、もう一度繰り返しますが、国道45号線の渋滞対策、それからこの渋滞対策というのでは、国道45号線を片側2車線に拡幅するぐらいのことでないと渋滞は解消されないんだということだったんですよ。それで、私は、それを簡単に述べたんですけども。

それからもう一点は、先ほど言いましたように、駐車場問題が重要なんだと、そういうふうに県警からも言われているんだと。それで担当の課長が、先ほど私が言いましたように、今その点では苦慮しているんだと。ですから、駐車場問題と交通渋滞というのは、何も前の6月議会の小野さんの質問で、藤倉川に行くところに土木課との話し合いで通行の看板を立てるとかそういう問題ではなくて、45号線から西側ですね、新浜町以外を含めても、塩竈市全体が渋滞と、それから駐車場としての新たな確保を求めていると。それには、先ほども言いましたように、苦慮している問題の中で駐車場からどういうふうに、来場者を輸送するかというところに来ているんですよ。というのは、先ほども言いましたように、新浜町だけの問題ではなくて、市内全体に一定の空地があるところについて駐車場を求めていくという、そこからどういうふうに輸送手段をとるかというところまで広がってきているんだということなんですね。

ですから、もう一度どういうふうにされているのか、ただ私らが傍観するのではなくて、市長自身が先ほども言いましたように……、市長さんはこういうことを言っているんですよ。まちづくりの主役は市民であると、それは先ほど、前の方の質問で市長は答えているんですけども、やはりまちづくりの主役は市民なんですね。ギャンブルに頼るのが本当にまちづくりなのか、そうではなくて今までに、今度の9月議会でもまちづくりについてさまざまな意見で議論されております。私も、いろいろな角度から自分なりに検討して、場外馬券売り場というの

やはり大きな課題であるし、8年越しにもなるわけですから、これで本当に塩竈のまちが潤うのかどうか。それから、私らもまちに出て署名をしたりなんかしているんですけども、よく出されたりするのは、塩竈が潤うからいいんじゃないかということがよく言われるんですよ。それで、あなたたち本当にそう思うのかと。塩竈に入るのは、建物の固定資産税だけで、あとは何かあるかという、環境整備費として年間2,000万円から2,500万円、これはJRAの担当者が直接言っているわけですから、それが入るんですと。それで、その環境整備費がどうなんだということは、塩竈市が事業計画を立てて、その事業計画を立てた中に2,500万円という交付金があるんだと。だから、その使える範囲というのは場外馬券売り場から2キロの圏内であるし、そして塩竈市がそのために市民の税金を投入すると。投入しなければ事業計画は立たないわけですから、そのためにたった2,500万円から3,000万円の金が入ると、そういうことでの考えにしかないんだということだと思えます。

ただ、よく大郷とか大和町の車券場とか、それから三本木とかそれから川崎町とかありますけれども、そういうところは地方競馬とかポートとかは、売り上げの0.8%から1%はその自治体に交付されます。ただ、中央競馬会だけは、先ほども言いましたように、国の事業ですので国に全部税金が入るんだと。だから、その違いがやはりあるわけですから、塩竈が潤うどころか、皆さんの税金を投入しなければ使えないお金なんだということなんです。

それで、私らも山梨県の石和町に、今は笛吹市ですが、行ったときに現地を見ました。ぶざまですよ。2キロまでは道路が広いんですよ。2キロ過ぎた途端に狭くなるんです。そういうふうにはしか使えないところが実態なんだということですよ。ですからいかに塩竈のまちが発展するどころか、持ち出しになるんだということも考えていただきたいというふうに思います。

それから、私、ちょっと国の事業という言い方をしたんですが、これは農水省が許可している一つの団体ですね。「国の事業」と言いましたが、それは失礼して訂正しておきます。

それから、地震のことで伺いますが、私らは直接中越地震に、災害があってから1カ月後に入ったときに、一番先に言われたのは若い妊婦さんから言われたんですけども、自分がどこで赤ちゃんを産んだらいいんだと、どこで子供を育てていったらいいんだということを言われました。そのときは、避難所に生活しているんですね、小千谷の総合体育館のああいう大きなところにござとかなんかを敷いて寝ているわけですから。その方が、12月末から1月にかけてお産するんだということで、私らが行ったときが11月ですから、自分がどうしていったらいいのかわからないんだと。自分の実家に来ただけけれども、実家も全壊に近かったんですが、そ

こにも行けないと。旦那さんの実家は地元でなくて東京とかと言っていました、そういうところなんで、なかなか行くところがないんだと。そういうことがありました。

それで、私らが7月に行ったときに、その家を探してみたんですが、取り壊してないんですね。その後どうなったのか、訪ねていきかけたんですけども、そこは取り壊して、何回かぐるぐる車で回ったんですが、見れなかったんですけども、そういうふうに今でも仮設住宅で生活している人もいますから、そういうところに今、市長さんが報告されましたけれども、一つずつ実態に即して検討していくということも必要だというふうに思われます。

総務省の方から平成19年度の予算の概要というものが出されていたんです。そこで一番言っていることは、平成19年度の総務省の重点施策ということで、18年8月に出されたものなんですけれども、国民の安心と安全の確保ということで、地震とか津波等の災害対策、それから住民の迅速な避難を促す全国的な瞬時に警報システムの整備を進めるとか、それから大規模災害に対しては災害現場における消防と医療の適切な役割分担など、大規模な災害発生時の緊急体制の整備を検討していく必要があるんだと。

それから、防災上の重要な公共施設等の耐震化、そういうものも強力に促進していきたいというのが、今度の19年度の予算編成の重点施策の中にあるように、先ほど私も市長さんからの答弁で、ああこういう点もあるんだなというふうにいるわかってきましたので、国にもきちっと働きかけながら、こういう施策もあるんだということも、私、紹介しようと思ったんですが、市長さんの方からいろいろ出ましたので、ぜひこういうこともあるので検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、最後になるんですが、地域問題なんですけれども、ぜひ北浜の高台の問題で、きょうも雨で香取議員の方から北浜の方でどうもがけが崩れているようなところがあるんだということも出されていますが、やはり塩竈というのは平地もあれば高台もある。だけれども、高台の方が圧倒的に多いわけですから、そういうところの対策というものが早急に急がれる必要があるのではないかと思いますので、ぜひとも、今年度から計画を進めていきたいということも話されましたので、ぜひ地元の方が安心して生活できるような環境づくりに配慮していただきたいと思います。

それから、市道塩竈新駅上の原線の問題ですが、去年、おとしになるんですけども、鉄板の上で、この鉄板を敷いている近くのおばあさんなんですけれども、雪の降るときに滑って骨折しているんですよ。それでそういうところも実際ありますし、古いということでもずれてい

たり、それからないところに編み目の鉄板を敷いていたりとか、いろいろな段差があったりしているんですね。それで、私はうんと不思議に思っていたんですけども、よく学校の子供たちが朝下っていくときにみんな、ガードレールがあって、ガードレールのわざわざ鉄板の上を歩くんですよ。車が滑るんですね。私も何回も滑ったりもしているんですが、子供たちは安全のためにガードレールの中に入った方が安全だと思って入るわけですよ。結局、ガードレールが自分をカバーしてくれると思って、その鉄板の上を歩く、そういうことで滑りやすくなっているというのが実態なので、これは確かに土木の方の方にいろいろ聞いたりもしたんですが、現場でコンクリートを打って、既製のふたでは合わないんだとかいろいろあるようですけども、根本的なところで改修しなければならないというふうに思うんですよ。

それで、できればお金のかかることだと思うんですが、一つずつでも解決するために努力していただければというふうに思いますので、けがをしたり、何か事故が起きてからばかりではなくて、何とかそういう温かい手を差し伸べる意味でもぜひやっていただきたいと思いますので、私の質問したことについて答えがあればお願いしたいと思います。

副議長（志賀直哉君） 加藤助役。

助役（加藤慶教君） 私の方から、場外馬券売り場の関係についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、このウインズの問題でありますけれども、これは何度もこの議場で議論させていただいて、またご説明申し上げてきたかと思いますが、JRAの方で活性化につながるということで始めたというか、出た話でなかったかと思います。

これにつきましては、ご案内のとおり仲卸が当時、平成7年、8年ごろの状況をかんがみたときに、どうしてもお客さんが少なくなっているという状況を打開するためにどういう方策をつくったらいいか、練ったらいいかということで、当時、ソフト事業といって、平成8年・9年で県の補助も受けながら活性化対策事業としてソフト事業を始めた。その中の事業のメニューの一つとして集客事業をどういったものがいいかと。その中にこういった施設の誘致はどうなんだろうというのが当時出されて、それについて仲卸の皆さんが全体の中で相当議論なされたはずであります。

そういったことで、皆さんが合意形成をされて、それをウインズの方に何十回となく足を運んで誘致にこぎつけたという経過は、これまでお話をさせていただいた内容であります。先ほど市長の方から、平成12年の9月定例会という問題も出していただきましたが、その前段

に、この議会に請願が出た段階で、議会の皆さんの方から、当時ウインズが設置されているところをつぶさに調査をしるということで、市当局として、当時はアンケート調査あるいは実際に2カ所ぐらい訪問させていただいて聞き取りまでやって、調査をした経過がございました。

それで、当時のその調査票をもって議会の方に報告・説明をし、それを議論していただいた結果として、平成12年の9月定例会の中で、設置に反対する請願が賛成少数で否決をされたという、そういった結果は、当時からその結果を重く受けとめるという形で、当時の市政から今日までずっと引き継いできて、一分のずれもないと私ども感じておるわけでございますので、そういった意味でぜひ状況をご理解いただきたいと思いますし、また駐車場問題につきましては、これについては直接私どもの方に相談があって、あるいは協議にあずかっている部分ではありませんので、交通問題も市道の関係について今後いろいろ協議にあずかるのかどうかわかりませんが、ある一定の考え方については公安委員会の方で一定の考え方を示すと、さっきも答弁させていただいておりますので、そういったことを受けた中でどう、市として対応できるかということについて今後検討していかなくちゃいけないだろうというふうに考えておりますので、ぜひそういった事情、状況については改めてご理解をいただきたいと思います。以上です。

副議長（志賀直哉君） 中川邦彦君。

17番（中川邦彦君） 議長、一言だけ。

やはり、一番は安心して住める、安心して生活できる塩竈をどのようにつくっていくかということになるんだと思うんですよ。

それで、いろいろ前段でどういう取り組みがされてきたのかどうかということもあると思うんですけども、仲卸でまとめたやつも私も見ました。塩竈市で200万円ですか、補助を出してつくったということも読んでみましたが、今仲卸の中でも、何とか自分たちの商いがやれるようにということで努力していることも聞いております。ですが、やはり、本当に塩竈のまちは何なのかということをも改めて、先ほど市民の方から寄せられた意見として塩竈には神社があるんだと、それから市場があるんだと、それから海もあるんだということで見た場合に、場外馬券売り場が本当に合うのかどうか。そうではなくて、まだまだ水揚げは少ないといったって、みんな努力して魚を揚げるためにみんな努力しているわけですから、塩竈を何とかしたいということで努力しているわけで、私も塩竈を何とかしたいと思うからこそ、馬券売り場だけがまちづくりではないというふうに思うんです。

そういうこともありますので、ぜひともこれからも検討していただければというふうに思いますので、お願いしたいと思います。終わります。

副議長（志賀直哉君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明28日定刻再開したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明28日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもありがとうございました。

午後5時10分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年9月27日

塩竈市議会議長 菊 地 進

塩竈市議会議員 武 田 悦 一

塩竈市議会議員 伊 藤 栄 一

平成18年 9 月28日（木曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 4 日目）第16号

議事日程 第4号

平成18年9月28日(木曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我三三君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	棟形均君	産業部長	三浦一泰君
建設部長	内形繁夫君	総務部政策調整監	小山田幸雄君

総務部次長兼行財政改革 推進専門監兼政策課長	田 中 たえ子 君	総務部次長 兼危機管理監	大 浦 満 君
市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君	健康福祉部次長 兼保険年金課長	木 下 彰 君
産業部次長 兼商工観光課長	荒 川 和 浩 君	建設部次長 兼都市計画課長	茂 庭 秀 久 君
総務部 総務課長	郷 古 正 夫 君	総務部 財政課長	菅 原 靖 彦 君
健康福祉部 社会福祉事務所長	会 澤 ゆりみ 君	健康福祉部 介護福祉課長	高 橋 敏 也 君
総務部総務課 総務係主査	大 山 貴 之 君	市立病院長	伊 藤 喜 和 君
市立病院事務部長	佐 藤 雄 一 君	市立病院事務部 次長兼業務課長	伊 藤 喜 昭 君
水道部長	佐々木 栄 一 君	水道部次長	大和田 功 次 君
水道部総務課長 兼経営企画室長	尾 形 則 雄 君	教育委員会教育長	小 倉 和 憲 君
教育委員会 教育部長	伊 賀 光 男 君	教育委員会 教育部次長 兼生涯学習センター館長	渡 辺 誠一郎 君
選挙管理委員会 事務局長	星 清 輝 君	監査委員	高 橋 洋 一 君
監査事務局長	丹 野 文 雄 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間 明 君	事務局次長兼 議事調査係長	安 藤 英 治 君
議事調査係主査	戸 枝 幹 雄 君	議事調査係主査	斉 藤 隆 君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） ただいまから 9 月定例会 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 4 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、5 番志子田吉晃君、6 番鈴木昭一君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（菊地 進君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。23 番伊藤博章君。（拍手）

23 番（伊藤博章君）（登壇） まず初めに、昨日の雨によりまして被害を受けられた皆様に私の会派からも、塩釜ネットワーククラブとしてもお見舞いを申し上げますとともに、聞くところによれば時間雨量 30 ミリを超える時間帯もあったということで、これまでご当局が進めてこられた水害対策、一定程度の成果を上げられたのかなと思いますが、より一層、水害に強いまちづくりを目指して頑張っていたきたいということを申し上げまして、通告に従いまして塩釜ネットワーククラブを代表いたしまして質問を行いたいと思います。

さて、私は、小さな市役所で大きなサービスを提供する行政組織を実現すべきと考えております。

自主自立という地方分権の基本理念を実現するためには、組織の効率を上げ、財源の多様性を確保し投資の有効性を高めるために、住民の行政評価を事業運営に反映させる住民満足度の高い住民総参加の市役所を目指すべきという私の基本姿勢を明確にした上で質問に入ります。

1 番目は、医療保険制度改革及び宮城県第 5 次地域保健医療計画の見直しについてお尋ねをいたします。

本年成立した医療保険制度改革は、急速な高齢化に伴う老人医療費の増加などにより、各保険者の医療保険財政が厳しい状況にあり、厚生労働省は現行制度のままでは平成 37 年度には国民医療費が現在の約 2 倍、65 兆円、医療給付費も現在の 2 倍の 56 兆円に達すると推計をして、

この制度を維持可能なものにするために第二弾として改正をされたものです。

前回、平成14年の医療保険制度改革も、医療保険制度の安定的な運営を図ることを目的として保険料の総報酬制の導入、老人保健制度の適用対象者の70歳以上から75歳以上への引き上げ、非被用者保険における本人負担率の2割から3割への引き上げなどにより、給付と負担の見直しの措置が講じられた比較的大幅な制度改定でしたが、当面の財政対策であったと私は推察しておりました。それは、平成14年、健康保険法等の一部を改正する法律の附則に、保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系のあり方、新しい高齢者医療制度の創設、診療報酬体系の見直しの3点についての基本方針を平成14年度中に策定することが明記されていたので、改定の時点で既に次回の制度改革が想定されていたと見えたからです。

内閣は、平成14年、改正法附則第2条第2項に基づき、健康保険法等の一部を改正する法律の基本方針を平成15年3月28日に閣議決定を行いました。内容は、皆様もご存じのように、一つ目として非被用者保険、国民健康保険における都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合の推進、2、後期高齢者（75歳以上）及び前期高齢者（65歳以上75歳未満）のそれぞれの特性に応じた新たな高齢者医療制度の創設、3、医療技術の適正な評価、医療機関のコストや機能等を適切に反映した総合的な評価、患者の視点の重視等の視点に立った診療報酬体系の見直しの3点の改革の方向が示されました。

これに基づいて、平成20年度に向けて医療保険制度体系に関する改革の実現を目指すこととされました。このことは、本市の国民健康保険税引き上げの際にご当局から説明があったと記憶しております。

厚生労働省社会保障審議会医療保険部会は、平成15年7月から平成17年7月にかけて医療保険の再編・統合、高齢者医療制度、医療費適正化、保険給付のあり方等について検討を重ねました。それを受けて、厚生労働省は平成17年10月19日、医療制度改革試案、一般的には厚労省試案と言われているものを発表しました。この厚労省試案をたたき台にして政府与党内で急ピッチの議論が進められ、同年12月1日、政府・与党合意により医療制度改革大綱が策定され、これをもとにした健康保険法等の一部を改正する法律案が平成18年2月10日、国会に提出され、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案とともに本年6月21日に可決・成立をいたしました。

先月8月31日の民生常任委員協議会で、健康保険法等の一部を改正する法律、以下便宜上「改正法」と呼びますが、についての説明がありましたので、その資料も参考にしながら本案

のポイントを整理しますと、1、高齢者の患者負担の引き上げが行われます。高齢者の受診費自己負担を2段階で強化することとしていて、第1段階では平成18年10月から70歳以上の現役並み所得者、課税所得145万円以上で、改正法で所得基準が見直され、ひとり世帯、現行484万円が383万円に、また2人世帯以上では現行621万円が520万円に引き下げられます、の受診時自己負担割合を現行2割から3割に引き上げます。第2段階では、平成20年4月から70歳以上75歳未満の現役並み所得者を除く方の受診時自己負担を、現行1割から2割に引き上げます。低所得者については、自己負担限度額を据え置く措置を講じるとあります。

2番目として、療養病床に入院する高齢者の食費、居住費負担の引き上げが行われます。平成18年10月から70歳以上、新たな高齢者医療制度を導入する平成20年4月以降は65歳以上の療養病床への入院患者について、調理コスト・居住費・光熱水費相当額の給付を除外した入院時生活療養費を支給することとして、食費・居住費を自己負担化する。これは、平成17年の介護保険法改正により施設入所時の食費、居住費が自己負担化されたこととの均衡を図ることが念頭にあると考えられます。さきに触れた政府・与党合意による医療制度改革大綱で低所得者に配慮することとされた点については、厚生労働省令で別途定められますが、現時点では介護保険と同水準となることが想定されています。

3、高額療養費の自己負担限度額の引き上げが行われます。政府・与党合意により、医療制度改革大綱で高額療養費の自己負担限度額について、低所得者に配慮しつつ、賞与を含む総報酬額に見合った水準となるよう、引き上げを行うこととされましたので、これを受けて政令が改正され、平成18年10月から引き上げが行われます。

4番目は、特定療養費が廃止をされます。

5番目は、少子化対策として、平成18年10月から出産育児一時金が現行30万円から35万円に引き上げになります。

また、平成20年4月からは乳幼児の自己負担軽減措置、3割負担を2割負担に軽減する対象を、3歳未満から義務教育就学前に拡大になります。さらに、平成14年改正法附則に、診療報酬の体系の見直しが盛り込まれましたし、改正法の大きな柱として医療費の適正化が述べられていますので、基本的に2年に一度、厚生労働省告示に基づいて行われて改正されてきている平成18年度4月の診療報酬の改定の中身についてですが、全体で3.16%、本体が1.36%、薬価等が1.8%の削減となり、これにより本市市立病院の影響額は約9,000万円の減収と予測をされております。

6番目、平成20年4月から後期高齢者医療制度が新たに創設されます。これは、都道府県の区域ごとにそれぞれの区域ですべて市町村が加入する広域連合により運営されます。費用負担は、受診時自己負担を除き、公費が現行の老人保健制度と同じ国が約12分の4、都道府県、市町村がそれぞれ約12分の1という内訳で、残りは75歳未満の方が加入する各保険から後期高齢者交付金として約4割、そして残り約1割が後期高齢者の負担する保険料となります。

今月、厚生労働省は、保険料の大枠を固めました。平均的な所得がある高齢者1人当たりの保険料を月額6,200円とするのが標準的なモデルで、低所得者の保険料は3段階で軽減する。最も負担が軽い人で900円に抑える例も示しました。高齢者の負担の分かち合いの具体例を示し、制度の円滑な導入を進めるのがねらいのようですが、しかし現段階で確定しているのは平成20年と21年度のみで、改正法の中身からすると2年ごとに後期高齢者の増加等を勘案した一定の算式により後期高齢者交付金を見直すことあり、具体的には高齢化が進むと後期高齢者交付金の額が減少する仕組みとなっており、公費負担割合は改正法で一定と定まっていることから、そのはね返り分は後期高齢者の保険料で負担することとなる可能性が高く、高齢者の負担の分かち合いとはいえ、相当の負担増が予測されるところであります。

7番目に、平成20年度から退職者医療制度が廃止になり、前期高齢者の医療費にかかわる財政調整制度が導入になります。

このような医療保険制度の改革により、厚生労働省は平成37年度の医療給付費を制度改定を行わないで推移した場合の56兆円と比較して、改革により8兆円削減して48兆円にすることができると推測しているようです。

これまで説明申し上げました医療保険制度の改革は、従来の医療費抑制策の延長線上の手法、すなわち自己負担の一層の強化と周辺部分の見直しにとどまっております。また、平成14年度改正法附則で、医療にかかわる給付の割合は、将来にわたり100分の70を維持することが明記されていることから、今後とり得る手法は限られているという指摘もあります。

改正法の目的である患者の自己負担の強化は、不必要な受診や過剰診療を抑制し、短期的には医療費抑制のために有効な施策と理解されますが、厚生労働省科学研究費補助金政策科学推進研究事業医療費の自己負担増による高血圧症患者と糖尿病患者の受診行動の変化、平成13年度から15年度総合研究報告書では、医療費の自己負担増は高血圧症や糖尿病などの慢性疾患の受診を抑制すると、結果としてより多くの医療費が必要となり社会のコストが増大する可能性があるという指摘をしております。

私は、このたびの一般質問の限られた時間の中で、あえて時間を割き医療保険制度の改革内容について説明を申し上げましたのは、社会保障の問題について市民の皆さんの関心が高いと認識しているからであり、この医療保険制度の改革が相当傷みを伴う内容であると感じたからです。

また、宮城県第5次地域保健医療計画は、保健医療システムの目指すべき目標と、基本的方向を明らかにするものであるとともに、関係者、関係団体等の役割分担や連携のあり方の指針としての性格も有しています。少なくとも、5年ごとに見直しを加え、目標年次を平成22年度とします。医療制度改革など政策の転換等を認識し、「みやぎの福祉・夢プラン」を踏まえ、安心して生活できる地域社会、みんなで支え合う地域社会、自分らしい生活ができる地域社会として課題を整理し、課題の解決のために保健・医療・福祉だけでなく社会資本整備や経済活動などすべての分野に健康の視点を導入すること等を含むヘルスプロモーションの考え方をもとに、地域の中であらゆる分野に健康という視点を中心とする体制づくりを構築することにより、本県の保健・医療・福祉をめぐる課題に対応していこうとするものであります、と定義しております。

現在、5年目の見直し作業が進められていると思います。私は、この宮城県第5次地域保健医療計画は、医療法などを根拠としていますし、医療保険制度の改革とは大変関係の深い計画だと認識しています。

この医療圏計画で唯一の公立病院を抱える市長として、現在の医療保険制度の改革の方向性や宮城県第5次地域保健医療計画の見直しをどのように認識し、具体的にどのように取り組まれようとしているのかお尋ねをいたします。

2番目として、障害者自立支援法施行並びに改正児童福祉法について伺います。

障害者福祉サービスは、平成15年に地方自治体によってサービスの給付の枠が決定される措置制度から、障害者みずからがサービスを選択する支援費制度へと制度改革が行われました。支援費制度施行後、サービス利用者は急増し公費の予算不足が発生しました。そのため、厚生労働省は、平成16年10月に今後の障害者福祉施策についてという改革のグランドデザイン案を示しました。その基本的な視点は、障害者保健福祉施策の総合化、保健中心から障害者のニーズと適正に応じた自立支援型システムへの転換、制度の維持可能性の確保などとなっております。この改革のグランドデザイン案を具体化したのが、障害者自立支援法であることは皆様もご存じかと思えます。

平成18年4月に一部施行された障害者自立支援法では、支援費制度の課題を踏まえ次のような新たな取り組みが導入されました。

1、身体・知的・精神という障害種別にかかわらず制度体系を一元化するとともに、障害者福祉サービスの実施主体を市町村に統一する。

2、施設と在宅のサービス体系を見直し、介護給付と訓練等給付、及び地域生活支援事業に新たなサービス体系し、総合的な自立支援システムの構築を図る。また、就労支援のための事業や重度障害者を対象としたサービスを創設する。

3、今述べました就労支援のための事業を進めるとともに、雇用施策との連携を強化して、就労支援の抜本的強化を図る。

4、支援費制度では、サービスごとの審査基準や段階区分が一定程度設けられておりましたが、支援の必要度に関する客観的な尺度、障害程度区分を導入し、支給決定の透明化、明確化を目指す。また、相談支援事業を制度化する。

5、安定的な財源確保を図るため、国の費用負担を強化して、平成18年4月実施として自立支援給付費の義務的経費化による国が費用の2分の1を負担するとともに、利用者はサービス利用時に一定の自己負担をする。このほか、サービスの必要量を的確に見込み、計画的な整備や人材養成を行うため、8月の民生常任委員協議会で説明のあった、3年を1期とする障害福祉計画を策定することが市町村及び都道府県に義務づけられました。

また、先ほど新サービス体系の中の、同じく民生協議会でも説明のあった、平成18年10月実施となる地域生活支援事業は協議会資料にもあるように、相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付、貸与、移動支援ということで、国が50%、地方が50%の裁量的補助がある地域活動支援センター及び福祉ホームの定額料金での提供などの事業を地域の実情に応じて市町村が実施主体となるものです。

今も述べましたが、地域生活支援事業は裁量的経費とされるため、市町村の財政事情にサービスが左右されますので、支援費制度のもとで課題であった地方自治体間のサービス格差が、残念ながら是正されず、さらに拡大するのではないかと指摘されています。特に、知的障害者・障害児の移動介護は、支援費制度後利用が伸びニーズが高いと言われております。さらに、重度訪問介護、重度の肢体不自由者で常時介護を要する方、及び行動援護、自己判断能力が制限されている方の危険等を回避するための援護が義務的経費であるホームヘルプサービスに導入されるものの、支給決定条件やサービス提供者の資格要件は、移動介護と比べ厳しいと

いう指摘もあります。

また、小規模作業所は、法定施設の待機者の受け皿として、法定外でありながら就労、日中活動の場を地域の中で提供してきた施設ですが、しかしさきの民生協議会で説明のあったシロアリ被害により解体新築せざるを得なくなった藻塩の里や杏友園などは、地域活動支援事業の地域活動支援センターを移行先と考えているため、裁量的経費のもとで安定した事業運営をどうするのかや、藻塩の里の建てかえのあり方も障害者自立支援法の趣旨を十分に踏まえた事業計画を前提とした建てかえであるべきではないかと考えているところでございます。

このように、障害者自立支援法の施行により市町村の役割が一層重要になってくるわけですが、財政的に厳しい中、障害者及び障害児の切なる要望を実現するための裁量的経費をどのように捻出し、法の目的である保護中心から障害者のニーズと適性に応じた自立支援方システムをどのように構築されるのか、まず基本的なことをお尋ねいたします。

また、障害者自立支援法は、冒頭申し上げたように、四つの障害別福祉を身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神障害者福祉法、児童福祉法の福祉サービス部分が一つの法律の下で提供されることになりましたので、児童福祉法に關係する自立支援サービスについて、障害児を持つ父母から要望のありました点についてあわせて伺います。

一つ目は、養護学校の夏休みなどの際、デイサービスのような療育支援の充実を求める父母の切実な要望があります。障害者自立支援法の大きな目的である就労支援の理念を考え、養護学校の長期の休み期間に障害児を日中預かりながら、塩竈市障害福祉アンケートでも利用希望サービスの回答が多かったIT講習なども組み入れた療育支援をご検討いただけないかお尋ねいたします。

二つ目は、10月から市町村事業となる日中一時支援事業への対応と学童保育事業への支援について伺います。

これまで、宮城県が障害児・者レスパイトサービス支援事業を事業主体として行ってまいりましたが、今月の20日前後に宮城県保健福祉部障害福祉課長名で、来月からの障害者自立支援法の施行に伴い、県事業を廃止し、日中一時支援事業に統合する旨の通知が要綱規定並びに契約書規定例つきで障害福祉担当課長あて届けられていると思います。余りの期間の短さに驚くばかりですが、現場は大変な状況になっているのではないのでしょうか。

施行を目前にして障害者自立支援法の具体的な中身が見えてきたために、児童デイサービス事業をしている事業所は経営計画の見直しに迫られているそうです。支援費制度の中で未就学

の通園施設が特例で児童デイサービスとして学童保育を行っていましたが、障害者自立支援法により児童デイサービスの見直しとその報酬単価が見直され、これまで午前、母子支援として10人前後、学童保育として10人前後、1日に行った場合、定員10人以下の単価基準だったのが、見直しにより1日当たりの平均利用者人員のとらえ方が事業所全体で算定することになり、大変な減収となる事業所があります。残念ながら、学童保育の受け入れ人員を減らす選択をせざるを得ない状況も出ております。国は、特例である学童保育を平成21年の障害者自立支援法と介護保険の統合時期に児童デイサービスから外す計画ですので、今回の措置も国としては当然なのかもしれませんが、学童の障害児を持つ父母にとっては大変な不安を抱かざるを得ないと、私のところに相談が持ち込まれています。

そこで、先ほどの日中一時支援事業をサービスメニューに加えることになるのですが、報酬単価が平均1,480円と、児童デイサービスの報酬単価と比べると約6,000円も安くなってしまいます。児童デイサービスで、7,540円の報酬単価でも障害者自立支援法により1割負担ですから750円の自己負担で済みますが、この約6,000円を学童障害児の父母に転嫁するのでは負担が大きくてとても無理な話です。

市長、財政的に厳しいことは十分承知をしておりますが、新たな裁量的補助メニューが新制度により発生してしまいました。平成21年までの暫定措置になると思いますが、人数としては少ない障害児ですが、行政からの支援を必要としています。広域的な立場で早急に検討をしていただきたいのですが、ご見解をお尋ねいたします。

3番目として、男女共同参画の取り組みについてお尋ねいたします。

男女共同参画については、国の男女共同参画基本計画に基づきその実現に向けて地方自治体は基本行動計画や条例といった形で努力しております。宮城県は、平成13年に推進条例を制定しました。県内の市町村では、仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、大和町、富谷町が男女共同参画に関する条例を既に制定しています。

本市では、現長期総合計画において、本市の将来像として掲げられたリーディングプロジェクトの男女共生プロジェクトを総合的かつ計画的に推進する個別計画としてしおがま男女平等・共同参画基本計画を平成15年から22年までの8カ年計画として進めているところでございます。しかし、社会のあらゆる分野について、社会的につくられた性別の意識、または性別による固定的な役割分担に起因すると考えられる課題が多く残され、一層の努力が必要との認識のもと、その実現のために行政のみならず、市民、事業者、教育関係者が一体となって取り組

むことが必要になったため、総合的計画的な取り組みの指針となる条例制定の取り組みが必要ということで、しおがま男女平等・共同参画基本計画推進委員会において条例制定に向けた積極的な取り組みが行われていることと思います。

私は、これまでの塩竈市の取り組みがどの程度市民に理解されているのかを確認する必要があると考え、このたび私のこの男女共同参画についての市民の意識調査を行いました。この調査には、この9月に1カ月間私のところに議員の仕事を体験するために東北大学経済学部1年の学生が私のスタッフとして来てくれましたので、短い期間でしたが、第4回しおがま男女平等・共同参画基本計画推進委員会の傍聴から始まり、戸別訪問で対面しながらのアンケートを実施いたしました。

訪問件数は多いものの、テーマが難しいなどの理由から断られる件数が多かったのですが、スタッフの努力により100名近い皆様からご協力をいただきました。この場をおかりいただきましてご協力いただきました皆様に感謝申し上げます。

100名ほどでやや信用度は低いかもしれませんが、その結果を申しますと、男女共同参画を知っていますかという質問に対して、知っていると答えたのは40%、聞いたことはあるが余り知らないが20%、聞いたこともないが40%。

次に、塩竈市の男女平等・共同参画基本計画を知っていますかという質問に対して、知っているが10%、聞いたことはあるが余り知らないが36%、聞いたこともないが54%と、現状としてはしおがま男女平等・共同参画基本計画そのものの認知度が低いようです。

また、国や地方自治体が男女不平等を是正しようと努力していることを知っていますかとの質問には、知っているが43%、余り知らないが35%、全く知らないが22%で、国や地方自治体が企画した男女共同参画に関するイベントに参加されたことがありますかという質問には、あると答えたのは6%とまだまだ、いまだはっきりとした成果は出ていないといった結果になりました。

また、周囲で男女不平等を是正する行いを見たことはありますか、またはご自身が男女不平等を是正したことはありますかという質問に対しては、ないと答えた方はともに過半数を超える結果になりました。

さらに、男女不平等だと感じることはありますかという質問には、余りないが35%、全くないが11%と、男女の現状に不満を持っていない人も半数近くいるようです。

このように、しおがま男女平等・共同参画基本計画自体が市民の皆様に浸透していない状況

だと現状を認識したとき、（仮称）塩竈男女共同参画推進条例を制定することで、現在の行動計画のみという状態とどのような違いがあるのか、お尋ねをいたします。

さらに、しおがま男女平等・共同参画基本計画推進委員会の資料で、水産、商工等の自営業における男女共同参画の推進について、水産、商工等の分野における家族経営、自営業において女性が重要な担い手になっているが、経営の意思決定に参加する機会がまだまだ少ないため環境整備に努めますとありますが、これはどのような資料に基づいたご意見なのでしょうか。

例えば、市が円滑に家族経営を進めている企業に、無理やり男女共同参画だと口を出して不利益を与えるというような懸念はないのでしょうか、この点についてもご見解をお伺いしたいと思います。

4番目として、路線バスの廃止問題について伺います。

この問題につきましては、七ヶ浜循環線と七ヶ浜線の本年12月30日をもっての廃止が決定した旨の報道によりまして、本町地区、それから海岸通り地区の商店主の方からお客さんが大変困っているということで存続を求める声がありましたので、質問をしようと思いましたが、けさほどの河北新報によれば、七ヶ浜町と多賀城市、塩竈市は、七ヶ浜循環線について存続の代替案をまとめた。運行を七ヶ浜町に乗り入れている多賀城市民バス、ユーアイバスに一体化、ダイヤや発着地を見直し、12月21日から路線を引き継ぐという報道がありましたので、これについては質疑を割愛させていただきたいと思います。ただ、ご当局のご努力には心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

続きまして、最後になりますが、職員の定数の管理について伺います。

私は、職員定数の管理について最も重要なことは行政事務の見直し、すなわち整理・合理化なしには定員削減をすることは不可能だと考えております。ですから、これまでも申し上げてまいりましたが、行政改革を進めるためには、これまで公務員が行ってきた事務についても、今後も引き続き公務員が行うことが妥当なのか、さらには地方公共団体の事務として存続させるのかまでが問われているんだと認識すべきと考えます。

国は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の法律を平成11年に施行し、本年6月には競争の導入による公共サービスの改革に関する法律を成立させました。

この市場化テスト法34条では、住民基本台帳法等の特例を規定しましたので、民間事業者の参入が可能になり、地方公共団体の窓口業務、住民票の写しの交付などを民間事業者が請け負うことができるようになっております。すなわち、国が定める職員の規制を除いて、行政事務

の民間移譲の枠組みが用意されたこととなります。これを活用して地方公務員の業務を減量することができるかどうかは、地方公共団体の姿勢ということとなります。

平成19年度から21年度には、団塊の世代の大量退職を迎えます。東京地区などで現実となったように、教職員の人材不足などが懸念されるとともに、実務上のノウハウが継承されないのではないかと懸念を持つ自治体もあると聞きます。

本市では、佐藤市長になってから退職者不補充と早期退職勧奨により、何人職員を減らしたということで定員適正化を進めてこられたと見ておりますが、ここにきて来年度は若干名の新規採用があるようです。しかし、平成17年11月・12月とそれぞれ閣議決定された行政改革の重要方針では、特に人員の多い教職員は、給食調理員、用務員などを含む、少子化による児童生徒の減少以上に職員の削減数を確保するとあります。

さて、そこで伺いたいのは、定員適正化計画の策定が義務づけられているようですが、本市の取り組みを簡単にご説明ください。また、総務省により平成16年6月に地方公務員法が改正され、地方公共団体の長は職員の任用などの人事行政の運営状況を毎年公表しなければならないこととされ、同法58条の2ですが、人事行政の公正かつ透明な運営を確保することを目的としているようです。

さらに、小さくて効率的な政府に向けた取り組みの一環として、国・地方の徹底した行政改革や公務員の総人件費改革が求められる中で、地方公務員の給与及び定員管理の状況についても適切に情報開示を図る必要があり、このような観点から給与及び定員管理の状況について、地方公共団体間の比較分析を可能とする公表システムの運用を平成18年3月に開始するとしております。

地方公共団体における職員給与等の公表についての全部改正について、平成17年8月29日付総務事務次官通知に沿って公表することとしているところであると平成18年度地方財政白書で指摘しておりますが、本市の対応はどうなっているのかお尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わります。

ご清聴まことにありがとうございます。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいまは、23番伊藤博章議員から何点かのご質問をいただきました。

順次、ご報告をさせていただきます。

初めに、質問通告に従いまして、医療保険制度改革及び宮城県第5次地域保健医療計画の見直しについて、何点かにわたるご質問をいただきましたが、この内容につきましてはこの制度改革についての市長としての所感ということであったかと思しますので、そういった内容に沿ってご答弁を申し上げさせていただきます。

このたびの医療制度改革の背景といたしましては、高齢化が年々進み、医療費に占める老人医療費の割合が高まることへの懸念があり、そういった中であって将来にわたり安全で質の高い医療を受けられるようにするために、国民の健康づくりを初め医療と保険の制度の見直しを図ったものと受けとめております。

厚生労働省は、一つは医療費負担についての世代間の公平化、二つ目には医療費の適正化の推進、三つ目といたしまして持続可能な医療制度の確立の三つの基本的な考えのもとに医療法や健康保険法の改正を提案し、さきの国会で可決成立をいたしております。

改革の具体的な特徴であります。例えば運動や食生活による健康増進、あるいはメタボリック症候群の概念を導入した予防運動の展開、さらには都道府県ごとに異なる診療報酬の設定が可能となる制度、さらには医師不足問題に対処するための都道府県医療対策協議会の設置、そして後期高齢者医療制度の創設や、都道府県単位での保険者の再編統合などにあるかと思っております。

我々は、市民の皆様方に安定的、安心な地域医療の水準が提供できるようにする体制づくりが何よりも肝要であります。こうした解決策が医療をめぐる課題の解決になることを期待をいたしているところでありますが、一方におきましては、例えば高齢者等の負担増となっていくことなどを懸念するところであります。

次に、宮城県地域保健医療計画の見直しについてでございます。

平成15年に策定されました現行の第4次宮城県地域保健医療計画におきましては、塩釜地区二市三町は、単独の二次医療圏として位置づけられ、保健医療の推進のほか救急医療体制でありますとか大規模災害時の医療救護体制の整備に取り組んでまいりました。

県におきましては、第5次計画の平成20年度策定に向けて本年度は基礎調査を行うとお伺いをいたしております。本市といたしましては、計画の基本理念でございます健康なまちづくりを推進する立場から、圏域内での保健・医療・福祉の連携を基本とした取り決めを行いながら、地域に根差した健康づくりを推進する方策として、医療機関の連携による救急医療の整備でありますとか、医師不足や医療関係の経営問題といった共通する課題への対処を期待いたし

ているところであります。

一方におきましては、先ほど申し上げました国の医療制度改革におきまして、県単位での診療報酬の設定をも視野に入れた医療費の適正化計画の策定でありますとか、後期高齢者医療保険の広域連合設立といった新たな取り組みが行われることとなりますが、こういったことがくれぐれも地域の方々の負担増とならないようなことを厳しく見つめていかなければならないと思っております。

このような新たな取り組みが、あくまでも所期の目的を適正に達成し、真の地域の医療水準の向上となりますよう、保険者の立場と市立病院として地域医療の中核を担う立場への影響なども含めまして、この計画の策定に積極的にかかわってまいりたいと考えております。

次に、障害者自立支援法並びに改正児童福祉法につきまして、何点かのご質問をいただきました。

障害者自立支援法では、これまでは保護の対象とされておりました障害者が自立していくことを支援することが大きな目標の一つになっています。今回の法律改正により、日常生活の自立はもとより、経済的自立、社会的自立、あるいは障害者の人権擁護、自己決定を支援するためのさまざまな方策が打ち出されております。この目的を達成するためには、福祉部門を初め、保健、医療、雇用、公務等の関係者の連携による総合的な支援が必要であるというふうに判断をいたしております。

本市におきましても、障害者が真の意味で地域で自分らしい生活ができますように、関係部門とネットワークを構築しながら実効性のある取り組みを行ってまいります。

なお、裁量的経費等の問題についてもご質問をいただきました。例えば、二市三町の地域間の格差等が少しでも狭まりますよう、審査業務等につきましては塩釜地区消防事務組合で合同で審査を行う取り組みを行いながら、より実効性が高いものに努めてまいりたいと考えております。

児童福祉法との関係についてご質問をいただきました。

これまで、児童福祉法で規定されておりました児童居宅支援や療育の指導などが障害者自立支援法の中に位置づけられることとなりました。また、本年9月までの障害児の施設入所は措置制度でございましたが、児童福祉法の改正によりまして、10月からは障害児施設においても利用契約制度が導入されることになりました。障害者自立支援法の施行によって児童福祉法の一部改正が行われましたが、児童の人権尊重や健全育成といった児童福祉法の理念は何ら変わ

るものではなく、障害者自立支援法においても引き続き踏襲されるものと理解いたしております。このため、本市といたしましても障害のあるお子様たちが安心して塩竈で暮らし、伸び伸びと成長していただきますよう、現在、策定作業を進めております障害福祉計画の中で障害児の福祉のあり方について十分に適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

そういった中で、児童デイサービスのご質問がございました。現在、ひまわり園で学童も対象として実施をいたしております。

日中、一時支援事業につきましては、地域生活支援事業となりますが、今後弾力的に進めてまいりたいと考えております。

次に、IT講習を組み入れた療育支援とのご質問もいただきました。既に宮城県では、各障害者向けのIT講習会を定期的の実施しております。また、保護者と障害児を対象とした講習会、チャレンジド情報塾という名前と呼んでいるそうでありますが、も開催されておりますので、まずはこういった制度をぜひご活用いただければと考えております。

次に、日中一時支援であります。旧来まで県事業でありましたが、県の方から社会福祉事務所ではなく、引き続き今の仕組みを活用して二市三町共有でというようなお話をいただきました。しかしながら、内容的な問題あるいは経費的な問題等々、今、二市三町で話し合いをさせていただいておりますが、なかなか二市三町としては受け入れがたいような条件等もございません。本市といたしましては、社会福祉事務所でこういう業務をスタートさせていきたいというふうに考えているところであります。

男女共同参画についてのご質問でありました。

取り組み状況であります。このことにつきまして、議員も独自の調査を行っていただいたことに感謝を申し上げます。ただし、ぜひ理解をいただきたいのでありますが、決して不満があるからこういう条例をつくる、こういう制度をスタートさせるということでは、私はないのではないかなと考えております。さらに男女が共同でこの地域で住みやすい、さらに望ましい地域社会を目指して男女共同参画を取り組みをいたしているものというふうな理解をいたしております。申すまでもなく、男女がともにお互いの人権を尊重し、あらゆる分野でそれぞれの個性と能力を発揮する男女共同参画社会の実現は、今後の塩竈のまちづくりを進める上で極めて重要な視点であり、積極的な取り組みが期待されているというふうに認識をいたしております。

議員の方からもお話しいただきました。本市におきましては、平成15年に多くの市民の

方々にご参画をいただき策定をいたしましたしおがま男女平等・共同参画基本計画に基づき、将来にわたって豊かな塩竈を創造していくためには、やはり男女共同参画の実現が不可欠であるとの認識に立ち、さまざまな取り組みを展開させていただいております。

例えばであります、審議会等への女性委員の登用、今現在30%を目指しておりますが、着々とこの目標に近づきつつあるというふうに理解をいたしております。さらには、意識啓発のための講習会、研修会等も開催をさせていただきました。女性団体との連携として、塩竈女性ネットワークも立ち上がっております。こういったことをなお深めながら塩竈市が真に男女共同参画により近づいていくよう、なお努力を重ねてまいりたいと思っております。

そういった中で、産業分野での男女共同参画についてであります。

全国的に女性が参画した地域づくりや女性の新たなビジネスの起業などのまちの活性化に数多くの事例が見受けられます。国におきましては、あらゆる分野での意思決定の場合の女性の参画割合を30%といたしているようではありますが、本市におきましてはまだ達成までの道のりは遠いというふうに判断をいたしております。本市におきましても水産業、水産加工業の製造業、あるいは卸小売業などにおいて女性の担い手として多数参画している状況が見られますが、それぞれの組合等の役員に女性の参画が、残念ながらまだ希薄ではないかと判断いたしております。このような職域に意思決定権を有する女性の方々の参画がなお一層図られればということを期待いたしておりますが、決してこれは強制的というような性格のものではないのではないかなというふうに考えておるところであります。

100円バスにつきましては、先ほど議員の方から新聞記事で大体の内容についてはわかったということでございますので、説明を省略させていただきたいと思っております。

仙台塩釜港の港湾計画の改定については質問がございませんでしたので、飛ばさせていただきます。

定員適正化についてであります。職員定数の管理については、市長就任以来5カ年間で100人削減を目標として取り組んでまいりましたが、3年経過いたしました時点で91名の削減ということで、目標を上回る進捗を見せております。

また、地方分権が進展する中で、今後三位一体改革に引き続き国の歳入歳出一体改革等がさらに進められようとしております。自主自立という、議員の未来像という中でもございましたとおり、私どももまさに各自治体が自主自立の中で地方行政を進めていくことこそがあるべき姿ではないかなというふうに考えております。そのためには、さまざまな行財政改革が必要で

あり、定員適正化計画もその一環ではないかなというふうに考えているところであります。

本市の職員定数の状況は、過年度に実施いたしました定員管理調査におきましても、全国の類似団体と比較いたしまして約90名程度多い実態となっており、当面、この数字の開きを是正していくことが喫緊の課題ではないかなというふうに理解をいたして、なお一層定員の適正化に努力を傾けてまいりたいと考えております。

そういった中で、公表についてのご質問であります。

本市におきましては、これまで昭和56年自治事務次官通知、地方公共団体における職員給与等の公表に基づきまして、毎年11月、広報「しおがま」に給与実態調査及び定員管理調査に基づく状況を掲載し、市民の方々に広く公表いたしているところであります。

さらに、平成16年、地方公務員法が改正され、その第58条の2におきまして、人事行政の運営等の状況の公表が義務づけられましたことを受け、平成17年3月に公表に係る関連条例を制定し、地方公務員法の趣旨に基づき公表していくことを条文上明記し、17年度から既に取り組みを始めたところであります。

公表している内容につきましては、平成17年8月29日付で発出されました地方公共団体における職員給与等の公表についての全部改正についての総務事務次官通知に準拠した様式・項目により、17年11月から職員給与の状況及び定員管理の状況を公表いたしております。その方法といたしましては、本庁等の情報公開コーナーにおきます閲覧、広報「しおがま」11月号への掲載、市ホームページに掲載等で対処いたしております。

また、定員適正化計画の内容につきましても、同様の対応を行っているところでございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（菊地 進君） 23番伊藤博章君。

23番（伊藤博章君） どうもありがとうございました。

また、すみません。通告しておりました仙台塩釜港港湾計画の改定についてをお伺いするのを忘れました。

改めまして、2問目で時間の許す限りお伺いしたいと思うんですが、これにつきましては施政方針の場面で私、1回質問はしているんですが、ただ仙台塩釜港全体でなくていいんで、塩釜港区がどのような港を目指す方向になっていくのか。また、塩釜港区の機能向上の何か具体的な計画等、話が進んでいるのかどうかを教えていただければと思いましたので、その

辺、2回目でお聞かせいただければと思います。

それと、あと1番目の医療保険制度と地域保健医療計画の見直しの部分について、一つお考えいただきたいのは、多分薬剤費なんか、特にそれで市立病院を抱える市長としてのお考えを聞いたわけですが、医療給付費を減らすという取り組みは必要なんだろうから、そうなるくと大変なウエートを占める薬剤費を減らすために、最近ジェネリック医薬品等の活用というものが相当叫ばれておりますが、本市の市立病院としてそういう努力を、どうしても被保険者に負担のかけないということであれば、給付費を減らす努力をどうするのかということもあるだろうから、その辺のお考えを聞きたいということです。

それからもう一点は、先ほど障害者自立支援法と児童福祉法の関係についてお伺いした中で障害児と学童保育のことでございますが、これにつきましては県での船形コロニーの解体施策というものがあって、そこで働いていた方々が今、地域にどんどん戻られたりして、そこでNPO法人なんかで事業者をつくられている例が出てきているようです。そういった方々が今、こういう障害児等の受け皿としてやっているわけですが、今お話しになったひまわり園等は塩竈市でやっている事業ですけれども、先ほどの定員管理ではございませんが、塩竈市が税で人件費を負担しながらやっていくのか、それとも私がお話ししたとおり、船形なんかから出てきた方々がNPO法人をつくられてやる方々が今度こういう改定になったんで、正規職員を今まで7名いたのをすべてアルバイトにしたりして対応するというぐらいの気持ちがあるんだそうです。そういうところに支援をする方がいいのか、その辺のところをお考えをいただきたい、その3点お伺いしたいと思います。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 私からは、仙台塩釜港の港湾計画の改定、特に塩釜港についてというご質問にお答えをさせていただきます。

今回の改定は、おおむね10年に1回の改定の期間にたまたま当たっておりまして、そういった中で改定を行うものであります。

内容といたしましては、当然のことではありますが、施設整備計画あるいは土地利用計画等々であります。

今現在、県の方におきましても学識経験者、港湾利用者、行政機関などで構成を予定されております検討委員会を今から立ち上げるという段階でありまして、まだ具体的にどういった施設をどういうふうにしていくかというようなところまでの時期ではない状況であります。

もし、本市がこういった中に参画を認められれば、私といたしましては大変厳しい塩釜港の現状を踏まえまして、今後の施設整備方針等について一定の意見を申し上げながら、塩釜港が改めて活性化が図られますような対応をしてみたいと考えているところであります。

私からは以上でございます。

議長（菊地 進君） 会澤社会福祉事務所長。

社会福祉事務所長（会澤ゆりみ君） 児童デイサービスについてお答えいたします。

児童デイサービスは、この二市三町の中にひまわり園、あと松島町の希望園、これ松島町営ですけれども。それから、先ほど委員がおっしゃったNPO法人が利府の方にございます。

今回、障害者自立支援法改正に伴いまして定員枠がちょっと狭まったような形になりまして、そこからはみ出る方についての、日中一時支援活動にしてはという形で相談を受けております。ただ、今回こういった中で定員が狭まったというのは、自立支援法を施行していく中で、一定程度サービスが基準を守られるかということもございます。また、そういった方たち一生懸命やっていますので、何らかの支援策をしなければとは考えておりますけれども、塩竈市からだけ通っているわけではないので、二市三町それぞれ共同歩調で進もうということで今話し合っておりますので、今後弾力的に検討してみたいと思っております。以上です。

議長（菊地 進君） 佐藤市立病院事務部長。

市立病院事務部長（佐藤雄一君） ジェネリック医薬品の使用につきましてお答え申し上げます。

今の市立病院の体制では、先生方がジェネリック医薬品の使用が可能というふうに判断し、なおかつ患者様がその使用をしたいという希望があれば、その薬が使えるようなシステムづくりになっております。以上でございます。

議長（菊地 進君） 16番曾我ミヨ君。（拍手）

16番（曾我ミヨ君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、通告しております項目に沿って一般質問を行います。

質問の項目が多いので、答弁はできるだけ簡潔にお願いするものであります。

第1点は、男女共同参画の推進であります。前段で質問されて、それに答弁をされておりますので、重複を避ける観点から、最後の具体的な問題や課題についてどう考えているのかについてだけお伺いしたいというふうに思います。

具体的な問題や課題については、長期総合計画の実施計画では塩竈市の男女共同参画について男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、女性の働く環境は整備されつつあると。しかし、依然として労働条件や待遇には性別格差が残っていると。同時に、仕事と家庭を両立させる体制も十分ではありませんと述べられております。そして同時に、男女共同参画に向けた環境づくり、参画支援や意識改革、推進事業が必要と言われております。

それで、恐らくこの今の塩竈市を取り巻く男女共同参画社会を見た場合に、こういったことが課題であるというふうにまとめたのは、それなりのアンケートや実態調査をしてまとめられているものと思います。それで、私は条例を制定すると同時に、もう少し、先ほども言われましたように、そういった取り組みが多くの人にわかるようにするためにもう少し、例えば庁内での実態調査とか、その中でどういう改善を求められているのかとか、市内の事業所でのそういった同じような調査とか考え方に取り組むことによって問題意識とか改善策が進むのではないかと考えておりますので、この点についてどうなのかお伺いしたいというふうに思います。

それから、第2は、藻塩の里についてであります。

藻塩の里について、ことしの当初の予算で、施設の耐震化補強工事の実施をすとなっておりましてけれども、8月に開かれた民生常任委員協議会で、施設はシロアリの被害が予想以上にひどく、耐震補強ができないという報告がされたわけであります。党市議団では、施設が使用できないことについては関係者の方々も心配しているだろうということで、今後のこともありましたので、家族会の皆さんにお会いして意見を伺いました。

緊急避難した保健センターにも行ってまいりましたが、ちょうどそのとき保健センターに行きましたら、保健センターに近いところに民間の建物をお借りすることになって引っ越しの最中でありました。当局及び担当官のご努力で素早い手配をしていただいたことに、この場をかりて改めて感謝を申し上げます。

今回、民間をお借りしたところは、藻塩の里の当面のというか、暫定の施設になるのではないかと考えますけれども、その点ではどうなのか。

そして、今後、今まで使われていた梅の宮の施設にある藻塩の里を全部壊していくんだらうと思いますけれども、その点で恒久策をきちんと見据えていく必要があるのではないかと。その点についてどう考えているのか、恒久策についてお伺いいたします。

3点目は、介護保険事業であります。

ことしの4月から改定された介護保険について、当局は今回の改定によって地域支援事業の創設で要介護にならない対策として、介護予防という観点でさまざまな取り組みが進められるものであると。そのために地域包括支援センターを立ち上げて対応すると答弁してきたわけがあります。それで、今9月であります、とりわけ介護予防の取り組みとして65歳以上の方々の基本健診の中で運動機能の向上が必要な方とか、口腔機能改善が必要な方とか、閉じこもりの方の、いわゆる特定高齢者を選んでケアプランを立てて訪問あるいは介護型のサービスを提供して改善を図っていきますと述べてきたわけがあります。

それで、この新予防給付の取り組みについて、具体的にどのように進められているのか。予防給付の対象となった方は、今どういう対応をされているのかを聞きたいわけがあります。

まず、基本健診を受ける方は、65歳以上が対象になると言っておりましたが、平成17年度の塩竈市内の65歳以上の方は1万4,000人を超えております。そして、その中から一定の人、先ほど言ったそういった運動の機能とか口腔機能の改善とかそういう人たちをチェックして、これを特例高齢者として対応すると言っておりましたけれども、一体何名になったのか伺います。

そして、その選ばれたというか機能訓練が必要だと言われた方々が今、実際にはどういうところでどういうサービスや機能訓練を受けているのか、この点について伺いたいと思います。

それから、今回、介護保険の見直しで、これは大問題になっている問題であります、今全国で、これまで使っていたベッドや車いすが取り上げられる事態があちこちで出ております。厚生省みずからが福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の取り扱いについての福祉用具を機械的に、一律的に回収しないことを求めた事務連絡の文書を全国の都道府県に出すという、こういう事態になっています。

塩竈市においても、これまで要介護者の方で車いすやベッドなどを必要とされる介護給付で見られていた人が今回の見直しで一体、ベッドや車いすが使えなくなるという、まず一回給付から外されて取り上げられている人は何人になっているのか、伺いたいと思います。

そして、特に低所得者の高齢者がベッドや車いすを新たに購入したり、あるいはレンタル料金を払うなどとなったら、これこそまた大変なわけがあります。党市議団は、要介護者からベッドや車いすを取り上げてしまうような事態にさせないために、市長に対して9月6日に機械的・一律的に車いすや介護ベッドを取り上げないことを求める申し入れを行いました。今、市としてこの10月1日からそれが始まるわけですけれども、低所得者へのベッドや車いすなど無

料での貸し付けやレンタル料に対する助成を行うべきではないかと考えますが、この点についてどう考えているのか伺いたいと思います。

それから、介護認定者の負担軽減策となる障害者控除の徹底についてお伺いします。

障害者控除については、当市議団が02年3月に前市長へ要望するとともに、再三議会でもその実施を求めて、実施のときには対象となる全員の方に申請書を発行する取り組みが行われてまいりました。ことしの2月の広報にも障害者控除認定の交付について掲載がなされておりますけれども、最近、対象者全員への交付がされていないのではないかと思います。特に近年、住民税などの負担を初め、医療、介護などの負担がふやされております。一方、控除についてはあくまで申請であり、高齢者や障害者にとってはその申請手続が大変なわけであります。制度の周知徹底はもちろんのことでありますが、申請手続が容易にできるものにすることが必要だと考えますので、その点についてお考えをお聞かせください。

それから第4は、休日・夜間の救急医療体制です。

これは、2月議会でも取り上げてまいりました。そのときの答弁は、夜間の一次及び二次救急体制の整備が単独の二次医療圏として課題となっていることから、平成17年、昨年3月に開催された塩釜地区広域行政連絡会議において二市三町の共通課題であることについて確認を行ったと。その後、8月に広域行政連絡会長名で塩釜の医師会に救急医療体制の充実についての協力を依頼し、医師会においては時間外における救急医療病院の取り扱い件数の実態調査と同時に、医師会の会員の時間外救急医療についてのアンケートを実施したという説明がされております。その後、昨年からこういった取り組みが続けられてきているわけですが、どのような取り組みになっているのかお伺いしたいと思います。

最後になります。奨学金の制度であります。

これまで、塩竈市の奨学金貸付制度について、佐藤市長になってからも平成15年6月議会と平成17年2月議会でその実施を求めてまいりました。

市長は、他市町村の状況や本市の財政状況を勘案しながらのびのび塩竈っ子プランの中での教育支援のあり方などで十分な検討をしてまいりたいと考えておりますと述べ、さらに平成17年2月議会では教育長から、宮城県や社会福祉協議会においても同様の制度があることを勘案して、新規の創設については見合わせたという回答でございました。

教育長が回答された制度について、その後その制度で十分なのかどうかを調べてみました。教育長が回答で述べられた県の制度とは、これまで日本育英資金が県に移管されて行われてい

る、いわゆる高等学校等育英奨学金貸付制度ですが、これは年1回の定期採用と、同時に優秀な生徒、平均指数が3から3.5以上と限定されているものだそうです。

もう一つは社会福祉協議会の貸付制度は、非課税世帯、これが対象で、非課税に該当しないと借りる対象にはなりません。母子福祉は母子家庭に限られて、しかもそれは入学の際の支度金だけであります。交通遺児育英は、保護者が交通事故で亡くなった場合に限られます。あしなが育英会は、保護者が病気や災害、あるいは著しい後遺症などで働けないという家庭に限られています。

実は私は今、私立高校2年生のご家庭から授業料について、事業が不振で大変なんだという相談がございました。私は、今のところ、塩竈市の制度がございませんので、まず私立高校の担任の先生へ行って相談してくださいとお願いして調べてもらいましたが、やはり非課税でないために該当にはならないと言われていて、今日の不況の中で経済的に苦しんでいる家庭の支援策はなくて、あと1年数カ月で高校を卒業させることができるのに、何らかの支援策があればと悩んでおります。

こうした相談だけでなく、もっと多くの人たちがいるのではないかと私は思います。それで、自治体での救済制度を求められますけれども、行政がそれにこたえる姿勢や立場に立って、自治体独自で奨学金貸付制度を実施する取り組みが行われていると考えますが、宮城県内で各自治体の奨学金貸付制度の実施がどのようになっているのかお伺いしたいと思います。そして同時に、財源はとよく議場からも聞かれますけれども、カメイこどもの夢づくり基金の一部を活用して、ぜひ塩竈市の奨学金制度の創設を改めて求めるものであります。

以上で終わります。

議長菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) 16番曾我三三議員のご質問にお答えいたします。

初めに、男女共同参画についてでございます。

これまでの取り組みにつきましては、先ほどもご説明させていただきましたが、男女平等共同参画基本計画に基づきまして、男女共同参画推進室の設置でありますとか基本計画推進委員会などの推進体制を整備し、講演会等での啓発活動でありますとか審議会等への女性委員登用率の増加などといったようなことを積極的に取り組んでまいりまして、一定の成果があったものというふうに理解をいたしているところでありますが、なお一層、こういった法の趣旨がより徹底をされますように努力をしてみたいと思っております。

この男女共同参画の条例は、市民生活に最も身近な条例となりますことから、市民の方々のご意見を伺いながら意識啓発に努め、男性の方々の理解を深める取り組みなども課題としながら、制定の過程を大切に、市民の皆様と協働でつくり上げてまいりたいと考えております。

具体的な取り組みであります。まず学識経験者や各分野の市民代表が参画するしおがま男女平等・共同参画基本計画推進委員会におきまして、条例骨子案などの審議をいただいております。また、市民の方々のご意見を反映させたものとするため、9月には1,000名の方々を対象に市民意識調査を実施いたしております。さらに、条例骨子案に対する意見交換会を11月・12月にかけて実施する予定でございます。広報やホームページへの掲載、公共施設・事業所に骨子案冊子を置きますとともに、市民団体でありますとか事業者などとの市民懇談会も予定をさせていただいているところであります。

さらに、今月には職員研修会を開催して庁内の機運を醸成いたしますとともに、10月8日には向井万起男氏を講師に男女共同参画フォーラムを開催し、さらなる意識啓発に努めてまいります。これらの取り組みを通し、市民の皆様とともにこの塩竈市らしい、男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくりを推進するための条例をまとめてまいりたいと考えております。

次に、藻塩の里についてでございます。

藻塩の里の施設につきましては、昨年実施しました耐震診断調査結果を踏まえ、施設の一部解体と耐震補強工事を8月10日から10月10日までの工期で着手いたしましたところでありましたが、8月28日、健康相談室南側の基礎土台部分のモルタルを撤去いたしましたところ、シロアリによる大規模な浸食が確認されました。南側のシロアリ被害については全く想定外であったため、さらに数カ所、南側の基礎部分の確認を行いましたところ、被害が想像以上に大きく、建物全体に及んでいることが判明いたしましたため、危険防止のために施工業者に工事の一時中止を指示いたしましたところであります。

このため、暫定的に移転できる施設の選定を急がせたところでありましたが、通所者の方々にとはとらず保健センターをご活用いただきながら、最近、民間施設で継続して作業を実施していただく態勢に切りかえさせていただいたところであります。

恒久的な施設対策というご質問であります。

我々も、こういった状況にあるということは全く想定外でありましたため、残念ながら今時点での抜本的な恒久策ということについては、まだ検討中であります。厳しい財政状況下には

ありますが、各種補助制度等を十分活用した建設手法を検討させていただきたいと思っています。

次に、介護保険事業について何点かご質問いただきました。

新予防給付の取り組み状況について、初めにご質問いただきましたのでお答えいたします。

介護保険制度につきましては、制度発足以来6年を経過し、この間、要支援や要介護1など軽度の方々が年々増加いたしてまいったこと、あるいは今後超高齢化社会の到来が予想されることなどを踏まえ、生活機能低下の危険性の早期発見や、軽い段階から集中的な対応を行う介護予防重視型システムへの転換を目標とした見直しが行われたところであります。

新予防給付は、要支援1、要支援2と認定された方々に対して状態の改善や悪化の防止を目的としたケアプランづくりでありますとかサービスの提供を行うものでございます。既存サービスの見直しとして、デイサービスやデイケアなどに運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上など、予防的な要素のメニューを組み入れるほか、ホームヘルプサービスなどにおいても本人のできることをよりふやしていくというように、自立度を高めるサービスへの転換が行われております。

予防給付対象者となる方々への対応についてお答えをいたします。

予防給付対象者への対応であります。まずケアプラン作成については、生活機能を維持ないし向上していくための目標を掲げて、そのために必要なサービスの提供を行い、一定期間終了後に改善状況を再評価し、継続的に介護予防を推進していくこととなります。

本市では、4月から地域包括支援センターを設置し、ケアマネジャーの資格を有する保健師を中心として介護予防ケアマネジメントやサービス提供の調整を行っており、サービスを利用される方々の心身や生活の状況等を踏まえて生活機能の維持向上を目指した支援に努めているところでございます。

なお、8月末現在で要支援と認定され、実際にこれらのサービスを利用されている方々は74名となっておりますが、具体的な場所等につきましては、後ほど担当よりご説明をいたさせます。

次に、要支援1・2及び要介護1の方々が利用してありました福祉用具貸与及びホームヘルパーの派遣を機械的に制限しない対応をというご質問でありました。

お答えいたします。要支援と認定された方々には、訪問介護でありますとかデイサービス等の介護報酬が月ごとの定額制となり、利用回数等の目安も国から示されておりますが、利用者

とサービス提供事業者との調整を本市が図りながら自立支援につながるサービスを引き続き利用いただいているところであります。

また、介護ベッドや車いす等の福祉用具貸与につきましては、介護度だけで判断することなく、介護認定結果や主治医の意見書、サービス担当者会議での意見等も十分に参考にし、利用者の状況を踏まえた対応を行ってまいりますとともに、きめ細かなご相談に応じてまいりたいと考えております。何人がこのような状況というご質問もいただきました。後ほど担当よりご説明をいたさせます。

次に、介護認定者の負担軽減策となる障害者控除の徹底についてお答えいたします。

介護認定者の方々に対する経済的負担の軽減策といたしまして、所得税法の障害者控除の制度があります。障害者控除につきましては、身体障害者手帳の交付を受けているの方々などのほか、個々の状況に応じて市町村が障害者控除対象者認定書を交付することにより障害者に準じた取り扱いができるものであり、本市では平成13年の申告分から申請に基づいて障害者控除対象者認定書を交付いたしております。毎年、年末調整と確定申告の時期に合わせ市広報に障害者控除対象者認定書の交付についてのお知らせを掲載させていただいておりますが、なお今後とも多くの方々を活用できますような周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、救急医療体制についてであります。

塩釜医療圏として、夜間の救急医療体制の整備が二市三町の共通課題であるとの認識を踏まえ、昨年3月に開催されました塩釜地区広域行政連絡協議会において同年8月に地元医師会に対する要請書を出すことを決定いたしました。今申し上げましたように、地元医師会に対しましては広域行政連絡協議会会長名で、救急医療体制整備について指導と協力についてをお願いをいたしましたところであります。これを受け、医師会におきましては、時間外における救急医療病院での取り扱いの実態調査と医師会会員の時間外救急診療についてのアンケート調査を実施いただいております。

以上の経過につきましては、2月の定例会でご報告をさせていただいたわけではありますが、その後の取り組みといたしましては、本年の3月29日、地元医師会、歯科医師会、薬剤師会と二市三町首長、保健所で構成される塩釜地区地域医療対策委員会において、塩釜地区における救急医療体制についての意見交換会を開催させていただきました。その席上、医師会からは、時間外救急医療についてのアンケート調査結果の概要が報告されたほか、地域医療にかかわるそれぞれの立場から救急医療についての意見が述べられたところであります。

二市三町からは、救急医療体制の整備に向けて一次医療を担う地元医師会の方々が対応できる体制を示してほしい旨の意見が出され、救急医療体制整備に向けて引き続き協議を行うことが確認されたところであります。

また、一方、二次医療圏を越えた取り組みといたしまして、本年6月から仙台市宮城野区に所在する病院におきまして仙台・塩釜地区の小児科医の先生方が輪番で、月曜日から金曜日までの平日における夜間の救急診療を行う地域連携こども救急外来を開始いたしております。この取り組みは、厳しい勤務状況により小児科医の不足が深刻化している中、連携の新たな形として注目を集め、本市立病院の小児科医師もこの計画に参画をいたしているところであります。

このような新たな動きも視野に入れながら、引き続き地元医師会を初めとする関係者及び二市三町の間で実施可能な体制整備に向けた協議を行い、一刻も早く夜間救急医療の充実が図られますよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、奨学金制度についてご質問いただきました。

県内の自治体ということでありまして、県内13市につきましては、8市で独自の奨学金制度に取り組んでおります。本市におきましては、独自の教育支援策として塩竈市海難交通遺児教育手当支給制度を設け支援を行っており、具体的には小中学生、月額3,000円、高校生、月額5,000円を保護者の方に支給しており、平成17年度の支給状況は小学生3名、中学生2名、高校生4名となっているところであります。

本市の独自の奨学金制度の早期実施についてであります。平成17年2月定例会においても議員から同様のご質問をいただき、宮城県でありますとか社会福祉協議会でも同様の貸付制度があることをご説明させていただき、これらの制度の積極的な活用により当面は対応させていただきたい旨のご回答を申し上げます。本県が実施しております高等学校等の育英奨学貸付事業につきましては、議員の方からのご説明がございました。本市では、ちなみに平成17年度で22名、平成18年度で11名の方々が貸付制度を活用されておるようでありますが、本市といたしましては、引き続き本県等の奨学金制度の有効活用と、今ご置います制度の有効活用で何とか対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

議長（菊地 進君） 高橋介護福祉課長。

介護福祉課長（高橋敏也君） 地域支援事業の関係でご質問がございましたので、お答えいた

します。

今回の介護保険制度6年の実績を踏まえまして、今後の超高齢化社会の対応等を踏まえ、介護予防重視型システムの転換というものが大きな柱として据えられたと、市長申したとおりでございます。

その一つの事業メニューといたしまして、新予防給付ということで要支援1、要支援2の方に対する予防に着目したサービスの提供と。それからもう一つは、要支援状態になるもっと前の方、そういった要支援や要介護状態になるおそれのある高齢者の方を基本健康診断で把握いたしまして、その方々を特定高齢者といたしまして、そういった方々に対するサービスを提供する、地域支援事業の中の特定高齢者対策が盛り込まれたところでございます。人数につきましては、ことしの健康課で行っております住民基本健診の中で、6月29日から7月25日まで実施した健診の中で、生活機能の評価受診者数は約4,000人でございます。その中で、例えば運動機能向上の必要があるというような形で特定高齢者として把握された方は、今現在230名ぐらいとなっております。この方々に対しましては、運動機能の向上、それから栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり、認知症予防など、そういったお一方お一方の状況に応じまして通所型のサービス、これにつきましては民間のデイサービス事業者さん等に委託で実施する考え方であります。それから、こちらの保健師等が参ります訪問指導などの訪問型の事業、こういった一つは通所型、もう一つは訪問型の事業などを組み合わせた形で改善の実施を図ってまいりたいと考えているところでございます。

時期につきましては、今現在この把握された皆様方に意向の希望をまずお聞きして、どういったサービス、通所型を選ばれるか訪問型を選ばれるのか、そういった意向調査をした上で個々の方の対象人数を把握していく必要もございますので、私どもとしましては12月ごろそういった通所型、訪問型を開始してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、福祉用具貸与につきましてはでございますが、福祉用具貸与につきましては要介護認定者の方などの日常生活の自立を支援していくという観点で実施されてきたところでございますけれども、ことしの介護報酬の改定によりまして、議員おっしゃいましたように、要支援者、要介護1の方については、ある程度その認定の度合いだけで判断すると利用がなかなか想定されにくいということで、介護ベッドですとか車いすが一定の条件に該当する場合を除いて、給付の対象外となったところでございます。ただし、今まで使っていた方につきましては、9月までの経過期間がございまして、それ以降は原則としては対象外になるというもので

ございます。ただし、その給付の対象として認められるという内容につきましては、厚生労働省の方から示されておりまして、介護ベッドですと日常的に起き上がりが困難な方ですとか、日常的に寝返りが困難な方、もっと言いますと「できない方」というふうに国から言われているようでございますけれども、こういった起き上がり・寝返りができない方、それから車いすですと日常的に歩行が困難な方、これも「できない方」と読みかえるというようなことで来ておりますけれども、こういった方については、今までどおりお使いいただくことはできるわけでございますけれども、この解釈に該当しない方につきましては大変申しわけございませんけれども、介護給付の対象外になってしまうというような状況でございます。

ただ、その判断基準としまして、主治医の意見書ですとかサービス担当者会議などの開催した、個々の方の体の状況を判断しながら対応させていただきたいと考えているところでございます。実際にどのぐらいの数ということでございますけれども、私どもの方である程度押さえている数字につきましては、こういった方で介護ベッドは150台ぐらいかなと思っております。それから車いすは25台程度と思っております、この方々の中で今後も継続してお使いになれる方でございますけれども、若干になるのかなというふうに考えております。原則的には、私ども国の制度を遵守してまいる立場でございますので、若干名の方を除いてはお使いになれなくなるのかなというふうに考えております。

それから、無料で介護ベッド等を行政サービスとして提供する考えはないかというお話でございますけれども、今のところ制度として導入することは、財政的なこともございますので、考えておらないところでございますけれども、私どものケアマネジャーさんの方で、私どもの職員の方で、ある程度余っているよというような方がいれば、そういった方からのやりくりといたしますか、行政としてではなくて、何かそういった相談業務の中で対応できるものについてはやらせていただいているというところでございます。

以上でございます。

議長（菊地 進君） 小倉教育委員会教育長。

教育長（小倉和憲君） 私の方から奨学金の、カメイ資金の活用についてお話しさせていただきます。

カメイ資金の活用については、当初は中学3年生がアメリカに行くときの、ホームステイで市内の中学3年生が行ったときの費用ということで始めたわけですがけれども、それでは一部の子供でないかという反省がありまして、平成16年度により多くの児童生徒に、ご寄附いただい

た方の意思を継いで還元した方がいいんじゃないかということで、17年度から各小中学校に3年間で図書費用として100万円、それからそれぞれの各学校でそれなりの実績のある方々の生の話なり、それから子供たちに生の演劇等を見せるための補助として、感動支援事業として今現在給付しているところです。今後とも、カメイ資金の活用については、私の方では多くの子供たちにそれらが還元できるような方向で考えてまいりたいと思っております。

それから、先ほどの話の中で県で行っております、県の高等学校の育英事業の中で3.5ということでありましたけれども、場合によっては家庭の事情等も踏まえて3.0以上も可であるというふうに私の方では認識しております。と同時にまた、市長の答弁の中で県内13市の中で8市がやっておりますけれども、これについても、それなりに学術優秀、品行方正、健康等の条件があるようでございます。

以上です。

議長（菊地 進君） 16番曾我ミヨ君。

16番（曾我ミヨ君） 2回目の質問を行います。

今、お答えいただきました奨学金制度でございますが、8市21町1村、これだけの自治体の実施しているわけであります。残念ながら、今の佐藤 明市長のもとではこれはできないという立場なんだなということがわかりましたけれども、ただ市長が言われますように、感動支援あるいは学校図書など、これ平成21年度までカメイこども夢づくり基金で活用しても、21年度まで活用しても4,700万円は余るということであります。余るという言い方は変ですね、基金としてあるわけですから、ぜひ今後とも、先ほど言われましたように、実施している自治体の内容があると思うんです、それぞれ。例えば、白石市では537万円ぐらいでやっているとか、松島町でも260万円ぐらいでやっているとかというのがあるようですから、ぜひそういった実態を今後とも十分調査をしていただいて、できるだけ子供たちの支援に役立てていただけるように、今後とも調査検討できないか、その辺で調査できないかを求めておきたいというふうに思います。ご回答をお願いします。

それから、休日・夜間の問題ですが、結局は引き続き協議をしていくと。9月……、きょう28日、現段階でも引き続き協議をしていくということだということ、ちょっと心配されるのは実際に実施するには、県への申請なども必要になってくるかと思うんですね。そうしますと、そういった手続に間に合わなくなるとすれば、来年もこのままの状態になるのかなというふうに心配するわけで、その点でもう少し努力をしていただけないかなということだけ申し上げてお

きたいと思います。

小児科医療の問題は、医師会のニュースで手に入れて見ておりましたので、そういったことも一つ一つやっていくのは大事なことです。ぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、介護保険であります。結局何度見ても非常に地域支援を立ち上げていろいろ、寝たきりにならない状況をつくるという点では、見ても非常に大事なことだというふうには思うわけですが、結局このシステムというのは今までの要支援とか要介護で、介護給付でサービスを受けてきた方々が、割とそこが対象にされて、要支援1、要支援2の方々が地域包括支援センターで見ますよ。その内容は、ここにも書いてございますように、支給の限度があって、昨年3月までやられてきた介護給付よりもやはりサービス内容は後退する内容です。しかも、利用料が1割負担ということにはならないので、例えばヘルパーさんに自宅を訪問していただくということになりますと、今まで利用料は数百円でよかったのですが、要支援1、要支援2の方は、自己負担は1,234円かかることになります。ですから、在宅で寝たきりにならないという支援を受けるには、それなりの費用がかかることになってしまったのではないかとこのように考えるわけですが、その点ではどうなのかということをお伺いしたいと思います。

それから、実際にいろいろなサービスがありますよというけれども、この包括支援センターでいろいろケアプランをもらって、どんなことがどこで受けられるのかというのは、非常にわかりにくいものになっています。だから、11月から実施するとは言っておりますけれども、やはりこれまでの介護給付を対象にしたサービスからこの人たちはもう外されるんだということになるのではないかと思います。要するに幾らかは……、では伺いますけれども、首かしげているから伺いますが、特定高齢者になった方は介護給付サービスが受けられるのか、あるいは包括支援センターでやられるサービスもどっちも、二つとも利用できるようになっているのか、その辺をはっきり伺いたいというふうに思います。

それから、サービスサービスと言いますが、今まで例えばヘルパーさんが1週間に1回来てくれたよということが、割と今までのやり方が多かったと思うんですが、この人たちのサービスは月に何回受けられるんですか。給付というか支給限度が決まっているので、恐らく今までのサービスよりもずっと後退するのではないかと思います。その辺について伺っておきたいと思います。

それから、今度の介護保険の見直しによって招いている要介護1以下の方が車いすや介護ベ

ッドが給付の対象から外されてしまったと、私のところにいっぱい来ているんですよ、こんなに困っているということが。

例えば、要介護1というのは割と軽い方だ軽い方だと皆さん思うのかもしれませんが、Aさんの場合であります。80歳、左麻痺の男性、要介護1、ベッドレンタル中、ベッドは打ち切りの対象になって、心筋梗塞で筋力低下であり、今電動の車いすを使っているいろいろリハビリをしたいと思ったけれども、だめだと。リハビリ訓練のための日常生活の範囲でないので、ベッドもそうではありますが、車いすもだめだと断られてきたAさんの場合であります。

それから、Bさんの場合、79歳の女性の方、要介護1であります。肺疾患の呼吸不全、在宅人工呼吸器と在宅酸素療法を行っています。呼吸困難のために、常にベッドの頭部を15度に上げて生活しなければならないと。医師から在宅人工呼吸器の1日の使用目標を8時間から10時間と指定されている。ところが、先ほど医師からどうのこうのとありましたけれども、保険者は国の方針どおり、先ほど言われましたよね、ベッドについては認定項目に該当しなければ認められないから、これもだめなのです。結局、こういう低肺でベッドがなければ生活できない人からもベッドをはがす、これが要介護1の方です。

それから、Cさんの場合です。時間がありませんが、こういうふうに私は24の要介護1、要支援の方のベッドなどを利用している方が今回の改正によって取り上げられてしまう。そしてしかも、どうしても必要な買いなさいと言われておりますけれども、レンタル料も給付の対象でございませんので、全部自費負担だと。これが本当に、高齢者からつえを外し、ベッドを外し、生きられない状態、とてもとても自立支援どころじゃない介護保険法になっているのではないかと思いますので、今こうした事態で全国で、わずかなお金ですけれども、支援をやるということ、倉敷市でもベッドに500円の補助だとか、ベッドだけではだめなんですね、マットだとか支えるものも必要ですから非常に金がかかります。そういった点での取り組みもされていますので、国がやったからそうだというのではなくて、例えばこの中にもベッドの貸し出しというものがあるんですよ。今、取り上げられて、フランスベッドさんなんか、もうどんどん返されて大変だと思うんですが、やはりこういったものを廃棄物にしないで、もっと市が積極的に受け取って、できるだけ安いので貸してあげるとか、そういった対策が求められているのではないかと思いますので、ぜひこれも、今やらないと言っているから、やれと言ったって、やらないと言うだろうから、ぜひこれも検討していただきたいというふうに思います。

それから、時間がありませんけれども、藻塩の里についてですけれども、結局、あそこを借

りてくださってありがとうございます。それで、民間ですから、少し階段のところとか直さなければならぬという意見も出ていますけれども、貸してくださる方のご意見も必要ですから、できるだけ安心して借りることができるような改善とか修繕とかも対応していただきたいし、それからあそこは一体、1年契約で借りていくのかどうか、その辺はどうなっているのか。

それから、今後の恒久策についてはまだ検討中だということですが、いずれ利用者の家族会の方々と十分話し合いをして、一日も早く先が見えるような対応をしていただきたいというふうに思います。2回目です、お願いします。

議長（菊地 進君） 高橋介護福祉課長。

介護福祉課長（高橋敏也君） まず、地域支援事業と新予防給付の関係でございますけれども、対象者の方で地域支援事業の特定高齢者の方につきましては、介護状態になっていない方でございますので、あるいは介護認定で非該当と認定された方でございますので、特定高齢者の方については介護保険をお使いになるのではなくて、こちらの方の地域支援事業でやっていただくということでございます。

それから、実施時期につきましては、先ほど申しましたように12月ごろと考えてございます。

それから、一般の要支援者の方に対する介護保険の方の給付につきましては、これは今までどおりやっておると、今でもやっておるところでございます。

それから、ホームヘルプサービスのご質問がございましたが、要支援者の方に対するホームヘルプサービスですかと通所型のデイサービスにつきましては、従来は1回幾らという形の利用料金でございましたけれども、今回から月額定額制で、ホームヘルプサービスであれば、利用者の方のご負担は1,234円と、これ議員さんおっしゃったとおりでございます。これが、従来ですと1回幾らということで、1時間以内ですと208円という目安ですので、これ単純に割りますと6回6時間、1カ月当たり6時間ぐらいのホームヘルプサービスになるのかなというふうに私どもでは考えておりますので、先ほど言いましたように、利用回数面とか時間で、何とかその方の自立につながるようなサービスプランをつくってまいりたいと考えているところでございます。

それから、介護ベッドの貸し出しでございますけれども、やはり先ほど申しましたが、私どもで介護保険制度の趣旨は遵守していかなければいけないということは、これは当然でござい

ますので、国の通知の中でできること、必要な方と判断される場合はできるだけやらせていただきたいと考えておりますけれども、基本的には制度を遵守してまいりたいというのが基本的な考え方でございます。

それから、一般会計の方で介護ベッド貸し出し事業をやっているところでございますけれども、こちらの方につきましては、介護保険の方の方ではない方を今まで考えておりましたので、今後その方面については可能なものかどうかについて勉強させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（菊地 進君） 木下健康福祉部次長。

健康福祉部次長兼保険年金課長（木下 彰君） 藻塩の里についてお答えをいたします。

暫定的な施設ということで、10月初旬の移転を目指して今整備を急いでいるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、恒久的な施設につきましては、先ほど市長答弁申し上げましたとおり、各種補助制度なんかを検討しながら、今後検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（菊地 進君） 伊賀教育委員会教育部長。

教育部長（伊賀光男君） 曾我議員さんに奨学金の関係でお答えしたいと思います。

先ほど実施している市、実施していない市町という形の中で、実施している市につきましては、石巻市あるいは気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、白石市、角田市、それから東松島市が実施しております。

これらにつきましては、私もお尋ねしたんですが、仙台市に通学するのに交通費あるいは下宿代がかさむというような、経費がかさむという地域が全体的に多く見られまして、またそれらに対応するためにこのような融資制度を設けているというふうに、担当の者からお伺いいたしております。

なお、やっていないところについては、仙台市はもちろん、名取市、岩沼、多賀城、塩竈市、利府町とやっておりませんが、これはもう仙台圏に近いといえますか、そういった、下宿もあるいは交通費もかさまないというようなことで、これらの市の方では取り組んではいないというようなお話であります。

それから、先ほどカメイの基金の関係についても質問があったようなんですが、先ほど教育長から答弁と同じように、これはこのカメイ基金の使い方につきましては、市内の児童生徒に

満遍なく活用していただくということで、感動支援あるいは学校図書購入に同じように充てていきたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

議長（菊地 進君） 16番曾我ミヨ君。

16番（曾我ミヨ） ぜひ、介護保険の方ですね、これだけは何とかと思っておりますが、実際に新予防給付の取り組みが11月からだと。今、皆さんはいろいろな認定というかそういったことでいろいろ図られているから、余り実感はないのだと思いますけれども、いよいよこれも実施になれば、いやこんなことかと、むしろひとりきりになる時間が多くなるというふうなことも心配されますし、また介護ベッドや車いすですけれども、今ここに出されているのが厳然たる事実でありますので、ぜひそういった点では、市長さんは担当課にきちんと任せているんだろうと思いますけれども、政策的にもぜひ介護ベッドなどを用意してそれらにこたえられるように一層の努力をお願いして終わりたいと思います。

議長（菊地 進君） 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後2時59分 休憩

午後3時15分 再開

副議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

22番福島紀勝君。（拍手）

22番（福島紀勝君）（登壇） 22番の福島です。

社会民主党市議団を代表して、昨日の大雨による被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

そして、私どもの地元、牛生・芦畔地区の緊急措置を講じていただきました当局の皆さんに心より感謝と御礼を申し上げまして、通告をしております一般質問をさせていただきます。

マリネットで見えらっしゃる方やエフエムベイエリアでお聞きの方々にもわかりやすい答弁をお願いを申し上げ、通告をしております5項目の質問に入らせていただきます。

まず最初は、市民の方々が期待と不安とで見守っている海辺の賑わいゾーンとまちづくりについてであります。区画整理事業や仮換地の状況を初め、協力いただいております地権者との補償問題、また通りなれたしおかぜ通りの歩道橋の撤去、並びにJR仙石線本塩釜駅の東口

関係及び道路問題での宮城県公安委員会との折衝経過、あわせて土地等の賃貸条件の詳細、特に1平米当たりの金額交渉は、どこまで進んでいるのか。

なお、賃貸借をする当該地区は、先人たちが海を埋め立てたところとも言われていますが、地盤沈下に対する考慮などは、あるいは設計上も含めて施されてはいると思いますが、どのようになっているのか。

さらには、塩釜ロータリークラブからの塩釜海辺の賑わい地区に美しい緑をふやし、歩行者専用道路、これは海辺の賑わい軸に桜のトンネルができるような街路樹として、桜の木を植え、桜並木の美しい景観の道を形成していただく請願が出されました。昨年の12月定例会で全会一致で採択してきたところであります。桜並木の植栽は、簡単に行われると思いますが、その後の生育管理、あるいは景観等も大変であろうかと思えます。しかし、塩釜ロータリークラブさんは、活動のテーマとして「手をかそう、まちの未来へ」を掲げて行動していらっしゃるのです、できれば市民の皆さんに桜の苗木の里親になっていただき、手を加え、やさしく美しく、桜の丈夫な姿をみんなで育てていく、こうした手法はいかがなものでしょうか。集客と名所で塩竈の活性化の一助にもと思い、早急なる植栽を願うものですが、いかがでしょうか。

そして、同区内の下水道の処理方法でありますが、当初の施設配置と処理計画では膨大な、約20億円ぐらいもの積算であったと思いますが、あれだけの面積に対してそんなにかかるのでしょうか。費用圧縮の手法や計画の変更、さらには宮城県が現在進めております防潮堤の関係での高低差、並びに港湾道路と国道45号線からの車両の出入り口の取り付け状況などをお示しいただきたいのであります。

次は、学校教育と今後の動向についてお伺いします。

2002年に始まったゆとり教育は、教える内容を3割減らしております。新学習指導要領の実施過程及び学校週5日制に移行後の子供と教職員に本当のゆとりがあったのでしょうか。この間の教育で学力への影響はなかったものなのか。なかったとすれば、中央教育審議会が早々にゆとり教育から転換を打ち出して授業時数の確保を求めたり、あるいは具体策として2学期制などの学期区分の工夫を例示したりはしなかったはずであります。現在の3学期制が制度として定着したのは1900年なので、100年余の間、途中変更されることもなく続いてきたのには、そこに合理性があったのだと思えます。今後、2学期制の議論などの場合、どのような問題点が想定されるのか。また話題となっております県立高校の学区撤廃ですが、宮城県教育委員会

は高等学校入学者選抜審議会からの通学区域学区制の今後のあり方についての最終答申を来月10月に受け、早ければ現在の中学2年生が対象となる2008年度からの新制度の導入をされると言われています。

7月に発表されました答申素案では、特定の地区、学校への志望者の集中や学校間格差の助長などの懸念はあるものの、現在の通学区域については撤廃し、全県1学区が望ましいと判断したとしていますが、今でも学校間格差の中、入学希望者の仙台圏への集中や、仙台圏以外の学校での入学志望者のさらなる減少、さらには遠距離通学による親子の負担増、並びにバス路線廃止による通学困難などなど諸問題が山積をしている中、教え子を巣立ちさせる学校の立場から、学区撤廃をどのように考えておられるのかお知らせください。

次は、塩竈への集客とPRについてであります。

全国的な観光動向には宿泊観光旅行に回復の兆しが見られると言われるものの、本市を取り巻く環境は依然厳しい状況が続き、観光客などによる経済波及効果も希薄であると思いますが、幸い、ことしは塩竈みなと祭り、これに続き8月17日から20日間の間、日本三景の松島の五大堂に安置されている秘仏、これが33年に一度のご開帳もあり、塩竈への入り込み客やマリゲート利用の観光客も多かったと思います。

今月初め、県では村井知事の公約であります国際戦略実行プランの中間案が公表され、中国への三陸ブランドの浸透や企業進出への支援、さらにはみやぎ観光戦略プランの素案では、観光客の入り込み数を2010年には6,000万人に数値目標を設定したのであります。

本市も、一枚加わることや独自のプランを立てるなり、あるいは近隣との連携、広域商圈の催事等の共同便乗を初め、またはこれまでの特徴あるよさにさらに創意工夫を加味しながら本市の独自性を発揮するのが急務と思いますが、新たなるPRをどのように取り組んでいかれるおつもりなのか、お示しいただきたいのであります。

次は、路線バスと100円バスについて伺います。

市長の公約でありました市内循環バスの愛称を「しおナビ100円バス」として、市民の待望であったバスであります。

平成16年12月20日月曜日、北回りが午前6時22分、南回りが午前7時55分に一番バスが出発しました。今日まで多くの利用客に喜ばれてきたところでありますが、バスを運行している宮城交通を中心とする宮交グループが昨年11月30日にバス路線の大幅な縮小と事業再編を柱とする経営再建計画を策定し、その後の12月21日、ちょうどこのしおナビ100円バスがスタート

して1年後です。宮城県に対して路線バスの約3割に及ぶ114系統61の赤字路線を平成18年度中に廃止する計画であります。県内33の市町村に及ぶものであり、塩竈市内を運行する路線も廃止の対象となっているわけであり、ことしの12月末までのバスと来年の3月までで終わるバスとがありますが、県民・市民の足として親しまれて大きな役割を果たしてきた路線バスを存続させるための運動を初め、地域協議会等も今後どのように対処していかれるのか、お知らせいただきたいのであります。

先ほど、伊藤博章議員が申されました。河北新報にも載っておりましたが、七ヶ浜町の運行の考え方が一部載っております。あの料金形態、補助対象の割合等も含めてお知らせいただきたいのであります。

続いて、保険料及び各種税金等の滞納実態について伺います。

全国的に見ても、一部の地域や一部の業種、産業等は景気回復と言われてはいますが、本市にあっては長引く景気の低迷により市税の収入にも大きな影響を及ぼしています。例年実施しておられます収納率アップに向けての行動では、滞納者の都合に合わせての訪問集金、土曜・日曜・祭日、勤務時間外へと及び、また納税の相談を受けながら、少しでもお支払いいただくように説得されている皆さんのご労苦に感謝を申し上げます。

そこで、個人市民税や法人市民税、あるいは固定資産税など地価の下落等により税額も減少し、大きなマイナス要因になっているわけなのであります。それぞれ納税者も徴収する側も大変であります。こういうときこそ欠損や時効等に至らないような心配をしながら、滞納の実態をお尋ねをいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

副議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいまは、22番福島議員よりご質問いただきました。お答えをさせていただきますが、なるべくわかりやすい答弁とさせていただきますよう、気合いを入れてやりますのでよろしく願いいたします。

初めに、海辺の賑わいゾーンについて、5点のご質問をいただきました。

全体の進捗状況についてでございます。

区画整理につきましては、二つの進捗状況があるのかと思います。

換地指定、土地が具体的に使えるようになります換地指定の進捗状況であります。今現在全体4万3,413平米に対しまして3万3,384平米の仮換地指定を行いましたので、77%の進捗状

況にあります。ただし、総権利者数からまいりますと、92名に対し77%の対象権利者は12人となっておりますので、総権利者数に対しましては13%にとどまっているところであります。

次に、事業費で見ますと、総事業費が45億6,000万円と申し上げてまいりました。本年9月段階で完了いたしました事業費は約21億6,000万円でありますので、全体の予算額からいたしますと47%の進捗率となります。

基盤整備についてであります。区域内の道路整備を中心に取り組んでいるところであります。例えば、旧しおかぜ通り線の歩道撤去も順調に進んでおり、間もなく撤去が完了する予定であります。

さらには、駅前交通広場につきましては、本塩釜駅の東側に出入り口を新設させていただくことになっております。年明けには工事に着手できるのではないかとこのように判断をいたしております。

次に、土地等の賃貸及び条件についてのご質問をいただきました。

土地の賃貸借契約であります。塩竈市土地開発公社と進出事業者との間でこれまで協議を進めてまいりましたが、細部の協議が整い、間もなく覚書締結がなされるものと思っております。賃貸の条件といたしましては、仮換地後の土地面積8,254平米について20年の事業用定期借地権を設定することを基本といたしております。なお、土地賃貸契約につきましては塩竈市土地開発公社が行うことではあります。今、具体的な事務手続については調整中であり。また、所管の委員会等に報告をさせていただきたいと思っております。

次に、地盤沈下についてのご心配賜りました。ご案内のとおり、塩竈は海を埋め立てて造成してまいった地盤であります。過去にも、不当地盤沈下によりましてさまざまな障害が発生をいたしておりますが、幸い、当地区は旧国鉄の貨物ヤード跡地でありました。長期間にわたり列車等の荷重が加えられてまいりましたことから、今現在、残っております沈下量は最大でも13センチメートル程度にとどまるのではないかとこのように試算をいたしているところであります。

桜並木の植栽計画についてであります。

ロータリークラブの皆様方から、より美しいまちづくりにということで請願が採択されたこと、我々十分に了知いたしておりますし、重く対応してまいりたいと思っております。

具体的な取り組みであります。しおかぜ通り線の街路樹を中心に、区画道路に植栽をするに際しましては、桜を優先に計画するとともに、現在宮城県が施行中であります海辺の方の防

潮堤に併設される遊歩道につきましても県の方へ桜の植栽をお願いいたしているところであり
ます。現在、街路樹の管理につきましては、請願をされました代表の方々を中心として桜のオ
ーナー制度のご提案もいただいております。例えば、市民の方々の記念樹として植栽をいただ
き、長くこの塩竈を愛していただくような制度も大変有効ではないかと思っておりますので、
こういった制度も視野に入れた取り組みを検討してまいりたいと考えております。

次に、下水道の設置計画についてであります。

多額の費用を要するというご報告をさせていただいてまいりました。今現在の取り組み状況
について若干ご説明をさせていただきたいと思っております。

下水道施設のうち、区画整理区域内の雨水排水施設につきましては、事業認可区域内でかつ
未整備区域であるとの判断から、公共下水道事業として整備を進め、雨水施設は基盤整備事業
として道路等の整備と並行して進めてまいりたいと考えているところであります。

その後、雨水整備は港湾管理者との調整が図られたことございまして、全体約7.4ヘク
タールのうち、海側に面する部分と国道側に分割した上で取り組んでまいりたいと考えておる
ところであります。国道側につきましては、既存の中央ポンプ場へのルートで排除し、海側に
つきましては県事業で施行中の防潮堤工事と整合を図りながら、前面海域に直接排水する計画
に変更をしてまいりたいと考えているところであります。

また、汚水施設につきましては、国道側は拡幅予定の歩道敷に枝線を整備して排除し、海側
につきましては、北浜汚水幹線に直接排除することといたしております。

これらの変更により、事業費につきましても当初ご説明させていただきました数値から相当
の縮減ができる見通しとなりましたが、それぞれの事業計画変更等の事務手続中でもございま
すことから、数値を精査の上、議会にご報告をさせていただきたいと思っております。

なお、取りつけ道路についてのご心配をいただきました。国道45号、県道、その他市道等、
新たな交差点等も発生いたします。くれぐれも交通安全に十分配慮された計画となりますよ
う、今現在公安委員会等と調整中であり、大筋の方向性が固まりつつある状況にございます。

次に、学校教育と今後の動向についてであります。

後ほど、教育長からご説明をいたさせますが、議員の方からお話しいただきましたとおり、
「ゆとり教育」であり、「学びのすすめ」であり、「よみがえれ日本」でありというふうに、
残念ながら教育の方向性がまだ明確に定まってきたのではないかとこのことを我々も懸
念いたしております。

本市の行政にとりまして、学校教育は大変重要な課題であります。今後、地域の皆様方に本当に評価をいただけるような学校教育の推進になお努めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

次に、塩竈への集客とPRについてということでご意見をいただきました。

今年度は、平成20年度に実施されます宮城県及び仙台市、そしてJRグループ6社が連携して観光客を集中して宮城に送り込むキャンペーン「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」と呼んでおるそうでありますが、ぜひこういったものに塩竈市も加えていただき、国際観光も視野に入れた取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

具体的な取り組み状況であります。二、三、昨今の取り組み状況をご披露させていただきながら、そういったものが先ほど申し上げました仙台・宮城デスティネーションキャンペーンの道につながっていくということを述べさせていただければと思っております。

現在、JR東日本のご協力をいただきまして、「駅長オススメの小さな旅」と題しまして4本の旅行商品を企画いたしております。一つは、市内の酒造店でありますとか、塩竈神社、旧亀井邸や勝画桜、そしてお釜神社、白坂観音と巡り、塩竈の歴史を十分体験していただく内容になっております。

二つ目といたしましては、松島の遊覧を楽しみながら塩竈のすしを堪能していただく「しおがま寿司クルーズ」であります。

三つ目といたしましては、浦戸を散策いただきながら旬のカキを食していただく内容のものであります。

四つ目といたしましては、びゅうバスとしての企画でございますが、秋保温泉から塩竈神社、水産加工場、そして塩釜水産物仲卸市場で昼食を食べていただき、その後、松島方面に向かい遊覧船でマリゲート塩釜へと戻っていただく旅であります。目玉は、仲卸市場での昼食でございます。ご飯と味噌汁をご用意し、おかずは市場内で自由にお買い求めいただいて、塩竈の食材のすばらしさを堪能していただくというような内容になっております。

それぞれの広告宣伝についてでございますが、駅長オススメの小さな旅につきましては、宮城・山形・福島・岩手の隣接4県を中心に、びゅうバスの企画につきましては関東を中心に、JR東日本が作成しておりますパンフレット等の広告媒体を各駅に設置してPRに努めているところであります。

また、今後の予定といたしましては、10月1日のどっと祭りを皮切りに仙山交流味まつり、

塩竈さま十五夜の月あかり、塩竈神社門前市、本町味覚市、おいしおがま秋の食べ歩きなど、さまざまなイベントが開催される予定になっておりますが、先ほど申し上げましたように、これらの事業すべてが2008年に予定されておりますデスティネーションキャンペーンに向けた企画に組み込まれることとなります。こうした大きなキャンペーンなどをきっかけといたしまして、関係する各団体がより連携を深め、各イベントの相乗効果を高めながら本市のすばらしい歴史、文化、食材を十分ご堪能いただければということで、今現在取り組まさせていただいております。

次に、バス路線についてご質問をいただきました。

バス路線廃止申し出の状況について確認させていただきますが、本市に関係する廃止路線としては、6路線11系統が対象となりました。この申し出を受けまして、各路線にかかわりのある二市二町は、4月21日、6月8日に開催されました県地域路線バス等対策協議会において、貴重な市民の足の確保のため、宮城交通に対して路線の存続につきまして強く要望いたしてまいりました。この結果、広域路線となる利府線、加瀬沼線は利用の実態に合わせた便数の確保を行い、平成19年3月まで継続運行することが決定されました。しかし、七ヶ浜循環線と七ヶ浜線の2広域路線については協議が整わず、申し入れを受けた6カ月後の本年12月20日をもって廃止されることとなりました。こうした事態を受け、廃止となる路線に対し塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、それぞれの実情を踏まえた代がえ路線のあり方でありますとか便数の確保について今日まで協議を重ねてまいりました結果、本日、新聞等に掲載されましたとおり、自治体が独自に策定いたしました案で路線存続が図られることとなったわけでありますが、費用等につきましては、今、精査中でございますので、改めて金額等が固まりました折に正確な数字をご説明させていただければと思っております。

また、市内循環しおナビ100円バスについてであります。当面、現行の補助方式で平成19年3月末まで運行を継続することとなり、清水沢団地線についても利用の実態に合わせた便数の確保により同様に、平成19年3月まで引き続き運行されることが決定をいたしているところであります。

次に、保険料及び各種税金等の滞納状況についてであります。

本市は現在、行財政改革の一環として市税等の収納対策強化に全庁挙げて取り組んでまいったところであります。行政サービスは市税等を初め、市民の皆様方の公平な負担により成り立つものであり、また市民の皆さんの自主的な納税を基本とするものでございます。この観点か

ら、本市におきましてはさまざまな事情により納付が困難になった方々に対しましては、納税相談を随時受け付けながら分納や延納など、計画的に納付いただけるような取り組みにも意を尽くしてまいったところであります。しかしながら、平成17年度決算における未収金は、市税において約6億5,000万円、国保税で約8億3,000万円となり、その他の使用料を合わせますと16億円を超える額となっており、前年度と比較しても1億円弱増加している状況にあります。

こういった未収金の取り組み状況についてであります。この滞納額の増加の要因といたしましては、やはり地域経済の回復がなかなか見えてこない現況が大きく影響しているものと考えておりますが、新たに滞納者が増加するというよりは、個々の納税者の滞納の累積が滞納総額を増加させている現況もございまして、法に基づく納税の義務の履行、負担の公平性の観点から、早期に解消を図る措置が必要な状況にあるというふうな認識をいたしております。

また、市税や国保税以外におきましても、納付できる資力があながら納付する意思のない、誠実を欠く悪質な滞納者等に対しましては、厳正な対応をとるべく市営住宅家賃等の滞納について法的な措置を講じさせていただいたところであります。

この負担の公平性を確保するための取り組みを進めてまいりました結果、例えば市営住宅の使用料につきましては16年度83件3,300万円ございました滞納家賃を17年度では2,400万円まで縮減し、約900万円の増収に結びついたものでございます。

また、市税等の滞納につきましては、昨年、法に基づく滞納処分といたしまして差し押さえ不動産の公売を実施するに至り、約320万円余りの増収を図らせていただきました。

今後とも、滞納者の方々については、それぞれ個々の事情に誠意を持って応じながら、職員一丸となって収納率の向上になお一層努めてまいりたいと考えているところでございます。

私からは、以上でございます。よろしくお願いいいたします。

副議長（志賀直哉君） 小倉教育委員会教育長。

教育長（小倉和徳君） それでは、私の方から学校教育と今後の動向についてお答えいたします。

まず初めに、ゆとり教育の学力への影響はどのようになっているかということでございますけれども、まずゆとり教育は昭和52年、それまでの詰め込み教育の反省に立ちまして、授業の時間数を減らしたり、基本的な学習内容に絞ることにより児童や生徒みずから学ぶことを理解し、学習することに意欲を持って取り組み、個性やさまざまな能力を伸ばすことを目指すこ

とを目的とし、取り組みが始められたものでございます。

そのような中、経済開発協力機構が行った学力の国際比較で見ますと、国全体としてその順位をやや下げているのも事実でありますし、ゆとり教育に転じた後、初めて行われました平成15年度の学力テストではその3年前の結果と比べてやや向上しているとの結果も出ており、ゆとりと学力の問題について、いまだ中央教育審議会等で論議されているところであります。

本市の児童生徒の学力について見ますと、本県を含め4県で行っております小学校5年生と中学校2年生を対象とした、平成16年度・17年度実施された学習状況調査の結果におきましては、読み・書き・計算などの基礎的な学力や読解力、考え方、作文力がやや課題な部分はありますけれども、家庭学習の時間もやや不足している状況にあるところでございます。

教育委員会といたしましては、このような状況を踏まえながら学力向上のために本年度から3カ年計画で、わかる授業の推進、家庭学習の定着化を重点目標にし、現在それに取り組んでいるところでございます。

まず、わかる授業を進めるには、児童生徒や保護者から信頼される指導力のある教員が不可欠であることから、このような教員を育成するために本年度から学校教育課に新たに教師を指導する、いわゆる指導主事を配置するとともに、市内の優秀な中堅教員から成る教科指導員制を復活させ、研修会や授業研究会においてより専門的な立場で指導・助言を行っております。

また、市内中学校一斉授業研究会を年2回開催し、お互いに授業を見合いながら指導法の工夫などについての研修を行っております。

次に、学力を向上させるためには、子供たちそれぞれに学習習慣を身につけさせることが大切であるということから、家庭学習の定着化を図らせたいと考えております。

中学校は1時間、小学校は30分を一つの目安としまして考えておりますけれども、それらに向けて、例えば第一小学校では本年度から小・中・高学年ごとに目当てを決め、本人及び保護者に家庭学習の進め方のカードを配付し、家庭学習の定着化に向け取り組んでおります。

今後とも、基礎的な学力はもとより、国際化や情報化がますます進む社会の中で創造的に力強く生きていけるような、確かな学力を身につけられるよう努力してまいりたいと考えております。

続きまして、2学期制と3学期制の問題点についてお答えいたします。

2学期制のメリットとしましては、授業時間数の確保ができること、7月と12月にも学校行事を入れやすいことなどがあげられますが、またデメリットとしましては、評価が2回になる

ことから、児童生徒の学習の状況が保護者にとらえにくくなることなどがあげられます。

この2学期制の導入につきましては、現在、県内では仙台市、七ヶ浜町を初めとして4自治体270校で実施されております。そのうち、270校のうち187校が仙台市であります。仙台市以外の導入校の83校であり、県全体から見ても17.4%にとどまっているところでございます。

教育委員会といたしましては、平成17年度、市内校長会に学期制のあり方について検討をお願いいたしました。その結果、2学期制については、整理すべき課題が多いとの意見があり、当面は現状の3学期制で取り組んでいくことが妥当であるという検討結果をいただきました。この検討結果を踏まえ、2学期制の導入については、今後とも全国的な取り組みの動向や実施市町村の成果や課題等を見ながら、さらに検討していきたいと考えております。

次に、県立高校の学区撤廃をどのように考えるかということについてお答えいたします。

宮城県教育委員会では、現在、県立高等学校の通学区域のあり方について、高等学校入学者選抜審議会に諮問し、当審議会からまだ答申を受けていない状況のようです。

したがいまして、宮城県教育委員会が現在の学区制のあり方について答申を受けてから決定することになりますので、現段階では方針が示されておりません。9月7日には高等学校入学者選抜審議会の学区制検討小委員会は、学区撤廃が最も望ましいとした答申素案に対する県民の意見聴取の結果を公表しました。仙台圏に受験者が集中する、学力向上のためには撤廃も望ましいなど賛否両論が寄せられました。

教育委員会といたしましては、各中学校における進路指導の充実を図りながら、地域に根差した地域から信頼される魅力ある学校づくりを今後とも県教育委員会に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

副議長（志賀直哉君） 22番福島紀勝君。

22番（福島紀勝君） ありがとうございます。

なお、再確認させていただきながら進めてまいりたいと思います。

一つは、海辺の賑わいゾーンの関係でいろいろ教えていただきました。それで、国道45号線の地区編入に伴うところの状況、これでたしか公共施設管理者負担金等が発生するかと思うんですが、この部分でこちらの銀行側に拡幅される道路の部分との関係で、その辺の面積なり負担金の関係がどのように変わってくるのか。あるいはそれに伴って、先ほど市長がおっしゃった、いろいろ手法を講じて、少しでも費用の削減を図って効率よくと、こういうふうにおっし

やったと思うんですが、その分の進め方等々があればお知らせをいただきたいと。

それから、2番目の、今、教育長の方から答弁をいただきました。それぞれの出方を見て、こういう確かな、間違いのない動きだと、このように思います、進め方としては。しかし、もう既に進んでいるところでは、石巻市の教育委員会はもう反対の表明をしておりますし、お隣の松島町議会の中ではその反対の意見書も上げております。

こうしたところから見れば、今、説明をいただきました部分で、判断に非常に苦しむだろうと、こんなふうに思いますが、ぜひこれからの世代を担う子供さんたちが伸び伸びと安心して勉学に励まれるような教育方針をぜひ貫いていただければなと、その辺の動き、もう一度お尋ねをしたいと思います。

それから、塩竈のPR、確かにいろいろ手法もあるかと思えます。それで、前段に市長がおっしゃったそれぞれの、南三陸の関係なりいろいろな部分で、県で取り組む部分と便乗する部分、それから独自で実施をしていきたい部分等々があろうかと思えます。過去に海と山を結ぶ学童の交流があって、浦戸を中心としてやっていたのかなと、こんなふうに思えます。そうした面等を含めて、最近では修学旅行の生徒さんの学校間の流れがどうなっているのか。ちょっと古くなるんですが、この宮城県から会津若松の白虎隊の方にと、あるいは会津の方からはこちらの塩竈・松島へと、こういう交流があったと思うんですが、高速道の関係等々があって、行動範囲が広がったせいか、ここを通過してしまう部分もあるのかなと、こんなふうに思いますが、そうしたところを考え合わせながら、ぜひこの地元のいい部分を売り込んでいきたいなと、こんなふうに思っているんです。

それで、昨年、水産家の皆さん、大変ご苦労したと思うんですが、アサリの天敵であるサキグロタマツメタ、これの駆除等々で大分お骨折りをいただいて駆除に当たったと思うんですが、実は相馬で先日、このサキグロタマツメタを使って大変上手な料理をして売り出していると、こういうことで一石二鳥だということ、150個ぐらいとったものを上手に利用しながらおいしくいただいたと、こういうあれでマスコミ等でも取り上げておるようです。

潮干狩りを含めて、私どもの地元にある、すぐれたこの自然、そして美しさ等々も含めて、ぜひそんな面も含めてPRに励んでいただきたいなと、こんなふうに思っておるところです。

7月の下旬に、私ども会派で下関と門司、両方を見学をしてきまして、いろいろ勉強させていただきました。正直言って、よそのポスター、それぞれのJRさんをお願いして張り出しているポスター、ずうっと探してみたんですが、塩竈のポスターは残念ながらないんです。ぜ

ひ、それぞれ行政側とそれから観光協会の皆さんなり、あるいはそれぞれ持ち前のルートを持っている方々と協力し合って、ぜひいい形で塩竈に集客をしながら、そしてPRを図っていただきたいなと思っているところです。

それから、けさ出た七ヶ浜循環線の関係なんですが、七ヶ浜町が路線バスの維持に充てていた補助金は、年300万円ほどだったんだと。それを代がえ運行による支出は、年2,500万円前後にふえる見込みと、こういう部分で、あと塩竈と多賀城で300万円引いた部分を負担するのか、あるいは七ヶ浜がこれの300万円にどのくらい上乘せになって案分されるのか、そうしたところをまずお聞きしたかったのと。それから一つ安心したのは、当局の努力で19年度……、19年度でよろしいんでしょうか、19年末までなのか、そこで3カ月ほど期間が違うんですが、そうした中でまた確保していただけると。これは、利用されている市民の皆さんも安心したかと思うんです。

それで、たしか、ことしの3月の下旬だったと思うんですが、地元の労働団体であります連合塩釜地域協議会が、自治体要請を、二市二町、松島に走っていませんので、この中で相談をした経過もあったかと思うんですが、そうした中身がそれぞれの地域協議会の、バス部門の中でのどのように反映をされたのか。マスコミでは、市長が絶対これは廃止は困るよと、ぜひ存続してほしいという形で県の方に申し入れをされている写真なども載っておったので、それは確認をしているんですが、自治体要請された部分でどのような効果を上げてもらったのか、その辺もお聞きをしたいと思います。

それから、5番目の関係では、それぞれ担当者、収納係を含めてみんな大変頑張ってもらっています。それで、私が申し上げたかったのは、他市のことですから余り大きな声で言わなくともいいと思うんですが、最近合併して大きくなった市で、大変な金額、請求漏れをしまして時効になってしまったと、こういう部分がありましたので、ぜひ本市にあってはそういうことのないように、そして先ほども申し上げたように、それを払う側もそれから徴収する側もお互いに、人ですので、十分その辺は通じ合った中で相談をしていただきながら、ちょうだいするときにはにこやかに、皆さんにお願いをしていただきたいと思います、職務に当たっていただきたいと思うんです。

そんなことで、箇条書きになってしまいましたが、今申し上げました部分で、2問目の質問とさせていただきます。

副議長（志賀直哉君） 内形建設部長。

建設部長（内形繁夫君） それでは私の方から、今ご質疑のありました公管金、正式には公共施設管理者負担金、いわゆる国道が海辺の賑わいの土地区画整理事業によりまして拡幅されるためにいわゆる管理者である国土交通省の方で負担する金額でございます。

まず、面積でございますが、公管金対象面積が2,238.77平米、これは港町のところから稲荷下までのところの総延長579.1メートル、そして最大拡幅メートルが約4メートルくらい、平均22メートルくらいの国道になります。

それで、公管金の額が、これから交渉になります。平成19年度から20年にかけて正式協議ということでこれから進めますが、こちらでいろいろ予定しているのは、1億6,800万円から1億8,500万円くらいの間で協議が整うかなと見ておるところでございます。

以上でございます。

副議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 本市への集客とPRについてお答えを申し上げます。

まず、修学旅行の最近の状況ということでございましたが、最近はやはり、ただいまお話をちょうだいいたしましたように、交通網の発達等によりまして塩竈に修学旅行という形で来る児童生徒さんたちはもうほとんど見受けられないというのが実態かと考えております。

それから、サキグロタマツメタの料理というふうなことでございますが、これにつきましては、塩竈でもいろいろな料理の研究家の方をお願いして実際につくって、私たちが試食をしたということもございました。今後、こういったものをさらに普及させていかなければいけないというふうに考えておるところでございます。

それから、駅、それからJR、こういったものにご協力をいただいたPR活動ということでございますが、私たちがJR東日本さんの協力をいただきまして、港まつりや寿司街道のポスターを掲示していただいておりますほか、市民団体の各種イベントにつきましても電車内の中つり広告などという形でPRをさせていただいております。

また、昨年7月にマリングート、港オアシスということで指定をされてございますが、こういった部分につきましては、道の駅などにもう既にそういったポスターとしてPR活動がされているところでございます。いろいろご指摘いただきましたように、塩竈への集客ということでございます。前にも資料をお出ししておりますけれども、観光客による塩竈に対する経済波及効果は百数十億円に上るというふうに試算してございますので、今後とも努力をしてみたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

副議長（志賀直哉君） 棟形市民生活部長。

市民生活部長（棟形 均君） それでは、私の方からご質問のありました七ヶ浜循環線に係ります負担の関係についてご報告申し上げたいと思います。

七ヶ浜循環線、この路線は七ヶ浜の割山経由、それから菖蒲田経由の二つの系統がございまして、下馬から塩釜営業所に至る路線でございます。

先ほどお話がありましたように、12月20日をもって廃止ということになりましたけれども、これまで事業者と関係市町で存続について協議を重ねてきたところでございます

新聞にございますように、基本的には代替案が固まっております。具体的には、運行コストを下げるために、多賀城の東部路線でありますユーアイバス、こちらの方に新ルートとして宮交バスシステム、こちらの方に委託を前提にしているということが第1点。

それから、新聞にもありますように、基本的な七ヶ浜循環線の路線は七ヶ浜と下馬になります。ただ、塩竈市の方にも実態に合わせて塩釜駅の方にルートを確認しているというのが2点でございます。それから、3番目が料金の値下げということが大きな柱となっております。

ご質問の具体的な負担割合、総額が2,500万円ということで新聞の方に掲載されておりますが、現在塩竈市、それから多賀城市、七ヶ浜町を含めましても、これは総額でございますので具体的な金額が提示されていることは事実でございますが、運行の収入、あるいはその運行経費、こういったものが算出根拠として出されておりますので、現在、関係市町でその辺を検証しているというところでございます。具体的な数字が出てまいりましたら、改めて所管の委員会等にご報告申し上げたいというふうに思っております。

それから、2番目の地域協議会、こういったものでいろいろ要望をまとめた内容がどのように反映されているのか、効果があったのかというご質問でございます。

本来、事業者からすれば、事業者の事業年度であります10月1日から9月30日、いわゆる9月30日の廃止が、事業者からすれば基本的なスタンスとして多分お持ちだったろうと思いますが、皆様方のこういったご要望等を踏まえまして、実際は12月20日までの存続、あるいはさらに延長して年度末、来年の3月末までの延長、さらに19年度以降の取り組みについても継続して引き続いて協議ができるような状態になっていると、それが一つの大きな効果ではないかというふうに考えています。

副議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

教育長（小倉和徳君） 県立学校の学区撤廃につきましてですけれども、これまで先ほどお話

しましたように、魅力ある学校づくりをお願いしてきたところでございますけれども、来月も県教育委員会と話し合う機会がありますので、子供たちが入りたくなるような、楽しい魅力ある学校づくりを再度県教委の方をお願いしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（菊地 進君） 22番福島紀勝君。

22番（福島紀勝君） 大変ありがとうございます。

先ほど、三浦部長の方からそれぞれ努力なさっている報告をいただきました。

それで、実は表坂の向かい側にトイレを設置してもらって、観光客の利便施設と、こういうことでしていただきながら、なお、こちらの壱番館の前のところ、昔というか、前にやみ市と言われたところのトイレについては中心市街地活性化の一環としてつくっていただきました。ああいう形でそれぞれ望むところにぜひやっていただきたいなと思っております。と申しますのは、越の浦のあそこの5店ほどの、県有地をお借りして商売をしている部分で、どっとお客さんがおいでになると、それぞれ角度は違うんですが、結構追肥をなさって、風紀上、衛生上も余りよくないのではないかなと、こんなふうにも思っておるところなんです。放水です、追肥といってもちょっとあれですが……。そんなことで男性の方はそれで何とか間に合わせもできるんでしょうけれども、女性の方についてはなかなか思うように使用できないと。こういうところもあるようですので、そんなところをどのような方法が一番ベターなのか、その辺、もしお考えがあればお聞きをして終わりたいと思います。

副議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 越の浦のエリアということでございますので、ちょっと調べてみませんとわかりませんが、漁港関係の調整が出てくるのかと思います。

大変申しわけございません。いろいろ勉強させていただきたいと思います。

副議長（志賀直哉君） 4番伊藤栄一君。（拍手）

4番（伊藤栄一君）（登壇） 平成18年9月議会も最終日となりました。

今回も私が最後の質問となり、極力重複を避けたいと思いますが、重なる点がありましたらご容赦のほどお願いを申し上げます。

ニュー市民クラブを代表して、通告に従って質問をいたします。

このたび、9月2日、皇室におかれましては秋篠宮妃紀子様にご誕生されました。国民は、我がことのようにお喜びになり、日本国内は大変明るいニュースに包まれました。

た。私も、心からお喜びとお祝いを申し上げます。

その喜びの余韻がまだ残る中、今度は台風13号が九州地方に上陸、大変な被害をもたらしました。亡くなられた方々には心より弔意を申し上げますとともに、罹災に遭われた方々には衷心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復興と通常の生活に戻られますよう、ご祈念申し上げます。

さらに、昨日、大雨で浸水被害に遭われた方々にもお見舞いを申し上げますとともに、早朝より見回りに出勤された職員並びに関係者の方々にも感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

さて、質問に入ります。

第1に、市長の政治姿勢について、4点ほどお伺いいたします。

平成15年4月、市長は選挙公約で「日本で一番住みたいまち塩竈にしたい」と述べられておりますが、市長に就任以来3年6カ月、市民にとって安心・安全、環境、福祉、教育などなど、よくなった、変わらない、悪くなったとさまざまな評価をされておるとおもいます。

そこで、第1点目の質問ですが、市長が今期、特に力を入れたと思われることをお尋ねいたします。

次に、市長就任以来、当市の財政状況は悪く、再建団体に転落寸前でもあったと思います。塩竈市の基幹産業である水産業の不況、市内中小企業の不況、将来の人口減少に伴う税収入の減、高齢化に伴う費用分担増など不安要素がたくさんある以上、抜本的な歳出抑制策こそ当市の待ったなしの課題だと思います。

国から地方に配分される地方交付税の抑制の論議も高まっているだけに、各自治体は覚悟して財政政策に取り組まなければならないと思います。

そこで、2点目をお尋ねいたします。

どのような財政改善になったか、お尋ねをいたします。

次に、平成の大合併も終わり、99年3月末で全国3,232あった市町村が2006年、平成18年3月末で1,882に再編されました。県内では、99年には10市59町2村、71の自治体が、ことし3月末で13市22町1村、36自治体となりました。全国的に合併後のメリット・デメリットの結果を述べることはまだ先のことと思いますが、合併後の住民に対するサービス、福祉、環境整備などたくさんの項目がありますが、合併後のデメリット、苦情については余り聞こえてきません。市町村合併は国の政策であり、地方分権、行財政改革と、豊かな地方づくりを目的として

おります。

合併をしないまちと言っているところもありますが、職員が公園の掃除とか草取りなどしており、財政緊縮、財政緊縮と道路は狭く、穴だらけ、福祉関係もそのまま、それではまちの繁栄は難しいものと思われまます。財政力の弱い自治体、強い自治体の地域格差はどこでも見受けられますが、合併こそ地方自治体は一体となって改革をしなければならぬと思います。

そこで、第3点目にお伺いします。

市長は、隣接市町村と合併を行い、元気あるまちにしたいとお考えでないでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、過去・現在を振り返り、塩竈市の未来像についてお伺いいたします。

昭和20年終戦、30年は戦災復興、物不足、定職につけない失業者も多く、毎日生きるため精いっぱい時代でもありました。その後、オリンピック、万博開催、昭和50年代に入り、日本列島改造、交通網、環境、インフラ整備などと全国的に華やかな時代となりました。そして、平成に入りバブルの崩壊、サラリーマンのリストラなど産業や生活の基盤が崩れ出し、経済も下降傾向となり出しました。

このような時代の流れの中、塩竈市は30年代は水産業のにぎわいによる活気あふれるまちでした。50年代に入り、さらに水産業は上昇、人口の増加に伴い杉入小学校、玉川小学校の開校、そして57年には魚市場水揚げ高が500億を越す盛況となりました。

一方、港については、仙台港、石巻港、そして石巻漁港、気仙沼漁港など、県内はもとより全国的に港の開設や修築事業が盛んに行われました。この時代、塩竈は東洋一の新魚市場を構え、県内一番の水揚げ高を維持しておりました。港湾については、天然の良港とPR、他の港のしゅんせつ復興作業船の係船岸壁などを使用、さらに貨物の取り扱いも順調に伸びました。市内尾島町飲食店街も多くの人でにぎわいました。昭和の末期から平成に入り、国際的な漁業規制の強化、生活様式やニーズの変化により水産業を初め本市の産業全般が厳しい状態に置かれるなど、時代の厳しいうねりを受けながら今日を迎えました。

当市の人口推移を見ますと、昭和16年市制施行当時は約3万1,000人、30年には5万人、50年には5万9,000人、60年には6万1,000人、平成7年には6万3,000人、その後だんだんと減少し、現在では6万人を切るようになりました。私は、市民の一人として、このように塩竈市の時代の流れを見つめてまいりました。

そこで、第4点目に質問いたします。市長は、今後の塩竈市の未来像について、どのように

お考えかをお尋ねいたします。

次に、第2番目に、学校教育について2点ほどお伺いいたします。

生徒自身、家族、先生、友達、警察官など、その場その場の立場に立って心構え、家族のきずな、先生とは教えを受けた恩師、敬う心、それから警察官を見る目は、規律、おきて、決まりなどに、是非を決めてくれる人などに、友人、友達など当たり前のことが生徒たちには欠けておると思います。

そこで、第1点目の質問ですが、家族、先生、警察官などに対する心構えの教育についてお尋ねをいたします。

次に、道徳教育について何度か質問しておりますが、思いやりの精神、マナー、ルールなどとっさに判断を備える行動力のできる教育体験、例えば泊まりながらの野外学習、団体行動など、塩竈は地理に恵まれ、宝の島、浦戸諸島があります。島を渡り歩き、泊まり、電気・水・ガスなどの不足の体験、教育、物のありがたさを実感する体験、家族とのきずな、落後者に対する思いやり、食事のマナー、寝起きのときのルールなど、いろいろ体験することができると思います。さらに、大人になっても基本を身につけることもできます。前にも質問したと思いますが、ぜひ体験、実現できるよう、塩竈から発信いただきますことをお願い申し上げる次第であります。

そこで、第2点目には、思いやりやマナー、ルールなど、どのような教育指導をしておるかお尋ねをいたします。

これで、第1回目の質問といたします。ご清聴ありがとうございました。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま、4番伊藤栄一議員から市長の政治姿勢についてというご質問をいただきました。

私の所感をご答弁させていただきたいと思います。

初めに、今期重点的に取り組みました施策、また財政危機について、どのような認識のもと改善策に取り組んできたのかというようなご質問でございました。

平成15年に、私、市長に就任させていただきまして、改めて市政のかじ取りをいたしてまいりました。これまでの間、ふるさと塩竈の再建を心に念じながら日本で一番住みたいまち塩竈にぜひ仕上げたいということと、市民の皆様方の視点に立った市政の運営に努めてまいりたいということをお職員に常々お願いをいたしてまいりました。

就任当初は、本市の人口減少、低迷する地域経済、さらには国の三位一体改革による地方への、特に財政面での深刻な影響など、まさに本市を取り巻く行政環境は想像以上に厳しい状況でありました。塩竈再生への剣が峰にいるなという、強い思いをいたしました。

そこで、まず最初に取り組みましたのが、公約に掲げました歳出の1割削減、あるいは職員定数の100名削減等であります。いわゆる行財政改革であります。このことにつきましては、議会等を通じて再三申し上げておりますとおり、これは目的ではなくて手段であります。こういった行財政改革をなし遂げることによりまして、初めて本来やりたいという目的が達せられるのではないかと、このことを常々考えております。

さらに、18年度以降におきまして、残念ながら40億を超える収支不足が見込まれるという大変厳しい財政見通しの中で引き続き市民の方々にも一定のご理解をいただきながら行財政改革をぜひ進めていきたいということで、新行財政改革推進計画を17年4月に策定をさせていただきました。

行財政改革を推進する上での基本方針であります。先ほど申し上げましたように、まずは市民とともに歩む市政の推進であります。さらには、市民サービスの改革推進、効率的・機動性の高い組織体制の確立、また広域行政による効率的な行政運営の促進と行財政健全化の推進の五つの大きな柱を掲げさせていただいたところであります。

さらに、17年・18年度を集中改革期間と位置づけて、財源対策のフレームを決めさせていただきながら、職員数の削減を初め、事業の厳選、特別会計の経営健全化、そして公的資金の借りかえでありますとか職員給与の独自削減の緊急措置など、徹底した内部改革の努力に努めてまいったところであります。国の三位一体改革、さらに今後新たに始まります歳出歳入一体改革によりまして、全国的に地方財政は大きな逆風が吹くものと予想されますが、国の集中改革プランに先駆けていち早く、本市行財政改革推進計画を策定し取り組んでまいりましたことは、次年度以降の財政の健全化に一定の道筋をつけたものと考えております。

一方、15年11月に設置いたしました、先ほど来申し上げさせていただいております市民の視点での塩竈の再生を目指す塩竈再生委員会より17年11月に最終の提言書をちょうだいいたしました。持続可能な再生であるべきという市民の方々の視点からの緊急の取り組みとして、行財政改革、まちのにぎわいづくりについて、63項目にわたる具体的提言をちょうだいいたしました。

就任以来3年余り、この二つの改革、努力によりまして本市独自の行財政改革は一定の成果

を上げ、明確な道筋、方向性を示すことができたのではないかというふうに考えておりますが、なお行財政改革の道筋はまだ遠いという認識をいたしております。

このように、道半ばではありますが、この当初目標を越えて行財政改革をなし遂げていくところが今、我々に求められている課題であるという認識のもと、今後とも選択と集中の視点で、安心して、元気で、大好きだと言っていただけるようなまちづくりのための各種施策を展開してまいりたいと考えております。

その成果はということでお伺いをいただきました。例えばであります、長年、都市内に唯一残されました公的空間でありました貨物ヤード跡地の区画整理事業に着手をさせていただき、職・住・商が一体となりました新たな魅力ある都市空間が今後間違いなく創設されるだろうというふうに考えておりますし、また市民の生活活動範囲の拡大のために100円バスの運行を始めさせていただきましたほか、子育て支援の一環といたしまして塩竈子育て支援センターの開設でありますとか、ファミリーサポートセンター開設により少子化に対応した子育て支援の充実を図らせていただきましたとともに、高い確率で予想されております宮城県沖地震への対応といたしまして、保育所や小中学校の耐震対策などの防災対策を強力に推進してまいったところであります。

一方で、本市の基幹産業であります水産業、水産加工業、商業などの経済活動につきましては、残念ながらいまだ景気回復の兆しが見られない状況が続いており、市民の方々大変な辛酸をなめておられます。今後は、既存産業の振興でありますとか新たな企業立地を図りながら、地域経済の活性化に我々、率先して取り組んでいくことが最大の課題ではないかというふうに認識をいたしております。

この3年、振り返りますと、行財政改革に邁進した日々でありました。改めて、また立ちどまって考えながら、本当にこのまちの再生に今何が必要かということをも市民の方々と語り合っ
てまいりたいと思っております。

私は、これまでの歴史の積み重ねの中で培われてまいりました市民の方々の力は今後、互いに協調し合うことによりまして大きな力になり、行財政改革を通して蓄積されました行政の力と相乗効果を発現することによりまして、現在の危機を総力戦で乗り越えられるものと考えておりますが、その乗り越えた行き着く先が、日本で一番住みたいまち塩竈ではないかなというふうに考えております。

今、このときでありますからこそ、ふるさと塩竈再生を私の使命として新たなステージに向

かって飛躍をしていかなければならないと考えているところでございます。よろしく願い申し上げます。

次に、隣接市町村との合併でございます。

議員の方から、合併のメリット・デメリットというふうなお話も賜りました。私自身、まだよくメリット・デメリットという部分について整理がついていない部分もありますし、そもそも市町村合併を、どうも財政効果だけを取り上げて取り組んでおらないかという反省もいたしております。合併問題の根本として、やはり現在、我が国そのものが人口減少社会でありますとか、少子高齢化社会に突き進んでいるということと、地方分権が進展するとともに道州制への移行等も検討始められております中、二市三町を中心といたしますこの圏域がいかにあるべきかということが厳しく問われているのではないかというふうに認識をいたしております。

国におきましては、平成の大合併をさらに加速させるべく、平成17年に新合併推進法が施行され、平成22年3月末までに合併を行う場合につきましては、これまでの財政的支援に加え、例えば県職員の派遣でありますとか情報提供などの業務支援が受けられることとなっております。この法律に基づき、県から合併推進構想が示され、その中で塩釜地区二市三町は合併が望ましい地域として改めて示されたことにつきましては、議員各位もご了知のことと思います。

このような中、本年2月に開催されました初めての、村井知事と二市三町の首長との懇談会の際にも合併についての議論があり、二市三町の枠組みが最良の選択であるということについては、二市三町の首長でも意見の一致を見たところであります。本市といたしましては、県の合併推進構想案が極めて現実的ではないかという意見を、私も知事に申し上げさせていただいたところであります。

一方、各市町村の固有の事情がそれぞれあるわけでありまして、調整を必要とする課題もまだ多々存在をいたしております。また、合併に対する認識にそれぞれの市町で温度差があるのも現実でありますことから、まずは本市におきまして現下の厳しい財政環境を克服するため、行財政改革を引き続き推進し、名実ともに他市町から健全な本市の行財政運営が確立された後にこのような合併推進ということに大きな動きが出てまいるのでないかなというふうに考えております。

そういったことを申し上げます背景といたしましては、毎年、宮城県市町村課長と個別に意見交換会を行っております。当然のことではありますが、合併等につきましても県としての一定の考え方をお示しいただいております。私からも、私の現在の臨む立場等についてもお話をさ

せていただいておりますが、市町村課長からも、本市の財政状況、本当に大丈夫かというようなご心配を賜っておりますし、他市町につきましても本市の財政状況について大変大きな懸念を持たれておるといようなことは仄聞^{そくぶん}をいたしております。

こういった状況をまず何としても解消していくということが、こういった議論を深める上では何よりも大切ではないかなと思っておりますし、またあわせて広域行政の枠組みのメニューをふやしていくといったようなことも、合併議論を進める上での大きな材料になるのではないかというふうに考えております。

たまたま、この8月に、多賀城市に新しい市長が誕生いたしました。広域での協議を行いながら、また新たな局面が生まれる等の予想もされます。ぜひ、誠意を持って話し合いをしながら、改めてその時期には市民の皆様方のご意見を拝聴してまいりたいと考えております。

次に、私の政治姿勢の中で、過去・現在・未来の塩竈についてというご質問をいただきました。

ご案内のとおり、本市は古くから海・港を中心として豊かな自然の恵みを受けながら、産業や生活基盤を築き上げ、今日まで大きな発展を遂げてきた歴史を有しております。本市は、まさに海とともに歩んできたまち、海洋都市ではないかなというふうに考えております。

振り返りますと、議員の方からお話ございましたとおり、30年代から40年代にかけて、我が国が高度成長を遂げる中、塩釜港内に1万トンの岸壁、また東洋一と称される魚市場の移転落成と飛躍的な発展を遂げ、本市が水産・港湾都市として今日まで脈々と生き続けた確たる財産を築き上げていただいたものと考えております。

さらに、昭和40年代後半から50年代、周辺地区の宅地開発でありますとか仙石線の高架複線化などの都市基盤整備が進みますとともに、水産加工団地の形成、魚市場にありましては水揚げ高が500億円を突破するなど産業の集積や振興が図られ、名実ともに二市三町地区での中心的な役割を果たしてまいったものと考えております。しかしながら、平成に入りましてから、世界的な漁業規制による魚市場水揚げの低迷、物流形態の多様化による港湾の貨物取り扱いの減少など、本市の基幹産業をめぐる環境が大きく変化し、さらに塩竈商圈の消滅でありますとか近隣市町の宅地開発によりまして、本市の求心力が残念ながら徐々に低下し始めた時期ではないかと考えております。

このふるさと塩竈が歩んでまいりました歴史は、まさに海とともに歩んできたものであり、この歴史を踏まえ、未来のふるさと塩竈を思い描きますとき、やはり塩竈のまちを育んできた

海の恵みに感謝をしながら、海・港を中心とした本市ならではの魅力的な資産を生かした水産業、港湾・運輸業、商業、観光、まちの景観整備も含めて再構築をしていくことこそが未来に通じる道筋であるというふうに認識をいたしております。

本市は、長期総合計画におきまして「海・食・人が活きるまち塩竈」を都市未来像に掲げ、海、そしてそこから生み出される豊かな食を中心としたまちづくりを進めてまいります。

私も、市長就任以来、さまざまな地域をご訪問させていただきます。そういったまちを訪問する際に、塩竈市はすばらしい歴史、文化、さらには食材を有するという点で外からの評価が極めて高いということに改めて驚きを覚えております。

振り返りますと、塩竈市、18平方キロの面積であります。他市町に比べますと10分の1ぐらいの市域面積しかないわけですが、ここに、このわずかな都市空間に5万9,000人強であります、私はそう思っております。5万9,000人強の人々が今まで歴史文化を築き上げてきたということでもあります。言いかえますとポテンシャル、潜在能力が極めて高いということの証左ではないかなと思っております。

こういった高いポテンシャルを我々が今、新たに見つめ直すことによりまして、塩竈の未来というものは決して悲観的な材料だけではないのではないかと。むしろ、我々が今、総力を結集して塩竈というのはこんなすばらしいまちですという情報をどんどん発信していくことによりまして、塩竈のまちというのは間違いなく必ずいい方向に変わってまいるという認識をいたしております。その先頭に立つべきが私であると思っております。

なお、今後とも議会の皆様方のお力もおかりしながら、なおかつ市民の方々の目線を大切にしながら、さらなる努力を重ねてまいりたいと考えているところであります。よろしくお願いを申し上げます。

また、学校教育についてご質問をいただきました。

このことにつきましては、教育長より所感を述べさせていただきたいと考えております。

私からは、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

副議長（志賀直哉君） 小倉教育委員会教育長。

教育長（小倉和徳君） 私から学校教育についてお答えいたします。

まず初めに、自分自身、家族、先生、警察官との取り巻く環境を理解できるような教育についてでございますけれども、現在、少子化、情報化の進展等、子供たちを取り巻く環境が大きく変化し、子供たちの倫理観や社会性の不足、規範意識の低下、自立のおくれなどが指摘され

ております。

このような現状を踏まえ、本市では、思いやりの心・健康な体・豊かな創造力を培う学校づくりを教育方針に掲げ、さまざまな施策を推進しているところでございます。

学校における道德教育は、年間35時間の道德の時間だけでなく、学校の教育活動全体の中であらゆる機会をとらえてなされるものでありまして、最終的にはみずから考え、判断し、道德的な実践ができる人間性を育成するものであります。

道德教育の実践例としまして、例えば玉川中学校では毎年、各界で活躍する著名人の体験談や実技など、本物に触れさせ、自分の生き方について深く考えさせる全校道德の時間を実施しております。例えば、ことしは加美町在住の、目に障害のあるピアニスト、佐藤裕子さんに「私が私らしく生きるために」というテーマでお話をしてもらおうとともに、ピアノの弾き語りをしていただきました。佐藤さんの、ハンディを乗り越えてたくましく生きる姿に触れ、生徒たちは他人を思いやる心やそれぞれの個性や立場を尊重することなどの大切さを学んだと聞いております。

また、同じく玉川中学校のプラスバンド部の有志が敬老の日に、地域の特別養護老人ホーム清楽苑を訪問し演奏するなど、社会に貢献する実践活動も行っておりますほか、現在行っております感動支援プロジェクト事業なども活用しながら、今後ともみずからを律しつつ他人とともに協調したり、他人を思いやる心や感動する心などを身につけさせるために道德教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、思いやり、マナー、ルールととっさに判断できる教育についてお答えいたします。

文部科学省の調査では、生活や自然の中での体験が豊富な子供ほど、道德観や正義感が身についているという結果が出ております。マナーや判断力は、いわゆる知識として学ぶだけではなく、子供たちの日常生活の遊びや人との触れ合いの中で試行錯誤しながら取り組んだり、悩んだり、振り返ったり、先を見通したり、心で感じる学びとして豊かな感受性のもとではぐくまれるものと考えております。しかしながら、昨今の子供を取り巻く社会環境の変化などから、現在の親御さんが子供だったころと比べ、地域の子供たち同士の先輩、後輩の触れ合い、地域の大人との日常的なかわりが薄れますとともに、家庭内での手伝いやお使いなどの日常的な社会体験の機会が少なくなっているのが実情であります。

本市のこのような状況を踏まえ、各学校においてさまざまな体験活動を推進しているところ

でございます。例えば、第二小学校では、9月に4年生127名が環境教育の一環として、浦戸桂島に渡り、アサリを食べるサキグロタマツメタガイの駆除活動や磯の生物観察及びハイキングコース等の清掃活動を実施しております。このようなグループ活動を通し、お互いに協力することの大切さや他を思いやる気持ちを学んだと、子供たちは感じております。

今後とも、学校での学習活動や地域でのさまざまな体験活動を通して思いやりの心や判断力を養ってまいりますとともに、地域に開かれた学校として地域の方々のご協力をいただきながら、大人たちもみずから行動し、子供たちに示していくことで心豊かな子供たちを育成してまいりますと考えております。

以上でございます。

副議長（志賀直哉君） 4番伊藤栄一君。

4番（伊藤栄一君） 1回目の質問に対しまして、いろいろと改革なりいろんな財政状況について、市長より懇切丁寧なご回答をちょうだいしまして、私としても改革するということは大変なことであって、その旗振り役はいつも憎まれ役にもなるというふうにも踏んでおります。

今回も、いろいろな改革でご苦労されていることが、今のご回答で十分に把握した次第でもございます。

その中で、1番目の住みたいまち、これはもう、よい・悪い・普通であるとかいろいろ評価されることは、何でも物事は人が評価したりするときは、いい悪いは半分半分、五分五分であって、これ普通であるということではなかるうかなと思うんですが、いい方の方は余り、普通に、ふだん、これは普通だろうというふうで、行動にも余り目立ちがないと。悪いとなると、声は高いし、いろいろそれに尾ひれをつけて言って歩くということで、これは普通であるというときは、大体7・3とか8・2くらいでよい方がないと普通だと言えないんじゃないかなと思っております。

そういう点では、私は市長が相当努力し、普通の今の塩竈がよくなっているんじゃないかというふうに見受けられる次第でございます。

二つ目の財政についても、私は4年前に地方債で質問したんですが、このころ、最近、新聞にいろいろこの地方債のことで載っております。私は、債券はいろいろ銀行から借り受けをしているとき、塩竈の場合4%から高いので6%借りているんじゃないかと。そういうものを市民債で1%なり2%で市民債を発行したなら当然浮くんじゃないかということで、4年前質問したんですが、当時はそういう地方債は余り認められないということで回答ありました。今回

は、どんどん、このたび大阪とか埼玉で、新聞に出ています、我々議会も休会中に総務教育の木村委員長を頭で、こういうことを一生懸命勉強しながら、議会としても地方債については一生懸命これから勉強しながら、塩竈のよくなる方向に先導していきたいという決意でいるところでございます。

その次の3番目の合併についても、今度隣の市長さんもかわったことだし、その辺で市長選ではいろいろのご意見を聞いたこともありますが、ぜひ海のある塩竈、そして歴史のある多賀城、この辺はこの二市三町の主導的立場になるんだらうというふうにも聞いております。そういう面でぜひ、先ほど市長は財政の評価を頭に置いてではなくというふうにご答弁ちょうだいしていますが、本当に今の村井知事さんが言ったように、ここの二市三町についてはみんなそのまち、まちによって特色あるまちであって、ぜひこれらが合併することによって、先ほど三浦部長からの話で、ここには修学旅行は今のところほとんど来ていないということです。昔は塩竈に相当来ておったんですが、旅館だのに皆分散して泊まっていたんです。今は、旅館がここに幾らかあるんですけども、風呂に入るのに朝までかかってしまうと。そういう面ではやはり塩竈は宿としては適切でないということで、修学旅行も直接松島の方へ、通過道路というふうになっているんじゃないかなと思っております。

そういう面で、ここの二市三町が合併すれば、多賀城、塩竈あたりにはすばらしいホテル、旅館などが建っても、ぜひ修学旅行は、この辺一帯を見るだけで1日、2日過ごせるんじゃないかなと、かように思っていますので、ぜひ市長もそういう面では、前向きな姿勢でおられるということでございますので、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、4番目の港湾の関係ですが、いつもここの港湾計画で見られるんですが、1万トン岸壁、それも本当にお骨折りをいただきながら整備されておりますが、あの入り口の代ヶ崎のところ、いつもあそこの地蔵島が航路の計画の中に入っている。どうしてもとれないのであれば、やはり塩竈の港は、今ある港を利用しながら市長さんがおっしゃった、釣り船とかレジャーとかそういうものを満杯にするよう天然の良港だということアピールしながら、そういうものでレジャーとか観光とか、そういうもので大いににぎわうような、これからの計画の見直しが必要じゃないかなというふうにも私は考えております。そういう面でももう少し港の利用ということをご検討いただければと思います。

今の状況で、仙台港の荷揚げの余った分だけ塩竈に来るというようなことでは、塩竈にいる業者がもたないわけですよ。1カ月に1回や2回来られたんでは、もう企業の方々はもたない

と。今どんどん仙台港の方に向かっておりますので、ぜひそういう面でも、これからは長期的な今後の未来像を考えると、ひとつ、話題としてそういうものを考えていただきたいというふうに思っております。

次に、学校教育問題ですが、教育長さんがいろいろとお骨折りをいただきながら、生徒たちへの教育、これはよくわかるんですが、言葉とかそういうものだけでなく、学校から帰って家、そして先生の前、そのあとお巡りさんで何でいるのかとか、そういうところを直接聞くと、よくわからない、悪いことをした人を捕まえるのがお巡りさんだと多分思っていると思うんですよ。これは、皆さんもご承知のように、小さな裁判所といいますか、いわゆる自分たち、子供たちけんかしても、自分は悪くない、相手が悪いんだとなると、親とか先生たちはどちらを判断して軍配を上げるかということになれば、親たちは自分の子の方がかわいいから、子供に軍配を上げる。あと、先生たちもやはり、感情的に、どちらかに軍配を上げる。そういう点で、お巡りさんは法的な見方、一々そういうものを裁判所に持って行って裁判するわけではないし、そういうものでおきてとか、そういうものをお巡りさんなどはきちっと裁いてくれるというようなことも、子供たちに認識させてほしいと。何でも、泥棒を捕まえるのだけがお巡りさんじゃないよというようなことを、そういう面でもきちっと教えていただく。

そして、親とのつながり、学校で悪いことをしても、親兄弟、親戚、こういう人にみんな迷惑がかかるんですよと、そういうきずなが大事なんですよということも、言葉だけじゃなく、本当に体験できるような、手とり足とりで子供たちに教育してほしいというふうに私は思っております。

それから、最後になりますが、きのう、浅野議員の質問に対して市長から、ジュニアリーダーの団体で泊まりがけということも聞いているんですが、昔、私らの年代で、昔のことばかり余り言っても笑われますが、玉川の碑とか母子石、あと総社の宮、こういうものを遠足でよく歩いたんですよ。そして、よく子供たちは小さな虫みたいなものを持って、その辺いたずらしながら歩くんですが、やはり悪いこと、いいこと、そういう体験しながら歩くんです。

先ほど、ちょっと、例として浦戸の諸島泊まりとか、そこを散歩する、あの辺に行けば、浦戸諸島4島5部落を歩けば、2日くらいかかると思うんですが、そうすると子供たちで落後者が出たりすると、そのわきにいた方々の子供たちのいたわりの気持ちとか思いやりとか、そういうものも発生するし、あとああいう島で、電気とか水道、こういうものも限られた時間で水をとめたり電気をとめたりすると、そういうありがたさ、もののありがたさということを体

で、自分たちに伝わってくるんじゃないかなという体験をなさいと、私は申し上げているんですが。

私らが小学校のとき、私は今の栄町に来たときは電気は3年間なかったです。学校から帰るとランプのホヤ磨きです。何せ、今、皆さんたちそういうことを言ったって、電気のない暮らしなんかわからないと思います。水道は、5年間なかったです。川から毎日てんびんで、井戸の水をくんで、あとあそこの栄町には23軒、昔の、あそこ移転した家庭があるんですが、ここには全部井戸があります。そこには、雨水を皆くんで、それを利用したという経験があります。

そういう体験が、子供たちに本当に、大人になる基礎と、それからいろいろなときの自分たちのとっさの行動に、私はなってくるんじゃないかと。たまに、お父さんのお母さんのいろいろ、お父さんも酒飲んで夜遅く帰るだけじゃなく、たまに帰った日に電気の安全弁、スイッチでも切ってみなさい。子供たち、飛び出してどこを歩いていいかわからなくなる。懐中電灯どこにあるとか大騒ぎになると思います。

そんなこともひとつ、防犯対策で一応申し込むとみんな構えてしまいますから、きょうは何時から停電しますよなんてなると、その前に、お父さん、酔った勢いで、帰ってきて安全弁でも切ってみなさい、子供はすぐ飛び出してくるから。

そんなふうに、体験をさせてやるということが、これは大事じゃなかるうかなというふうに思っていますので、ジュニアリーダーの団体体験も、私は先ほど市長さんからの答弁を聞いていますが、ぜひ塩竈から浦戸に、時間帯とか先生方も大変でしょう、それは、引率するのには、だけれども、そういう体験を与えることも一つの教育じゃなかるうかなと思いますので、ぜひ塩竈からそういう体験を発信していただきたいというふうに私は思っております。

ぜひ、教育長さん、本当に、塩竈のこれは暖かいとき、今度島に渡ると塩竈の交通の船代も浮きますから、そういう点で。そういうことも踏まえて、ひとつ子供たちの教育には体験を与えてくださいということを私は述べておきたいと思います。

2回目の質問で何かありましたら、ご回答いただき、もしなければこれで終わりたいと思います。よろしくお願いします。

副議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 第2回目のご質問にお答えいたします。

我々が進めてまいりました行政に対する評価、まさに市民満足度調査結果として出されたわ

けであります。大変厳しいものであったと受けとめておりますし、真摯にこういうものを受けとめながら、次の行政に繁栄させていくことこそが我々にとっての大切な課題だと思っております。厳しいご意見を真摯に受けとめさせていただきたいと思っております。

また、財政問題に関しまして、この議場でも議会の皆様方からさまざまなご提言をちょうだいいたしております。我々のたゆまぬ努力がまだまだ必要であるということを痛感させられております。大変感謝を申し上げます。

合併問題に関連しまして、議員の方から修学旅行の事例、あるいは広域観光の取り組み等についてのサジェスションもいただきました。合併というものは、まさに多面性を持っていると思っております。そういったことを一つ一つ検証しながら今後歩みを進めてまいりたいと思っております。

港湾整備であります。

残念ながら、昨今、貨物量が激減をいたしております。一つには、大型化になかなか対応できにくい港湾ということもあったかと思いますが、おかげさまで議会の皆様方の大変なご支援をいただきました航路しゅんせつ工事、18年度は国におきまして準備作業を実施作業を実施するそうではありますが、19年度からはいよいよ本格的な航路しゅんせつ工事が始まるというような状況も報告を受けております。こういったことを契機に、もう一度塩竈の活性化といったようなものに改めて取り組んでまいりたいと思っております。

また、学校教育の一環としてジュニアリーダーの育成でありますとか、議員からは母子石の歴史など、このまちで語り継がれていくべき、例えば家族のきずなとかそういったものがいっぱい身近にあるのではないかというようなお話も賜りました。既に、このことにつきましてはボランティアの方が紙芝居にしまして、市内の小学校等を回りまして学校教育の一環としていただいているようであります。このように、学ぶべき題材が本当に我々の身近なところに数多く残されているのも、塩竈の魅力の一つになるのかなと思っております。

繰り返しになりますが、今後ともたゆまぬ努力を続けてまいりたいと考えておりますので、なお一層ご支援、ご指導をいただければ大変幸いです。

よろしく願いいたします。

副議長（志賀直哉君） 以上をもって本定例会の全日程は終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 5 時 1 0 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 1 8 年 9 月 2 8 日

塩竈市議会議長 菊 地 進

塩竈市議会議員 志子田 吉 晃

塩竈市議会議員 鈴 木 昭 一